

本寺に告ぐれば則ち本寺耳聾す、此を以て僧司に質す時は七遮八欄、冗劇多事を辭と爲す、殊に知らず宗門の紛劇、本末の諍論、皆前代の流輩、亂嗣亂法を以て據と爲し、恣に本末を移轉し、私に開山を廢立するに由るを、今に於て公庭を煩し、公聽を瀆すもの、其本こゝにあり、某等願ふ所、たゞ正法を流通せむことを冀ふのみにあらず、今より後、一宗諍息み訟戢り、僧徒無事、任運道業を修せんこと、愚衰の祈る所、唯是れ一のみ、竺乾末法の爲めに言を垂れて曰く、佛法は國王大臣に付囑すと、其王臣に付する所以は、則ち邪を糾し正を旌はすの力、之を僧人に比するに其功倍萬するが故なり、矧んや亦 大樹尊君叡思文明、神を尊ひ法を護し、九流の壅るを導き、百川を障へて東せしむ、其他の鴻烈高明、賤釋の敢て擅に述ぶる所にあらず、且其英宰良弼、海内の望、政柄の歸する所、忠直日を貫き、節義天を排す、竟に其餘力を以て百廢俱に舉る、仰ぎ願くは靈山の付囑を忘れず、忝く法社の金湯と爲り、大君の峻命を伺ひ稟て百衝の役に報示し、一呼して洞宗の荒穢を剔り、片言以て一嗣改めざるを得るときは、則ち湛露海涵、恩を戴くこと萬々、洞下の雲仍、海宇に散處するもの百千萬個、今一己の欽祈する所、乃ち千萬個の願なり、伏て乞ふ劈天の雷霆、啓蟄立ちどころに埃つ、某等窮僻に栖遲し、已まんと欲して已まず、言を大方に揚げ、肆いまゝに忌諱を忘れ、冒瀆、潜越、戰栗、屏營の至りに勝へず、誠恐々々頓首上告。

かくの如く二師は専ら裁斷を請うて、日夜官府に奔走す。然るに何事ぞ三僧統は齊しく舊弊革め難

幕府訴願
を撤回せ
しめんとす

しと稱して寧ろ反對の意志を表せば、官府も亦容易に詮議すべくもあらず。されど禪師等の訴願いよゝ切なるにぞ、幕府は終に十月十八日寺社奉行所に二師を召喚し、四奉行列座の席にて、僧統の肯はざることを告げ、形勢の非にして沿襲の挽回し難きを論し、願訴を撤回せしめむとしたるも、禪師等の志は挫折すべくもあらず。結冬徒に示して曰く、

禪林此日鎖禪關 只我抽身不尋閑

莫笑愚公愚若鐵 打成一片欲移山

かくて元祿十三年は過ぎ、十四年の春は來ぬ。

7 禪師等の裏面に於ける革弊運動

表面上の訴願は、一應再三之を爲さざるべからざるは形式上の手段なり。されど僧統等の意向すでに前陳の如くなるを以て、功を奏すべきものにあらざること、素より覺悟の前なれば、禪師は梅峰師と相謀り、退いて舊知の同志に談じ、新附の歸依者と謀り、或は諸侯と交遊し、或は碩儒の贊助を容れ、以て幕府の要路に接觸し、正法を提げて堅忍持久、徐ろに機運醸成の策に出でたりしかば、玲瓏玉の如き人格は往くとして可ならざるなく、禪師の所懐に傾倒するもの日に増し月に加はり、竊に其志願を匡扶援助する者多きに至れり。是に於て禪師は内外機に應じて演説し殆んど虚日なし。

諸侯、碩儒
陰に應援す

8 革弊是非論の沸騰

伽藍相續
の方一
師印證の
方の對抗
黨弊者の
言ひ分

禪師等の
轉居

さるほどにやうやく革弊是非の論起り、從來禪師等の運動を快とせずして、傍觀の態度にありしもの、漸く其鋒鏑をあらはし來り、二師を以て異願を企つる者と曲論するものさへ少なからず。多數黨弊の者は、之を伽藍相續の方と呼び、宗權を以て強霸の勢を張り、二師は一師印證の方と稱して古典を奉じて宗統を正さんとす。黨弊の者は曰く『嗣法は宗門の密事なり、外間をして知らしむべきものにあらず、今之を官府に訴へて之を發き、俗人の判斷に委せんとするは何事ぞ』、又曰く『志あらば自らいさぎよくし師資面授を守らば可なり、何を苦んで一宗の非を指摘して耻を外間に曝し、平地に波瀾を生せしめんとはする』等と感情の奴となりて二師の行爲を誹謗し、將に迫害を加へんとするの說をなす者あり。禪師は江戸に入りし以來瑠璃光寺及同寺附近の借宅に起臥せしが、物情穩かならず、瑠璃光寺に累を及ぼすことあらんも計り難ければ、田翁師は毫も意に介せざりしも轉居することに決意し、同年夏、城西金地院の門前に轉居す。梅峯師も亦同じく青龍寺を出でて、城北谷中の教院に移る。時に禪師江城獨歩の吟あり。

坐看宗弊不能禁 一起東來感轉深
徒步舍車非責耻 徐行曳杖爲傷心

偶忘大地無知己 強向虛空求賞音
同是裸蟲三百長 誰扶此道拯陸沈

兎にも角にも三宗統革弊に反對なるを以て、二師の苦心一方ならず。區々妄說益々蜂起して二師を窮地に陥んとするの徒いよく多きに至る。禪師反駁論難節を持して動かす。十月三日(元祿十四年)又居を下谷黒門近傍に轉じ、十二月上旬又更に淺草に移る。又述懷十首あり。

〔廣録卷四十〕

元祿庚辰同梅峰和尚因革宗弊僑居神府次

韻述懷十首

出山

扶宗一念得人訕卷却樺唇何日閒著著探珠將扞海單單逐鹿欲忘山非論李四龜毛
直寧諍張三免角彎只爲畫蛇謾添足感傷虎背不窺斑
空華無蒂讚兼訕警喜警瞋匹似閒夢度大河獨在榻幻凌崇峻本非山由來風向靜中
起畢竟月從圓處彎一切有爲無定相夥然黑者作斑斑
忘身不顧有浮訕爲法用心豈等閒眠熟江東千里月夢尋洛北幾重山茶爐湯老蚓聲
細竹隔風回羊角彎遮莫客囊今屢空青錢脫索藤痕斑
洞門宗弊世皆訕老步區區不得閒寺弊一身輕似葉法通千古重於山可憐孤子矢將

曹洞宗統の革弊

折莫比越人弓覆彎余髮若非因剃却日長丈丈更添斑
 偶逢同志得分誦松竹陰中話了閒當處自涼三界火逼來直倒四方山虛懷何有物堪
 比空手也無弓可彎虎豹脫皮今作鄰不須更覓舊時斑
 不覓芳聲不避誦但空憎愛自清閒禪中有物知非道到處無心即是山特地風標雲片
 片暫時光影月彎彎年過六十已望七羞見秃餘短髮斑
 明頭讚者暗頭誦明暗難容無事閒莫謂口門含一舌須知席上隔千山談濃時接言中
 響面笑潛撮眉宇彎雲雨世情手翻覆虎斑易見奈人斑
 贊者贊兮誦者誦贊誦於我譬如閒揭來銀漢盈虧月照破鐵圍大小山累累芋魁園裏
 老長長瓠子架頭彎人心各異如其面菊亦東籬紅白斑
 不可贊兮不可誦人間萬事不如閒洗心湛湛琉璃水入眼依依翡翠山檻外探幽林鬱
 密竹陰通步徑縈彎青楓稍見變衰色霜露未零一半斑
 世情變處贊爲誦道念空時閑亦閒瀉去瀉來水上浪雲歸雲出屋頭山性天寥廓本無
 跡心月孤圓誰見彎圓數圓成前後和西川十樣錦爛斑

9 田翁師の聲援

田翁師の
嗷訴

寺社奉行松平志摩守初め聴かざるもの、如し、後略ぼ志願の本旨に通ず、禪師、更に其衙門に訴へ
 んど欲して機の到るを待つ、瑠璃光寺田翁師、素より同志の人として初めより力を盡す所、少なからざ
 りしが、二師の願望軋軋するを視るに忍びず、元祿十五年十月二十四日、單身官衙に猪突して、革弊
 の事を嗷訴し、二師のために聲援甚だ力む。爾來田翁師しきりに官衙に出頭して、論解願訴、毫も役
 吏の脅威に屈することなし。洞上宗統復古志に曰く『田翁是ヨリ百餘日ノ間暴風大雨トイヘドモ、官
 衙至ラズト云コトナシ』と、源光庵文書 出山禪師書簡の一節には『瑠璃光寺彌以飛州公へ願ニ二
 回程ヅツ役行に候一段首尾能候』とあり、意氣盛んなりといふべし。

10 幕府の査問

寺社奉行
二師を召
喚す
寺社奉行
曹洞宗以
外の宗派
に諮問す

元祿十六年三月廿七日、寺社奉行、阿部飛驒守、出梅二師を同職の座前に召して曰く『田翁の陳ぶ
 る所を聴きて汝兩僧の所願偏に法のためにして、身のためにあらざるを知れり、以て更に委しく訟を
 聴かむ』と、これより頻りに二師を召して糾問検査し二師解説甚だ力む、依て幕府は、臨濟、黃檗の
 兩宗、及び天台、眞言、淨土、日蓮等他宗派の僧正を召集して、洞門嗣承の由る所を磨問し、二師の
 所陳に違はざることを知る。是に於て幕府は更に永平、總持兩寺の貫首並に三僧統、及同宗諸大刹の
 者宿を召集し、査問を要すべき主旨を示達す。應召したる寺院及者宿左の如し。

越前國吉祥山永平寺天梁字石牛

能登國諸嶽山總持寺玄中字央山 (以上本山)

下總國安國山總寧寺嚴柳字綠巖

武藏國長松山龍穩寺全鐵字印珊

下野國太平山大中寺寂照字月心 (以上僧統)

遠江國萬松山可睡齋真海字東洲 (本 山 格)

江戸妙龜山總泉寺永吞字大寂

同 萬年山青松寺梅仙字竺巖

同 萬松山泉岳寺長恩字酬山 (以上觸頭江戸三ヶ寺)

加賀國護國山寶圓寺珠聯字芳山

能登國諸嶽山芳春院道費字瑞晃

右十一ヶ寺の外に、

加賀の廣誓寺、江戸の吉祥寺、天龍寺、長谷寺、功運寺、丹波の永澤寺、薩摩の福昌寺、長崎の皓臺寺、因幡の景福寺、上野の双林寺。

但廣誓寺は寶圓寺の扶翼として出頭し、吉祥寺以下の四ヶ寺は江戸府内の曹洞の巨利なるが故に

召され、永澤寺以下の五ヶ寺は他の用務にて江戸在府中なりしが故に應召す。

洞上宗統復古志に當時の光景を記せり。其一節に曰く、

幕府召喚
大寄合日
の光景

去ル程ニ夏モ半ニナリケレバ、兩本山可睡齋等、皆々著府シ玉ヘリ。扱テ永平、總持、關三寺、可睡齋、江戸三寺ハ常ニ出駕シ玉フ格式アリ。總持ノ出デ玉ヘバ、後見寶圓寺、芳春院ニ廣誓寺ヲ伴ハレ、加賀殿ヨリ附ケ人騎馬ニテ跡押ヘ。又福昌寺ニハ薩摩殿ヨリ跡押ヘ、是モ騎馬ニテ附人アリ。カクノ如クノ諸大刹、其大寄合ノ日ト申スハ、各々、威神ヲ奮ヒ立テ、出立テ玉ヘル大乘物ニ、紫衣黄衣ヲ打聯ネ、供奉ノ人々サハヤカニ、小路セバシト歩マセケレバ、奉行所ノ近邊ハ、唯ダ一面ニ洞家ノ勢、雲ノ如クニカコミケル。其ノ片タ相手ト覺ユル兩人ノ老僧ハ、鶴ノ瘦タル姿タ、黒衣ヲ召サレ、タマ一僕、田翁等ヲ伴ハレ、心徐ニ進ミ玉ヘバ、御役所ニモ老ノ身ヲ勞リ玉ヒケン、一間ナル片タ影ニ憩ハシメ、常々茶飯ヲ供シ玉フ。扱テ諸方ニテ洞家ニハ、イカナル大事カ起リナン、是ホド騒動ニ及ブト、タトヒ彼ノ兩老イカモノ正理アルトテモ、カ、ル威勢ニモ吞レナン。其レヨリ日々ノ御詮議ニ彼ノ兩老僧、今日ハ遠島、明日ハ追放ナドト、江戸一邊ニ申シケル。昔承應年中ニ萬安、鐵心ノ二老、關東ノ諸老ト、代語講録ノ議論ニ付、出訴シ玉ヒシ其時モ、江戸中兩方ニ立分レ、互ニ氣鋒ヲフルイシユヘ、或ハ咒咀調伏ヲ行フモアリ、或ハ劔難毒藥ニカ、ルモアリ、遂ニハ録方非理ニ成リ、萬安、鐵心ノ二老ヲ始メ其黨ノ三十三箇寺擯罰シ、宗門徘徊ヲ停止

セラル由シ聞ヨリモ、此度ノ革弊ニハ覺悟ノ前ト云ナガラ、幾度カ危キ虎ノ尾ヲ蹈メル憂目ヲ見玉フ、二老ノ心コソユ、シケレ。

示達の大會終りければ、是に於て幕府は更に兩本山、三僧統以下曹洞の諸寺院を、各々日時を異にして一々召喚、詳細に査問し、何れも口詞を取る。かくて元祿十六年六月二十八日、寺社奉行阿部飛驒守の執事山本頼寛、矢田義純、瑞瑞光寺田翁師を飛驒守の衙門に召し告げて曰く『天台、真言の碩學、淨土、日蓮の能化、臨濟、黃檗の知識等を召し曹洞の宗風を問ひ、尙ほ曹洞の耆宿を召集して道元禪師の家訓を調査し、既に將軍の耳聞に達せしめたり、汝護法の精神日ならずして幸を齎すべし』と、慰諭する所あり。田翁師頓首して退き『我が願達せり』と、喜ぶこと限りなし。

田翁師慰諭せらる

禪師、梅峯師への内達

田翁師の遠慮

七月四日禪師、梅峯、田翁の三師また阿部、松平、永井三奉行の班座に召され、飛驒守訓達して曰く『汝兩僧茲に四年堅忍至誠以て願ふ所の法義は眞に洞門の正統なれば、すでに老中の評定を了じて將軍の聞に達せり、日ならずして明斷あるべし。田翁從來の行動にして法に觸るゝの罪科は之を許容すべからず、しばらく謹慎し出仕を止むべし』と、三師旨を領して退く。

II 公案の下附

幕府すでに檢問審査を了へて、洞門の黨弊二師の訴申に違はざることを確知し、宗統を正すべき必

寺社奉行の諷諭

要を認めたるも、若し宗内に非法不義の態度に出でて正統を拒む者輩出し、法亂の起るが如きことあらんには、其者の罪譴免るべからざるを以て、洞門相擧つての希望として、一師印證師資面授の大法を受用せしめむため、七月五日永平總持兩本山以下十一ヶ寺を召喚し、飛驒守より諷諭して曰く、『宗統復古に關する裁斷は出梅兩老及田翁の願を受用するにもあらず、兩本山及僧統の意向を尊重するにもあらず、弊を除き非を改め正法を流布せしめんとするにあれば』とて左の公案を下し答申書を提出すべきことを諭せり。

申 渡 覺

向後嗣法之儀一師印證而相立候方存候哉唯今迄之通伽藍相續而相濟候方不苦候哉 御條目並元祖之家訓茂不相背様永平寺總持寺並山三寺可睡齋江戸三寺總持寺後見致相談存寄書付可差出候唯今迄之通伽藍相續之方可然與於存者 御條目並元祖之家訓茂符合不仕様相聞候間如何様之道理而宜存候哉委細書付可差出候

七月五日

飛驒守右公案書を下附して後、尙ほ永井伊賀守、並に本多彈正少弼よりも懇切に諷示する所ありき。

12 曹洞十一ヶ寺會議

總持寺
央山師
永平寺
石牛師
對論

是に於て永平總持以下十一箇寺の長老は永平總持の江戸の宿院に集り商議を凝らすこと數回に及びたるも衆議容易に一決すべくもあらず、總持寺の央山は革弊答申の義を主張し、永平寺の石牛及三僧統は法亂の生せんことを虞れて躊躇逡巡す。遂に央山石牛兩老の對論となり、物情騷然兩派の僧衆、いづれも膽を寒うして其經過を氣遣へり。

さるほごに禪師、梅峯の二師は群議の容易に決せざるを見て、吉祥寺に托して總寧寺に對し口上書を贈れり。こは禪師等が夙に唱導し居たる所にして、事件を解決するに適當なる法案なり。即ち傳法三物の内、嗣書は傳法の正脈なれば必ず一師印證堅く相守り、血脈其他寺々傳來の秘法は從來の跡を存することゝすべき義にして、是れ正しく宗統を復古せしめて而して各寺開山の系圖其他寺々一切の法義を廢せざる義なれば穩當なる處置といふべく、謂はゞ傳法の本意を傷けざる範圍に於て枝葉の事項に於ける和談なり。

奉願口上書

一宗門之傳法、古代之通、一師之印證ニ而、一生相勤、寺院交代之砌、不許再傳之趣ヲ以、去々年兩三度願申候處、願之趣ニ而者、其寺々開山以來之法義、打捨リ申様ニ而、一

禪師梅峯
師の對案

宗之面々、合點有之間敷、可及騷動與思召、三寺一同御承引無御座、就夫寺社御奉行ニ而、御取上不罷成候、其段御尤ニ奉存候、只今迄相控へ色々了簡仕リ見申ニ、傳法三物之内、嗣書血脈者、二名同實ニ而、同ク從如來今日之本師迄、名字連來リ候、家譜ニ御座候間、向後嗣書之家譜者、古代之通、不許再傳、血脈之家譜者、只今迄之通、交代之寺々ニ而、重傳之、其寺開山以來之法儀堅相守之、尤其寺之門參秘法等不殘受之、住持職相勤候様、被仰付候者、佛祖之正傳、元祖之遺誠ニ茂相叶、其寺々之筋目茂相立、一切違亂有御座間敷、與奉存候、右之趣ヲ以、御公儀江被仰達、被下候様ニ、爲宗門奉願候以上

而して禪師と梅峯師は、寺社奉行ニ對しても亦、右の主旨を達すべく左の文書を提出せらる。

一禪宗之傳法者、異國本朝共ニ、濟家洞家一同、一師印證ヲ以、一生不易ニ相勤申事ニ御座候、然ルニ洞家之一宗、漸々誤來、幾度ニ而茂住持移リ代リ次第、前之師ヲ捨テ候而、寺々讓リ申候ニヨリ、新ニ傳法仕替候故、昨日迄之本師者、今日者他人ニ罷成、偏ニ利欲之風俗ニ相見へ、不忠不孝成ル臣子之其君父ヲ捨テ申候與同事之風情ニ御座候、洞家開山永平道元之正法眼藏之内、若シ寺之爲傳法仕替候者、非知識不可入僧位、或ハ邪風、或ハ畜生杯與遺誠分明ニ御座候、此正法眼藏者、開山之作、洞家

大切之書ニ而、一宗一同ニ護持仕候、尤佛祖之大法者、人々自得之道理ニ御座候得共、傳法之儀式ヲ以、三國相承仕來候、然ニ只今之通傳法之儀式致混亂、一師印證之儀茂立不申、開山之掟、又者佛祖之本法ニ相背候而者、洞家之宗旨者、斷絕同事ニ御座候。御當代、別而正法御取立之時節、難有奉存、御政道之御威光ヲ以、洞家之正法、御取立被下候様ニ仕度存念ニ而、去々年書付ヲ以、奉願候得共、久敷只今迄之通成來候處、俄ニ改リ候者、一宗之者、其合點不仕、及騒動可申與、三箇寺被申上候ニ付而、右之願先ツ相休メ候様ニ與、御意被成候故、奉畏只今迄相控居申候、然共、御當代ニ正法立不申候者、永代捨リ可申與、歎ケ敷奉存色々了簡ヲ以、一宗之儀式、萬事有來候通ニ而、少茂違亂無御座、傳法之本意者、正敷罷成候譯申上候、其譯者

洞家傳法之三物

- 一、嗣書 傳法之正脈也
- 一、血脈 傳戒之正脈也
- 一、大事 嗣書血脈内證之密意也

右嗣書血脈之二物者、其體者一種ニ而、同ク釋迦如來ヨリ、今日之本師迄、名字連來洞濟之系圖ニ而、御座候、其内嗣書之系圖者、傳法之正脈ニ御座候故、一師印證堅相

守之、血脈之系圖、其外其寺々傳來之秘法等者、移替之砌、只今迄之通仕候者、其寺開山之系圖、並ニ一切法儀等茂捨リ不申、尤本末之儀式等、諸事有來候通ニ而、只三物之内、嗣書一種再傳不仕迄ヲ以、傳法之本意相立申候、此一事御吟味ヲ以、洞家之正法、御取立被下候様ニ奉願候、右之趣 權現様洞家一宗江被仰付候 御條目ニ能相叶申義ニ御座候以上

正山 印

梅峯 印

寺社奉行所御役人中

然るに本山、僧統等、尙未だ直に了解し難く、幕府に對する回申も遅延しければ、寺社奉行は、また十一箇寺を召喚し、答申の遅延を詰責し、且曰く『將軍に於ては極めて寛宏なる所置を講せしめられつゝあるに、怠慢に打過すに於ては、斷然たる所置を取らしめらるべきやも計り難し』と、決意をほのめかしたりしに、十一箇寺は更に會議を開きて、大に論議を凝らしたる結果終に左の答申をなせり。

口上書

去五日向後就嗣法之儀、以御書付被仰渡候趣難有奉存候。則遂相談存寄申上候覺

十一ヶ寺の答申

一向後嗣法之儀者、元祖正法眼藏本意ニ御座候故、一師印證ニ相定何之寺院江移轉仕候共、最初之法脈一生不易ニ致所持可然歟與奉存候

一唯今迄致傳來候伽藍之法、御條目ニ違背不仕候歟與奉存候、其子細者慶長末元和之始本寺並僧錄 御朱印頂戴之節、宗門出世分、僧臘支配等之諸法式、相障ル儀共者、皆以被遊 御改被下候節、茂伽藍相續之法者、任先格、唯今之通ニ而、被爲指置加之明曆年中、永平寺永俊與總持寺松曠、嗣法論之節、被仰付候譯茂御座候得者、御條目ニ者違背不仕候、依之數百年來致授受候伽藍相續之法、難致斷絶候間、三物之内、除嗣書而已、血脈一大事、寺法ニ致相傳可然與奉存候、如此不仕候而者、諸國大小數多之寺院、本末諍論之節、難致吟味、禮義混亂可仕候、或住番等相當ル節、及異儀事、茂可有御座候、或大地古跡年臘階級相撰候故、嗣法仕候人之内ヨリ、後住難取時、其寺開山已來之法系、多者可致斷絶與、歎敷儀ニ奉存候前件之通、委細書付差上申候以上。

元祿十六年癸未七月十七日

芳春院道費印
寶圓寺珠聯印

泉岳寺酬山印
總泉寺大寂印
青松寺梅仙印
可睡齋東洲印
大中寺月心印
龍穩寺全鐵印
總寧寺綠嵩印
總持寺央山印
永平寺石牛印

寺社御奉行所

寺社奉行右答申書を受領して曰く『衆議一同の願可なり。答申書は追て閱すべし、此儘受付つるや否やは明言し難し』と。

同月二十四日永平寺、總持寺、寶圓寺、芳春院また寺社奉行所に召され、奉行列座の上にて『伽藍相續』の名稱の濫觴につき糺問する所あり、此四字何等根據あらざる事を相互了承し、此文字を條文に使用せざる事を互に了解し、同日兩本山貫首は更に左の願書を提出せり。

嗣法之儀今度御尋ニ付、去ル十七日以書付連判申上候通被_レ仰付被_レ下候様ニ奉_レ願候以上

未七月二十四日

總持寺 央山印
永平寺 石牛印

寺社御奉行所

右により終に幕府は右兩本山の願書を裁可せば、足ることに進捗したるものなり。

13 裁可及復古條令の發布

かくて寺社奉行、老中の評定さだまりければ、幕府は八月十日十一ヶ寺の長老を召喚し、老中寺社奉行列席の上、將軍裁可の旨を傳へ、執筆の司飯高善左衛門の書寫に成る、條目を讀書の司深尾權十郎高らかに讀誦して之を兩本山に對し各一通を交附せり。條目は左の如し。

定

復古條令

一 嗣法了畢之僧侶、經二十五年之臘、而有轉衣之望者、彌守_レ御條目之旨以_レ嗣法師之推舉狀可_レ致_レ登山、若_レ嗣法師有_レ故障者、或本寺或僧錄、遂吟味_レ可_レ令_レ添狀事

一 師資面授、一師印證者、爲_レ道元禪師之家訓、自今以後、何之寺院、雖令_レ移住、最初傳授之

三物、一生全可_レ帶_レ之、師資相承之外、以_レ他人、附法停止之事

一 傳法之僧、入院之節者、其寺院之嗣書除之、血脈大事、可_レ重_レ授_レ之、移轉之砌者、可_レ附_レ屬_レ于後住、當住令_レ遷化者、其寺之隱居、又者於_レ本寺同門、可_レ授_レ受_レ事

右條條永平寺總持寺就願被_レ仰出之、向後一宗之僧侶堅可_レ相_レ守_レ此旨若_レ違犯之輩、於_レ有_レ之者、可_レ爲_レ曲_レ事者也

元祿十六年八月七日

本 彈 正 在 判
阿 飛 驒 在 判
永 伊 賀 在 判
丹 後 在 判
但 馬 在 判
佐 渡 在 判
相 模 在 判
豐 後 在 判

越 前

永 平 寺

能登

總持寺

14 所願成就

數百年來濫嗣の宗統こゝに、はじめて古に復し、禪師終生の所願めでたく成就し、祖風以て揚り、宗門以て泰きを得たり。而して茲に禪師が宿願の成功を見るに至りたるは、道俗門資、大方の老徳、遠近の寺院、正梅二師の鐵石の如き決心に感じて革弊を援助したるの功亦少しとせず、或は陰に幕府の有司を説き、或は陽に交遊に高唱し、或は招宴して其苦心を慰め、或は特訪して其勞をねぎらへるものあり。

15 鷹峯歸還

禪師宿願成就しければ、諸家を歴訪して護法の篤志を感謝し九月上旬江戸を發して西歸せらる、隨喜道俗の別れを惜むあり、凱旋歸山のかご出を祝するもあり、送者路に滿つ。

抑も禪師が革弊のために江戸に出張したりし期間は三ヶ年六ヶ月にして之を禪師が生中關東にありし總年月に比すれば、僅かに十分の一に過ぎざるも、禪師の一大業績として其生涯をかざるべきは實

にこの期間なりとす。

16 護法牌

洞上宗統復古志卷上の終に、天台座主輪王寺公辦法親王を始め、百數十名護法與力の人名及寺名を記して詳かなり。就中老中阿部豊後守正武、同飛驒守正喬の兩家は禪師の最も感佩する所なりしは言を俟たず、されば禪師は鷹峯に歸られし後、一小木牌を造り、護法牌と名づけて、

革弊成就
につき
師の最も
徳さする
人々

(表)

梅峯信和尚	三澤周信
阿部正武大居士	石山破夢
大護法東都大君	山本頼寛
阿部正喬大居士	矢田義純
田翁甫和尚	

(裏)

元祿十六年癸未秋八月七日官命新降令洞家嗣法
歸師資面授一師印證之家訓後人宜念護法之大
恩

白叵山記

(東都大君は徳川綱吉公にして、三澤石山兩人は正武居士の執事、山本矢田兩人は正喬居士の執事也。)の文字を刻記し、日夕功德を回憶して其祿算を祈られるが、今尙源光庵に大切に保存祭祀せられて永く福祉を祈られつゝあるなり。

酬洞外禪師

客舍江陵已四年幾經官處乞哀憐獅蟲殘害扶邪輩霹靂號令護法賢台命風行無望碍叢規艸偃有因緣歸來且喜同盟賀交態交情依舊全

酬洞白禪師

洞門一脈已歸真功屬官家有力人宗柄把持由政柄願輪推輓在車輪降新號令嚴猶密起舊家風美且洵將此規條扶法義永平遺訓不孤淳

一一 宗弊革正運動中、江戸の寓居より

源光庵白龍師に寄せられたる禪師の書簡

(源光庵文書) 并に其考察

附、卍山禪師書簡小録並ニ其考察

源光庵文書卍山禪師書簡は、禪師が宗弊革正のため、江戸に滞在奔走中源光庵留守居の資、白龍

師に寄せられたる禪師自筆の書狀なるが、漸次斷簡散逸して其一半の殘存するのみ。されど宗統復古に關して、禪師が苦心慘憺の實際を描寫せられたる自然の消息にして、革弊事件の事實を裏面より研究すべき第一の好資料なり。惟ふに禪師の江戸滞在は、元祿十三年より同十六年にわたりしも、該書簡には、一として年號を記したるものなく、月日すら斷逸したるもありて、其前後更に分明せざるも其内容を吟味して早晚の順序を考へ、列記して、いさゝか考察を加ふること左の如し。終りに附言を要すべきは、常に禪師が白龍師の憂慮を除き、精々安心を與ふることをつとめられし心持あるは蔽ふべからず。讀者其心して讀まざるべからず。第一番にかゝぐる遺書も、鷹峯出立の翌日、禪定寺より發せられたるものと推定す。

【源光庵文書】

禪師江戸へ出立の際の遺言
葬禮化儀の粧嚴等禁之
一日一中の齋にて廻向諷經

◎拙老落命之時節何方へも飛脚を以、案内申入候事必々無用ニ候。有合候徒侶許ニ而、於舟岡山火化相仕舞、其以後禪定寺、太平寺、興禪寺へ可申遣候。愚白老和尚へ興禪寺より通路頼可被申候。慈現庵、大乘寺へ町飛脚ニ而餘り延引ニも候ハ、一僕遣候而も可然候。葬禮化儀之粧嚴等一圓禁之也。拙老心頭ニ不相叶候故、右之通ニ候。庵中ニ而中陰之間ハ平常ノ供養ニ而諷經可被相勤候。於大乘寺一七日ノ中陰法事ノ興行も必々無用ニ候。但計音相達候以後一日一中ノ齋ニ而回向諷經候様ニ可申遣候。

宗弊革正運動中源光庵に寄せられた禪師の書簡

不可過、
一汁二羹

一若他方ニ被居候法屬於庵中於被修供養者不可過一汁二羹、尤庵中自分ノ供養ハ彌以可爲一汁二羹者也。

一行脚ノ先ニ而落命之事ハ遺稿文之内ニ記之也。

遺物遣し
先

遺物ノ覺

- 一、緋縮綿ノ袈裟 明州和尚へ
- 一、絹縮布ノ袈裟 大乘寺へ
- 一、南京燒ノ磁硯一枚 愚白老和尚へ
- 一、唐管ノ筆一枝 丹嶺老和尚へ
- 一、古銅ノ筆架 隆玄和尚へ
- 一、古ル書物二三卷ノ物見合 寶圓寺へ
- 一、同 事 筑前 東林寺へ
- 一、挂子衣古ル書物右之通 御隱居へ
- 一、運慶作毘沙門像 江戸萬松院
- 一、掛子衣 萬松院へ
- 一、同 事 高林寺

- 一、同 事 瑠璃光寺
- 一、同 事 良悟和尚へ
- 一、同 事 實性院へ
- 一、同 事 禪定寺へ
- 一、同 事 道明長老へ

圓覺寺

○普眼和尚

東昌寺

壽穩和尚

海禪寺

石峰和尚

高傳寺

了爲和尚

眞成院

木橋和尚

興禪寺

越岩和尚

東方正法寺

定山和尚

別山和尚

義光和尚

千光寺

慈舟和尚

慧岳和尚

慧眼和尚

靈苗和尚

禪山和尚

宗繁奉正運動中源光庵に寄せられた禪師の書簡

集福寺 道黑和尚

觀清寺 道啄和尚

三原宗光寺 虎白和尚

天寧寺 月峰和尚

龍興寺 岳州和尚

永明寺 玉溪和尚

此外 關東 梅仙

神通寺 岩 槐國長老 覺性宗祝

關東法弟 道潭

祖燈 家智 東海

海如

越後 林峰 武州ノ 古天

舜禪

清圓寺 雪音

右掛子一頂宛贈申度候、若掛子調候事不成者面授卷一卷つゝにても贈り可然候。掛子にも書物ニも可押印幸也。皆々便を求メ可遣候。遠方便無之方ハ何年過候而も不苦候。

○東福寺、清圓寺ハ因縁ノ地ニ候條古ルキ直綴破袈裟ニ而も古ル書物ニ而も什物ニ成リ申候物遣度候

東福寺
清圓寺

一、即非和尚ノ觀音繪

房州公

一、石摺一卷

主殿居士

一、同

圖書居士

一、心越和尚達磨繪

玉井居士

一、銅雀臺瓦硯

實山居士

一、三十二應ノ觀音像卷物

中田庄三郎殿

一、地藏ノ小像

勘右衛門殿

一、大權ノ銅ノ小像

中田庄三郎殿

○菩提子ノ念珠

祖溪尼

元蓮善女小堀左兵衛殿内へ三十三番ノ觀音小印像一幅つゝ成共贈申度候。

右之外平生歸依ノ善男善女へ贈リ候而可然方ハ何ニテモ見合可遣候

○懷中ノ小三衣心經

隱之長老

○掛子禪源都序

大休長老

○金子一分つゝ是宗、了善、祖健、亨天へ可遣候。

○古ル衣 古ル書物 人天眼目など

東嶺寺 元貞長老

宗繁草正運動中源光庵に寄せられた禪師の書簡

隱居自性和尙へも何ぞ贈度候

樂清貧
以鉢鉢
日常如法
すべし

右遺物之外一切ノ家具子衣鉢ノ餘財少ニ而も其儘菴中ニ留置菴門相續可有之候常ニ樂清貧
以鉢鉢日常如法ニ行李候ハ、老拙在世同事と存候

元祿庚辰五月廿二日

卍山手書(花押)

右付

白龍長老

禪師郷國
の同胞へ

○郷國ノ藤井忠兵衛殿、六右衛門殿へ佛舍利一粒つゝニ而も可遣候。

○佛工吉□□、□□可遣候。九郎左、五郎兵衛宿へも何ぞ見合可遣候。

考察

右は元祿十三年五月廿二日、鷹峰源光庵出立の翌日庵に遺られたる書簡なり。身命を賭したる意氣
と、其覺悟想ひ見るべし。法資及知己に對する遺物取定めなど懇情を極めたるにあらずや。

若し途中にて死なば舟岡山にて火葬せよとあり、舟岡山は京都市の北、紫野大徳寺の南にある一丘
陵なり。古來其北部に茶毘所ありて、京都七所の一なりしが明治三年廢せられ、今は山上に織田信長
を祀れる別格官幣社、建勳神社あり。

『葬禮化儀の莊嚴等一圓禁之也』といひ、最後の遺誡に『常樂清貧以鉢鉢日常如法ニ行李候ハ、
老拙在世同事と存候』と言はる、ゆかしともゆかし。

遺物の第一に記されたる緋縮緬の袈裟は、曩きに何人が禪師に贈りし物なるか、禪師が此袈裟を掛
けられし時の和尙振りは、いかばかりすがくしかりしぞ、

南京燒の磁硯や、唐管の筆、古銅の筆架、さては銅雀臺瓦硯など、追がに禪師は文雅の人なるが如
きも卍山廣錄卷二十五『古銅筆架記』に『山僧嘗在大乘應請遊橫山如蓮居士第居士出古銅筆架見惠
焉。山僧素不玩文房奇物然以居士志勉強而受之、(中略)前住持事繁不得疎今山居無事不得不親
(下略)』の文字あり。

菩提子の念珠は祖溪尼へのかたみなりき、やさしともやさし。

『東福寺、清圓寺は因縁の地に候條古ルキ直綴破袈裟ニ而も古ル書物ニ而も什物に成り申候物遺度
候』と言はる、凡俗は古書物と見れば、反古同様に取扱ひて紙屑籠に打捨つるものなるに、禪師は之
を最も貴重なるものとして取扱はれたり。賢哲と凡俗の差違こそ甚しきものなれ。

圓覺寺の普眼和尙外三十三名へ『挂子一頂宛贈度候、若挂子調候事不成者、面授卷一卷つゝにても
贈り可然候』とあり、追かに禪師なるかな。道黒は禪師の弟なり。

源光庵文書

宗繁革正運動中源光庵に寄せられた禪師の書簡

瑠璃光寺
深切の心
入内外無
二の赤心

瑠璃光寺
使僧相勤
可申との
心入
金銀不足
にても云
々々

◎昨八ノ頃ニ瑠璃光寺へ着候而禪智方々かごものに一筆道中始終無恙段申遣候立花五郎左殿
二三日以前々瑠璃光寺へ使にて昨日は早々瑠璃光寺をしらせ被申候故今日はや常知見舞ニ被
下候近日承見可申と存候瑠璃光寺爲大法親切ノ心入にて四五人にて居候分ハ何年にて一力
にて供養可有之由内外無二の赤心にて候外ニ借庵候事も不入事寺中無世事之條方丈もあき居
申候兩親の被居候小屋も有之いづれニ成共心安ク居候哉ニこの事に候中々頼母敷事筆頭ニ不
盡候右の心入に候條急に外へ替事も成り申間敷候本寺へも斷り申候て此度ハ三ヶ寺等指立た
る方々へは瑠璃光寺直に使僧相勤可申との心入に候たとへ隠之不參候ても不足ハ無之候隠之
も十日前後につき可申と存事ニ候瑠璃光寺懇切ニ候故金銀不足にて其元の心遣迄も無之候
條案堵可被申候
一面上授卷跋の内増長□入と有之候長の字は考ちかいにて上の字にて瑠璃光寺一見見出し給候い
まだ板行出來不申候ハ、早々かき改め可被遣候若出來候てすり出し候分はわきに上の字かき
候て披露申候様に可被致候此方へ早々五十卷參り候ハ、五十卷には拙手にて上の字かき入り
可申候山崎眞成院などへ便候ハ、先瑠璃光寺に居候わけ通達可然候伊勢寺へハ山崎を通路可
有之候愚白和尚、丹嶺和尚へも便候ハ、無事ニ着候段通達可然候三ヶ寺ノ内總寧、龍穩兩寺
は當夏は公事なども無之故歸山にて七月廿日過に出府の筈に候。

大中寺計自分の用にて在府にて候是又内意など申入ため可然義と存候永平兩隱居共に御遷化
感傷申候□□にては□□前にて五月御遷化と申候心事艸々不宣。

考 察

右は元祿十三年六月江戸に着し、芝瑠璃光寺に宿を定められたる後の書簡なり。
瑠璃光寺田翁師が護法のためなりとはいへ、最初より其親切振りは、實に念の入りたるものなり。
『瑠璃光寺大法のため親切の心入にて、四五人にて居候分ハ、何年にて一力にて供養可有之由、内外
無二の赤心にて候、方丈もあき居申候、兩親の居られ候小屋も有之、いづれに成とも心安ク居候哉ニ
この事ニ候、中々頼母敷事筆頭ニ不盡候、瑠璃光寺懇切に候ゆへ、金銀不足にても、其元（其元とは
白龍師なり）心遣迄も無之候條、安堵可被成候』とは心情の極致にて、禪師は其親切を喜ばるゝこと
限りなし。白龍師亦いかばかり安心したる事なりや。

三ヶ寺の内、總寧寺、龍穩寺兩寺の僧統江戸にあらず。
『山崎眞成院』とは木橋師のこと、『伊勢寺』とは攝津高槻の伊勢寺洞白師のこと、『愚白和尚』とは法
兄泉州成合寺の愚白師にして、『丹嶺和尚』とは丹波法華寺の丹嶺師なり。

禪師の自筆にて「長」を「上」と書き直したる跋文のある面授卷の版本世にありや、なしや、この出
版物こそ、禪師出立の際、圓覺の普眼和尚外三十三名に贈るかたみとして、掛子の代りに擬したるも

のなるべく、洞上宗統復古志の巻頭『革弊略年表』中の元祿十二年巳卯の條に『刻面授卷』とあれば、十二年に成りたる書物に附帶せる事項なるべし。

【源光庵文書】

◎今日五日の書狀昨日相達候其元皆々無事珍重ニ存候此方一段無事に候

槐國長老事一段ニ候此方へ被參候ハ、面上に可申談候

小堀居士われと被仰合菴中へ御見舞可被成候心入忝存候武富氏へ相見の砌此方にて聞候て忝存候由演説可然候御當地へ參り宗門中の義答など相談の用事と御申可然候それらも心得可被申候何方へも書狀遣事ハ心遣難成候

隣地の事別書に無心元由被申越候故此方返書にも不入義と申遣候這回中田氏へ様子被申入候由是又得其意候此事中田氏心入次第ニ候此方々書申可遣候へ共取紛の内それにも不及候此儀ハ一等老心入ニて候故一等へ被申入候て一等方々中田氏へ宜ク相談可有之と隱之申候隱之方々も一等へ其段可申遣令申候

淺野屋々可然供養の事申來候由念頃ニ誦經可有之候此方にて同回向申候

昨日は三ヶ寺總寧寺へ寄候て口上書持梅峯和尚と一同に出座申候三ヶ寺被申候元祖家訓は成程口上有之通ニ候へ共久敷只今の通に成り來候に付て若相改め候ハ、小本寺方も罷出て御公

三僧統寄
合梅峯出
座

來月は飛
州公月番
直訴可申

法のため
捨身の覺
悟

眞成院伊
勢寺

儀へ御斷り可申心入粗相聞へ申候中々騒動申候て六ヶ敷義ニ候條一圓は了簡は不能成と被申候畢竟同類相催し公儀ニ六ヶ敷思召候様ニいたしかけ其儘誤なりにて居可申覺悟と相見へ申候此廿三日來月三日三寺寄合にて候此上右の兩日出候て乍此上御了簡頼入候と申候ても□置相不被申候ハ、來月は飛州公御月番にて候條直訴可申と存候平井殿彌以大切に役人方へ御申入候ケ様の事寺社奉行衆申上候以後ハ寺社奉行中々畢竟は老中へ内意御窺之様子に候條三澤吉左衛門殿を頼豊後守殿内聽に相達し候様に才覺可申候關東一宗一同に不點頭の處を拙僧なご兩人にて利運の事は難心得候へ共利不利共に洞下の法運の時節因縁次第と存事ニ候爲法捨身候て隨分公儀迄も申立候は拙老なご護宗の一念にて候條何の道にも毛頭氣遣申わけにても無之候眞成院伊勢寺其外一味中定て無心元氣遣可有之候へ共申遣候筆の隙無之候て此書中の趣便ニ通達可有之候加州へは此方々書通申事ニ候愚白丹嶺兩和尚御安全ニ候哉無心元禪定寺なごへも書申不遣候太平寺興禪寺も同事に候萬々重て可申述候不宣。

七月七日

卍 山 手 書

答 白 龍 長 老

考 察

右書簡は元祿十三年七月七日の書狀なり。そは『來月飛州公御月番にて候條、直訴可申と存候』の

宗弊革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

一節にて明らかなり。禪師は梅峯師と協力して三僧統を説きしも、三僧統は『元祖家訓は成程口上有之通ニ候へ共、久敷只今の通り成來候に付て、若相改候ハ、小本寺方も罷出で、御公儀へ御斷可申心入粗相聞申候、中々騒動申候て六ヶ敷義に候條、一圓は了簡は不罷成と被申候』と、此書狀にあるが如く、同意を得る能はざるが故に、終に元祿十三年八月七日(訴狀は八月四日付)直訴せられたり。且一方裏面より平井某を以て老中阿部豊後守執事三澤吉左衛門を頼み、豊後守の内聽に入れ、而して寺社奉行たる阿部飛驒守(豊後守の子)を動かさむとする意圖を見るべし。『關東一宗一同に不點頭の處を拙僧など兩人にて利運の事は難心得候へ共、利不利共に洞下の法運の時節因縁次第と存事に候』以下の數十言いかに護法信念の牢乎たるかを見よ。

隣地の事云々は源光菴の隣地を購入するの必要にも驅られしものなるか「此事中田氏心入次第ニ候」と、言はる。開基中田靜家居士が、如何に重んぜられたるかは、是によりて明らかなり。

【源光庵文書】

祖忠氣分如何候哉
 ◎替事無之候哉、皆々無事ニ候哉、祖忠氣分如何候哉、盛雲ノ御方無恙候哉、拙僧無事ニ瑠璃光寺衆寮ニ居候而、大方方丈ニのミ居申事ニ候。此十六日ハ三ヶ寺寄合日ニ候條、總寧寺宿所へ口上を以梅峰和尚一同ニ於テ申答ニ候。三ヶ寺ハ色々ニ被申、點頭有之間敷風聞ニ候。來月上旬迄ニ三度程三ヶ寺へ出候て、來月中旬以後寺社御奉行へ可申達ニ候。來月ハ飛州公御寺社奉行

へ可申達
 飛州公月
 番後守殿
 柳澤殿へ

瑠璃光寺
 親切

梅峯和尚
 と談合

月番ニ而平井氏取持役人衆内之様子聞届ケ被申候條、餘ノ奉行衆ノ時々ハ可然と存事ニ候。奉行所へ出候以後ハ老中ノ御聞ニ達シ申候由ニ候條豊後守殿へハ三宅吉左衛門殿を頼候而、様子可相達と存候。吉左衛門殿殊外親切ニ被申候。豊後守殿へ無理ノ出頭ニ而候。柳澤殿へもよき傳有之申入答ニ候、此上ハとかく法運ノ時節次第と存事ニ候。三ヶ寺ハ先年ノ録公事同知と心得内談被申様ニ申候。此方ハあい手になり申心入ニてハ無之候自分ノ了簡を申達迄ニ而候、瑠璃光寺親切ニ而内外安穩ニ居申候少も氣遣被申間敷候

一石像寺ノ書狀到來柳澤殿儒者津田惣助殿へ念頃ニ拙僧又ハ梅和尚事頼來候、惣助方へ早速書狀届ケ申度候へ共方々申入候而ハ却而指合申候と皆々評判候故、梅和尚と談合ニて其狀先留置候而届ケ不申候、此段海音老ノ石像寺へ通達給候様ニ可被申候太平寺ノ頼被申候。三貞と申仁柳澤殿へ直ニ被申答ニ候。雲岩も咄ニ有之答ニ候。此外方々申候而不宜由ニ候以上。

七月十三日

出山(花押)

祖忠、愚見、洪中へ、一傳申候

白龍長老 几下

尙々何方へも書狀遣候事も不相成候、其元々大體宜様ニ相心得可被申候

宗繁正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

大乘寺歴代の譯書

○室中書院床ノ下ニ良高和尚を參候懺悔狀共可有之候其狀ノ一ク、リノ内ニ大乘寺歴代ノわけがきタルモノ可有之候二通り程も可有之候。代々住持ノ名字など記シタルモノニ候見申度事候條はやく便ニ早々御こし可有之候

江戸米價下落

○江戸ハ米下直ニ成り申候由一段ニ候其元如何候哉一石ニテ七十目餘と申候其上淡薄ニ可有之候此方も何とそつゝき可申候以上。

考察

右は元祿十三年七月十三日の書狀なり。

『此十六日は三ヶ寺寄合日に候條、總寧寺宿所へ口上を以て梅峯和尚一同を以て申筈ニ候』とは七月十六日は三僧統(總寧、龍穩、大中の三ヶ寺)の會合日に付それ迄に梅峯和尚が我等一同を代表して總寧寺の宿所まで革弊訴願の事を申込置く豫定の意なるべし。

『三ヶ寺は色々に被申點頭有之間敷風聞ニ候』とは僧統は訴願に同意の様子なき事を他より傳聞知悉して、見込なしと見くびつて居らるゝなり。

『來月上旬に三度程三ヶ寺へ出候て、來月中旬以後寺社御奉行へ可申達候』三僧統の肯はざる事は承知なるも順序として僧統に申込まざるべからず。數回僧統にせまり、如何にしても肯はざれば、茲にはじめて直訴の理由が生ずる譯なり、はじめ禪師等は中旬迄は三ヶ寺へせまり直訴は中旬以後にす

べき豫定なりしなり。

『來月は飛州公御月番ニ而平井氏取持役人衆内之様子聞届ケ被申候條、餘ノ奉行衆ノ時よりハ可然と存事ニ候』平井某が寺社奉行所の様子を探り呉れしに來月(八月)は阿部飛驒守正喬公が月番なること分明したるが故に甚だ都合よしとの意なり。

『奉行所へ出候以後ハ老中ノ御聞ニ達シ申候由ニ候條、豊後守殿へは三宅(三澤の誤記なり)吉左衛門を頼候而様子可相達候』寺社奉行へ訴願すれば老中も自然其事を知らるゝ譯に付老中なる阿部豊後守へも執事三澤氏に頼み了解を求め置かんとこの意なり。

『柳澤殿へもよき傳有之申入筈ニ候』柳澤吉保も亦老中なり、老中にて最も勢力のある人なり。

『石像寺より書狀到來云々』は柳澤へつてを求むる方法を種々勘考の上、三貞といふ人を頼むことに一決せるものゝ如し、雲岩よりも柳澤に申込む筈なる故津田惣助を頼むことは一時見合せとしたるものなるべし。雲岩は、江戸小日向龍興寺住職にして、柳澤吉保の歸依深き僧なり。

『尙々何方へも書狀遣候事も不相成候、其元より大體宜様ニ相心得可被申候』右の一件は祕密を保つ必要ある事を含ませられたるなり。

源光菴文書

○今月十五日之書中此頃相達候、其元替事無之一段ニ候、拙僧無事に居申候、三ヶ寺點頭無之

宗繁正運動中源光庵に寄せられたる禪師の書簡

借宅 拙僧一生の大事、來年中も滞留の心入、此方にて隨分儉約、而も期暮送り居候一人を解云々

ニ公儀へ申候所三ヶ寺宿寺へ不届の様ニ被申由青松寺を案内候故瑠璃光寺相談ニ而寺ノ前ニ借宅申候。大方衆寮ニ居申候同時ニ候此段先書ニ申遣候
一是宗方普請大分物入申候由、笑止ニ候、拙僧義一生ノ大事ニ而來年中も滞留ノ心入ニ候へば、何とぞ飢寒をふせぎ心長ク願申度心入ニ候故、手前用事カ□候而ハ何方へも心遣成り不申候、冬ノ支度ハ常ノ通ニ才覺可有之候。此方ニても隨分儉約候而朝暮送り申候、其元彌左様に可被致候。是宗方を男歸り候ハ、一人ハ早々出し可被申候。其元三人ニてつゝきかね申候ハ、一人ハ、

考察

右は元祿十三年八月七日以後(幕府に對し直訴以後)の書狀の斷簡なり。
『三ヶ寺點頭無之ニ付公儀へ申候』とは總寧寺、龍穩寺、大中寺の三僧統が、禪師等の所願を僧統名義ニて幕府へ申請する事を肯せざるが故に、禪師等は已むなく幕府の寺社奉行へ直訴したる意なり。
『三ヶ寺より宿所へ不届の様に被申由、青松寺より案内候』とは禪師が直訴せられたるが故に、三僧統が禪師に對して其罪を問ひ、芝の青松寺住職を介して、其不法を禪師に通告したる義なり。是に於て禪師は瑠璃光寺に迷惑の及ばんことを虞れ、田翁師の了解を求めて、瑠璃光寺門前の町家に借宅せられたり。『瑠璃光寺相談にて寺の前に借宅申候』とは即ち其消息なり。

『大方衆寮に居るも同時に候』とは瑠璃光寺の世話に成ることは矢張同じ事故、瑠璃光寺に居ると同じ事にて不便を感せぬ事を言はれたるなり。

『拙僧義一生の大事にて來年中も滞留の心入ニ候へば、何とぞ飢寒をふせぎ、心長ク願申度心入ニ候』と、どこ迄も奮闘し、目的を達成せすんば止まざるの概あり。白龍師が源光菴の留守を掌り、禪師をして後顧の憂無からしむるが故に禪師もかくの如く『何卒心長ク願申度』と申送り得べきなり。

源光菴文書

尙々方々ノ返書遣候便ニ届ケ可被申候火鉢ノ狀ハ其元を相心得返事可給候此方首尾替事無之候氣遣有之間敷候。祖忠、愚見、湛中へ一傳申候。湛中父母無事ニ候以上

考察

右も元祿十三年八月頃の斷簡ならむ。

源光菴文書

一立花氏へ瑠璃光寺出訴ノ事申遣度候へ共いまだ御取上ケ無之故御取上ニも成り候ハ、ご相ひかへ申候併し片時も早ク右之わけ通し申度事ニ而も候間貴老祖忠を只今ノわけ早々通達可有之候決定ノ時節此方カ可申遣候只今迄成程首尾能わけニ相見へ申候御取上ノ時分も瑠璃光寺一人と其身存極被居候然共公儀カ拙僧などにも出候様ニご御申可有之や又は此方カ其節出席

湛中師は鷹峯にあり、其父母は江戸にあり

貴老など
東下に不
及

願可申や此段其時ノ様子次第ニ候洞外和尚ハ先月中使僧給候取上ニも成り候ハ、上方へ様子可申遣とて其使僧于今瑠璃光寺ニ留置可申候貴老など此方へ被參候ニハ及不申候隠之へも其元々も左様ニ可申遣候

◎借宅ノ事先書ニ申遣候定而可相達候寺ニ居候も同事ニ候三ヶ寺へ遠慮迄ニ候

一九月六日以後飛州公へ三ヶ寺御よび諸事相つかへ之わけ共御聞被成候書付を以、色々被申上候其書付をもわきま見せ候故一々つかへ不申わけ此方ニも自分ノ心得ニかき候而飛州公役人衆へ見せ申候寫度被申候様子ニ而本書ハ此方ニ返り申候三ヶ寺相手ノ様ニ成行候段如何ニ候故とかく急ニ御取上ハ無之心得ニ候様子ハ最初之通ニ宜ク候此上いつ迄ニ而も時節相待申事ニ候道理ハ分明ニ候へ共三ヶ寺つかへ申候と被申候間先其分ニいたし候様ニなど御申候ハんかど無心元存候何ノ道ニも此方道理とハ聞へ申候間先氣遣ハ無之候成不成ハ時節次第と存候皆々心長ク留守可被相勤候立花五郎左衛門殿へ此書狀頼申候常右衛門京へ被出候ハ、様子咄可被申候別事ハ無く候祖忠、愚見、淇中、了普無事一段ニ候東福寺普請年内隠之ハ金子遣候かど存事ニ候是宗難儀被申之段つよく隠之方へ其元可被申越候心事艸々不宣

十月十一日

正山(花押)

答白龍長老 几下

成不成は
時節次第
也皆々心
長く云々

考察

右書簡は元祿十五年十月二十四日以後の書狀の一部と、元祿十三年十月十一日の書狀の大部分を接合したるものと推定す。簡初より『隠之へも其元よりも左様ニ可被申候』の文意は、即ち田翁和尚が、幕府に猪突せし元祿十五年十月二十四日以後のものに屬すべく、『借宅の事も先書に申遣候』以下は十三年十月十一日の書狀なり。源光菴文書の原本を見るに、前者と後者の紙の幅廣狹相異なるのみならず、文意の連続更に之れなきなり。

禪師は梅峰師と共に、元祿十三年八月七日直訴せられしが、寺社奉行飛驒守は、九月六日以後に三僧統を召喚して、仔細を訊問し、三僧統は文書を以て回答し、寺社奉行は爾來三僧統を對手となしたるを以て、事件は急に進捗せざるべく、禪師の豫想せられたる文意歴然たり。『此上はいつ迄も時節相待申事ニ候……無心元候』と禪師も髀肉の歎に堪えざるが如き感あり。されど禪師は、なほ樂觀して『此方道理とは聞へ申候間先氣遣は無之候』といへり、此謂は『自分等の訴願が正當なるが故に、大丈夫所願は成就する』といふ見込なり。されど又くりかへし『成不成は時節次第と存候皆々心長ク留守可被相勤候』と禪師はごこ迄も泰然自若たるも、白龍師以下源光菴留守居祖忠、愚見、淇中など、真に心元なき極なりしなり。

【源光菴文書】

宗弊革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

- ◎三月晦日之書狀東嶺寺今月十五日ニ持參令披見候其元普請等之様子具ニ令承知候東嶺寺久々ニ而相見満足申候十二三日ノ頃庄三殿到着候半と存候十五六日之法事首尾能埒明可申候
- 一 淺野屋々了然三回忌之法事料白銀壹枚椀子十人前寄附被申候由得其意候
- 一 智藏長老の返書見申候
- 一 岷山隙入遅ク行脚ノ心入ニ候
- 一 護法集請取申候
- 一 融仙々擬山海經贈投珍重ニ候開板出來一段ノ義ニ候當地印刻ノ禪宗執弊于今一見不申候
- 一 大陽□へ返書遣候好□々届ケ給候様ニ可被申候
- 一 實山居士御事老父御病氣由此方ニハ承候定而京々御歸國候半と存候祖忠も歸國候半と存候
- 一 半田治大夫殿于今在京ニ候ハ、見舞被申候節拙僧方々心得候様ニ申遣候旨演説可有之候
- 一 一等老別に不申入候此内同時に心得可被申候湛中然心無事ニ候や
- 一 信州々別山も先日見舞被申候十日計滯留此頃被歸候信州更科郡中牧村鷺月山清水寺ハ眞言ノ古跡ニて御像など三四十體も今に有之廢壞申候處信心の輩別山タメニ寺建立田地などかい付ケ申筈ニ候這回拙僧開山所に願被申候故任其意候
- 一 此方の一儀宜キ様子次第に出來申候筆頭に不寫候様子見合申候間氣遣有之間敷候艸々不宣

四月廿二日

正山 手書

答 白龍長老 几下

考察

右は元祿十四年四月廿二日の書狀なるべし、禪師が信州清水寺の開山に推されたるは、元祿十四年の春なるか、(正山廣録鷹峰和尚年譜には清水寺の開山に推されたるを元祿十五年とせるも、鷹峰聯芳系譜宗見別峰禪師傳には『辛巳の春』元祿十四年とせり、本書狀の内容に照していづれとも判断に苦しむ。もし清水寺の再興が十五年ならば即ち本書狀は元祿十五年四月廿二日の書狀なり。

禪師は客舎にあるも矢張書物は手離さず、隙さへあらば書見せらるゝ風相見ゆ、されど當時江戸にて印刷成りし『禪宗執弊』なる書物は未だ見ずと書かれ居れり、種々忙しき故なるべし『此方の一儀宜き様子氣遣有之間敷候』とあり、禪師が堅忍持久の精神は、いよゝゝ募るのみなりけり。

源光庵は創艸日淺きことゝて年々新築増建をなしたるものゝ如し。

【源光庵文書】

◎今月四日之書狀十六日に到來令披見候此節彌無事ニ候や此方無恙居申候

一 筑前壽慶尼々冬衣手拭給候由祖忠被歸候ハ、祖忠々明光寺へ書通之時ニ明光寺迄禮申遣給様

ニ 申度候去年ノ夏頭巾到來此節用申候

祖忠

宗繁正運動中源光庵に寄せられたる禪師の書簡

○夏衣是又用申候

○一等の菴内よろしく普請申候事申來候由先其分にて可然候

○拙僧歸候ハ、小堀仁右門殿御見舞可被成候由重而正□ニ逢被申候ハ、喜悅之由申度候

一松平肥後守殿内々拙僧事御聞及此度願ノわけをも御聞御家來山田仁右衛門と申仁兩三度被下

御逢被成度由にて此廿四日罷越御料理給候而長座いろく法話など有之願ノ義も成程尤ノ事

と御申候阿部豊後殿ノむこ寺社奉行飛驒殿ハ奥ノ弟ニ而候へば肥後守殿宜ク思召候事先一段

ニ候東林録なども御一覽ニ而候殊外御懇懃之御出合ニ而候此方ノ様子大體本多房州公などに

出合候より少しうやまい申迄ノ事ニ候天下ノ貴人ニ而候故此方ハ願候而ハ御めにかゝり申候

事も不成候ニ不思議之至と存候増上寺大僧正へも御めにかゝり申候公方殊外御念頃ノ正僧ニ

て候故因縁ノためニ懇御目置候七月解制以後様子見合歸り申候而可有之候逗留申候而も少も

氣遣ハ無之、條被尊遠念間敷候

四月廿七日

出山 (花押)

白龍 長老 几下

尙々庵中心安ク居被申候様ニとこの由存出候洪中ハ少も隙候ハ、讀書可然候老父老母一段無事ニ候氣遣被申間敷候以上

小堀仁右衛門
松平肥後守禪師を招待す
阿部豊後殿のむこ飛驒殿は奥の弟本多房州公
増上寺大僧正

漢中讀書可然候

考察

右は元祿十四年四月廿七日の書狀なり。(次の五月八日の書狀參看)

會津侯松平肥後守正容公、禪師の徳を聞き、江戸の邸に禪師を招き崇待饗應したるは、元祿十四年

四月二十四日なりしこと此書狀によりて分明す。奚んぞ知らむ肥後守、すでに東林語録(禪師の東林

寺に於ける語録)を閲讀了じ居りしことを。禪師も意外に思はれ『天下の貴人にて候故此方より願候

ては御目にかゝり申候事も不成候に不思議之至と存候』と書かれ居れり。肥後守は徳川秀忠の庶孫に

して、老中阿部豊後守の聲殿、寺社奉行飛驒守は、肥後守夫人の弟なりといへば、禪師は革弊運動の

ため、絶好の知己を得られたるものなり。

『増上寺の大僧正へも御目にかゝり申候』とあり、増上寺は將軍家菩提寺のことにて是亦好箇の因

縁なり。

弟子洪中に讀書を勧めらるゝ事親切といふべし。

源光菴文書

○庵中彌替事無之候半と存候拙老一段無事ニ居申候前月十二三日頃ハ金地院門前ニよき座敷有

之候引移り殊外ひろく風もよく入候而夏ノ居所宜ク候四月上旬ニ代認候而筑前宮内權大夫殿

又々金地院門前に轉住

宗弊革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

湛中
へ頼申候大坂へ届ケ被申筈ニ候此頃ハ其元へ相違可申哉と存候其元つかれ不被申様ニ不自由ニ無之様ニ湛中など讀書ニ而留守可被相勤候今日中ニ湛中親父宅ニ而麥飯給候様ニ可參と申事ニ候

又松平肥後守に招待さる

會津蠟燭百挺被下候

會津へ來るべし鷹峯へも行かん

此事もわきへむざと咄候事無用に候

一前書ニ松平肥後守殿へ先月廿四日ニ御招キ緩々ど御馳走御懇意之様子申□候其後又御使者被下此三日ニ四つ時夕陽迄肥後守殿拙僧兩人迄ニ而終日見へ申候ひろき庭ノ亭など御自身御案内にていろ／＼御馳走食事も午飯夕飯兩度給申候御袋仙溪院殿ハ加州宰相公おばにて候袋も御使ニ而菓子多種被下肥後守殿ハ會津蠟燭百挺被下候祖連召連庭など見せ申候此方大願之義おも御かたんニ思召候當月末ニ會津へ御歸城ノ筈ニ候何とぞ拙僧も會津へ行脚申候様ニと念頃ニ御申候此後上方へ御名代ニ御出候て鷹峯へも御出可有之など御申候不思議ノ法縁ニ而候拙僧義十年先より御聞及之由去年ハ在江戸之事御聞候て度々參會可被遣候おそく御聞御□多由御申候肥後守殿ハ御公儀御一族ニ而□州宰相公ノおい阿部豊後守殿ノむこニ而□ノ御身ニ候條向後此方ノ利益ニ成り申事も可有之と存候會津へ江戸ハ六十五里ニ而往來十日餘ニ而候條様子ニより□□ノ隙ニ而見舞申事も可有之候只今ノ分別如此ニ候これハしれ不申事ニ候此事もわきへむざと咄被申候事ハ無用ニ候伊勢寺真成院などニハ咄候而可然候併□聞ニ而も不苦事ニ而も候半と存候肥後守殿ニ而綴候偈寫遣候

○辛巳ノ夏日上ニテ

會津大藩主江陵芝園之亭堂走筆寫懷

偶上高堂醉德羶（莊子ニ舜德羶シトアリ） 仰觀俯察覺幽玄（山水蒙ノ卦也） 養仁養智蒙山水（カキ） 包古包今泰地天（舜ノ）

祖意分明芳草影（清淨法身草藥欄ノ本則ナリ） 法身清淨藥欄前 此中難隱太平象 一陣南風續舞絃（舞ノ）

肥後守殿當年三十三ニ御成リ□□候へ共御信心ニ而禪學達者ニ候條祖意法身ノ句用之候心事艸々不宣

五月八日

正山手書

白龍長老へ寄

尙々肥後守殿御□前ニ定而今一度も參會可有之と存候少ハ此度ノ助ニも成り可申哉と存事ニ候不申遣候以上

考察

右は元祿十四年五月八日の書狀なり。書中『辛巳夏日上會津大藩主江陵芝園之亭堂云々』の文字にて明白々、年譜と對照すとも相違なし。

『前月十二三日頃より、金地院門前によき座敷有之候引移り殊外ひろく、風もよく入候而夏の居所宜ク候』前月は即ち四月なり、四月十二三日頃ニ引移りたるものならば、前回四月二十七日の便に書き送らるべき筈なるに、此便にて之を報知せらるゝ事、何の故なるか判断に苦しむ。四月中は轉居を發表報知すること不可なるべき、何等かの理由ありしによるか、將た轉居早々の事故確定的住所として發表するを見合されしによるか、前便に忘れられしか、前書よりして本書は直後の書狀に相違なきにも拘らず、本書に於てはじめて發表報知せらるゝ理由、更に不明に屬す、何かの理由ありて前便には發表すべからざりしものと信じ四月十二三日頃より城西金地院門前に轉居せられしものと認定す。これ即ち瑠璃光寺門前の町家の借宅よりの轉居なり。

「疲れぬやう」「不自由になきやうに」と、遙かに白龍師を思ひ遣らるゝの情、切なり。

禪師は先月二十四日會津侯の邸に招かれしが、五月三日にも又招待せられしなり。午前十時より夕刻まで肥後守と只二人晝飯、夕飯共に饗應あり、肥後守の母堂よりも御菓子を贈られたり『菓子多種とあれば』色々澤山贈られしものらし。肥後守よりは會津の名産、會津蠟燭を贈らる『百挺』とあれば禪師の爲めに毎夜、役に立ちしことならむ。大願の義も云々とあり、頼母敷事なり。『四つ時より夕陽までは』今の午前十時より夕方迄なり。

會津侯は禪師に、すつかり歸依せられしものと見え、會津へも來るべし、鷹峯へも行かむと言はる。『十年先^(前)御聞及の由』とあれば、會津侯は二十二三歳の頃より禪師の高徳を偲ばれ居たる事とて、終日歡待せられしは、さもあるべし。禪師も亦よき一日の法縁を喜ばれたるなり。

『肥後守は御公儀御一族にて□州宰相公のおい、阿部豊後守殿ノむこニ而□^(高貴)の御身にて候條、向後此方の利益ニ成り申事も可有之候』と禪師は赤裸々に思ひのまゝを言はれけり、此方の利益とは素より禪師自身の利益にあらず、佛法のための利益なり。阿部老中との間柄といひ、同寺社奉行との間柄といひ、總合して前途を豫想し、禪師も所願の無事進捗すべきに相違なきを自覺せられたるべし。しかし禪師は、かゝる會津侯の優待を『わきへむざと咄申候事は無用に候、伊勢寺、眞成院などには咄候て可然』と言はる。其意は『私が會津侯や老中などと私交上かくの如く親密なる事を輕々しく人々に談するな、もし、この私交上の事が革弊事件のために障りになつては、いけないから……併し洞白師や木橋師などには、もらしても差支は無い』との義なり、慎重なる態度なるかな。

【源光菴文書】

◎其元無事ニ候哉此方無爲ニ居申候前回遣候書狀共相達可申と存候

一白山妙清寺此頃心身放下取持可申心入高林寺へ被申談とかく月溪寺を以、柳澤殿へ申入候わけハ明州不被參候而ハ埒明不申由達而被申梅峯和尚も其外左様ニ致度事と被申候故今日禪智を申付遣候いそぎ故直ニ越前へ參候來月ノ此頃ハ明州此方へ來着候半存事ニ候其元ニ而も此

此方より
申遣候事
は沙汰無
用

只今の借
宅殊外ひ
ろく候
湛中にも
留守しつ
かり頼候

方申遣候事ハ必々沙汰無用ニ候明州隙ノ身故見舞ニ御出と申ならし可然候□家ハ金地院、最勝寺、雲岩、洞天などへ相見申候得共月溪寺へハ總寧寺ヲ頼被申候故此方ハ相見不申候月溪寺三ヶ寺被申候通ニ一宗ノ騒動ニ成候と申候由柳澤殿へ被申候由ニ而とかく月溪ニ□□申なをし正法ノ義ハ難打置義ニ御座候と□□度心入妙清寺被申候明州ハ先年月溪寺ノ取持ニ候故月溪も大切ニ被存候間先出山へ見舞次月溪□□禮謝と申させ候半この事ニ候妙清寺ハ□□寺なども弟子同前ニ被存候故惣寧寺へもつよく異見被申たる由ニ候明州來過候而何ノ利□□□□□□而も拙僧へ見舞一分も□□□□ノ前ニ候へば皆々左様ニ被申候處無用とハ難申候故申遣候道中路物□も此方ヲ辨し申心入ニ候尤ハ宿所ハ拙僧只今ノ借宅殊外ひろく候間次ノ座□□□□を置候而供養可申候禪智あとニハ□□連隨□申候湛中無事ニ候や此度ハ大法ノため老僧此方ニ居候間大法□心入を以、さび敷候共留守相勤候様ニ可被□□□艸々不宣

□月廿二日

正 山(花押)

白龍長老 几下

考察

右書簡は禪師が金地院門前に借宅せられたる後のものなるべければ、元祿十四年四月以後のものなり。而して同年五月八日の書狀(前書簡)に於て、始めて金地院門前借宅の通知をせられたれば、本書

狀は更にそれ以後なり。故に本書簡は元祿十四年五月廿二日か、六月二十二日のものなり。

加賀大乘寺明州和尚(禪師の法資にして禪師の推挽によりて元祿九年大乘寺の住持となる)を、江戸に招き寄するの必要を生じ、當時禪師の隨身たりし、禪師を江戸より北國に、差遣はされたるもの、如し。禪智不在中は祖連師が代りて禪師に隨身したるもの、如く『禪智あとには□連隨□申候』と消息せらる。

『一宗の騒動ニ成候と申候由柳澤殿へ被申候由ニ而云々』とあり、やうやく宗内の大問題となりつゝありしなり。

明州和尚を招致せらるゝにつきて、道中の費用は禪師より之を支辨し、宿所も禪師の借宅を充つる心組にて『道中路物□も此方より辨し申心入ニ候宿所は拙僧只今の借宅、殊の外ひろく候間、次の座□□を置候而供養可申候』といひ『必々沙汰無用ニ候明州隙の身故見舞ニ御出と申ならし可然候』と、禪師が白龍師に含ませて、隠密の間に畫策せらるゝ點は、前の書狀中、會津候との交遊をも世上に知れ渡らぬ様注意せられしと同一軌にて、事件を平穩裡に解決せんと苦心せらるゝ點看取し得べきなり。禪師が隠密の間に種々費用を要すること亦明らかく、禪師を北國に遣し、明州和尚を招きよする道中旅館、乗物の費用をはじめ萬端の經費は以て其一端を知るに足るべし。

【源光菴文書】

宗繁奉正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

右義捐金受領の年、分明し難きも、元祿十四年なりと断定す。何となれば禪師は元祿十三年六月に江戸に着せられたれば、僅に三ヶ月後の同年九月に篤志家に於ては、未だ義金を募集するの要なかるべし。元祿十六年は八月七日に宗統復古の條例發布せられたれば、九月に至りてかゝる金を受領するの必要すでになし。されば元祿十四年か十五年かの兩年の内にあるは明かなり。而して此兩年の内にて元祿十四年と推斷するを妥當となす。十四年の九月には禪師は江戸に入りてより一年數ヶ月を経過し、運動奔走一通り相濟みし頃なれば、軍資金の必要を感すべしとて、篤志者の義捐するに最も適當の時期なればなり。況や前書狀(二十二日の書狀)に對する考察の如く、大に金の必要ある時節なるに於ておや。されど道がに禪師なり、『いやに候へ共辭退申候ては、梅峯和尚も御受有之間敷と存候故任其意候』と真に其通りにて決して禪師のまけ惜みにあらず、『辭退申候ては梅峯和尚も御受有之間敷と存候故』と言はるゝは、ゆかしき極みならずや。而かも折角の篤志故有り難く受領せられたるに相違なきなり。

玉井勘解由居士も金五兩を贈られ、禪師之を受けられけり、拒絕するは素より道にあらざるのみならず、禪師も金の必要多々あり。況んや居士は加賀藩の家老にして、禪師の大乗寺以來の深甚なる歸依者なるに於ておや。この人等より受けずして、いづこより受くべきか。

【源光菴文書】

松平筑後守の歸依

筑後守殿一事御聞にて云々

鷹峯より夏目入郎右衛門松茸腐敗

愚見無事に候哉 出師の持病疝氣

一眞成院歸陽道中無事ニ候哉心得可被申候此方一圓替事無之候此比水戸中納言殿御從弟 松平筑後守殿禪法御歸依ニ而拙僧を御招キ御慰懃之御出合緩々と得清談候一萬三千石ニ而小身ニ候へ共水戸は一家重キ衆ニ而御座候が此邊御通り候ハバ必旅宿へ御見舞可被成と御申候筑後守殿も法門ノ一事御聞ニ而何とぞ埒明候様にと大切ニ御申被成候畢竟上々へ宜ク聞へ候て一度ハ正法起り申事も可有之候

一八郎右などへ參候松茸ハすきとくさり候へ共心入ハ相通シ申候此方へ參候ハ鹽漬ニ而宜く候今日徹通和尚へ供シ申候八郎右長右などよび候而賞味させ申候
一立花氏道中川々ノ滯碍可有之と存候這回書狀遣候于今温泉ノ所ニ御入と存候祖忠より茶わんニくちなしの花入レ越シ候萬賞味申候愚見無事ニ候哉一傳申候拙老氣分一段宜ク當冬ハ疝氣も指出申間敷と存事ニ候濕ニあたり不申事心得候心事艸々不宣

九月十四日

源光庵

白龍長老

回答

出山(花押)

考察

右は元祿十四年九月十四日の書狀なるに似たり、松平筑後守の歸依出山廣録鷹峯和尚年譜には元祿

宗繁平正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

十五年とせるも、それは誤にして是亦淺草轉居と同じく元祿十四年中のことなるべければなり。(淺草轉居は十二月)

鷹峯が松茸の名産地たるは、今も昔も替りなし、白龍師の心盡しにて夏目氏其他への江戸下しの松茸はすきと腐敗したりといへり。今當時汽車積にて送致するさへ、東京に到着する迄には腐敗を氣遣ふものなるに、其當時數ケ日乃至、十數ケ日も道中に日子を要する時代は腐敗するは當然なり。煮たるを送られしが腐りたる謂か、禪師に宛て、送られしは鹽漬の松茸なりしが故に、腐らざりしも亦當然なり。禪師は之を徹通和尚へ分配せられ、夏目義門居士などをよび招きて共に食事をなし、一入賞味せられたるものゝ如し、又祖忠師より送られし、くちなしの花を賞味したうと言はる、くちなしの花を茶碗に入れて送られしとは、心盡しのほごもゆかし。

立花實山居士は不幸にして病氣なるも、禪師は例年よりも壯健にて、持病の疝氣だに起らざりしこそめでたけれ。

【源光菴文書】

◎九月十八日之書狀昨晚瑠璃光寺ニ而披見申候、書中一々得其意候庵内無恙由珍重ニ候

決算書一見申合點參候

- 一 房州公へ此方々返書可進候、其外ハ返書入不申候
- 一 結算書付一見申候大體合點參候彌大切ニ可被致候

祖忠

一 祖忠、覺證、點心無事ニ被相勤之由満足申候湛中一類中無事ニ候

一 雪峯録唐本有之候由加程見合申度事ニ候、此後も又々借り候て見合可被申候、唐本ニ有之候序皆々開板ノ本へ書入のせ可被申候點ハ瑞心など相談候て地ノ□可申候禪定寺へもたせ遣候而も可然候。妙神寺ノ衆へ頼候而も可然候

卷末ノ碑記文四十、二十四景ノ詩次ニ和韵所皆々のせ可被申候唐本ニ左様ノ文字有之候をのせ不申候ハバ這回ノ新板ハ世間ニ而用ヒ中間敷候。此段本屋へよく御申聞可有之候。本屋急キ候而唐本ノ分ヲのけ候ハバ其身大損ニ成リ可申候。此外先書ニ申遣候間早々申渡候 拙老一段無事禪智、穩中、好兵へ息災ニ居申候下谷黒門近所ニ當月三日ハ引越居申候是ハ柳澤殿方へ便リ宜候條如此ニ候當年中家來中へ近付ニ成リ申ニ而可有之候其上ノ義ハ因縁次第と存候只今迄ノ分ニ而成程利益ノわけニ候此後も書狀ハ瑠璃光寺へ越可被申候拙僧も隙ノ時ハ大かた瑠璃光寺ニ居申事ニ候明州和尚ハ伊勢洞谷寺支配ノ千日菴へ御引越可有之心入申來候是又因縁と存候心事々々不宣

奇應丸服用

尚々奇應丸大切ニ用可申候此中庄三郎方へも書狀遣候東嶺寺へも其元ハ届ケ被申候書狀ノ返事遣候

又申候雪峰録板本より仕舞ヒ而唐本ノ序など巻端へのせ候事難成候ハ、卷末へ附録ニいた

宗繁革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

願望の儀
少々宜き
わけに候

白龍師源
光庵あけ
候ては庵
はつふれ
申すべく
候留守申
され候事
第一の孝
徳に候

雪峯録本
屋合點
願望の儀
次第よろ
しく覺候

一來四月立歸候事此度も庄三郎を達而無用と被申越候其段も尤と存候其上此方ノ願之義少々宜
きわけ心頭ニのり申候故四月ノ比ハ何方へも參候事成り中間敷と存候庄三郎書中ニまかせ一
段ニ存候其内可申遣候其元ハ庄三へ書通候て右之わけ心得可被申候

一東嶺寺此方へ見舞ノ事必々無用ニ候便ニ念比ニおさへ可被申候貴老隨行被申度心入成程尤ニ
而候へ共貴老其元をあげ候而ハ庵ハつふれ申候間是又其元ニ留守被申候事第一の孝徳と存候
柴小屋ノ事も餘人居候ハハ庵破滅ノわけニ成り可申候小堀公五十嵐殿外護忝義ニ候五十嵐方
へよく心遣可然少ノ物入ハ不苦事ニ候庫裡ノ事も何分ニも了簡可然候其内來四月庄三被參候
ハハ何分ニも了簡可達之と存候

一大平寺冬至之祝義贈投不淺存候重而便ニ此方満足申候段又々相達し可被申候

一江波子息笑止ニ存候取紛居候故書狀も不遣候

一庵中來年中ノつゝき苦勞之由尤ニ候何とぞ取つゝき可被申候

一隱之方へハ返事も不遣候實性院ニ冬中ハ居可申と秋中被申越たる分ノ書中ニ而別ニ用事も無
之候

一雪峯録ノ義本屋合點申候由得其意候いそぎ不申様ニ御申可有之候

此方願ノ義次第よろしく覺候事共出來候來年中ハ何とぞ小利益も可有之哉と存候少も氣遣有

之間敷候 祖忠臭災一段ニ候 覺證如法ニ相勤候様ニ可被申候心事艸々不宣

極月十九日

丑 山(花押)

白龍長老 回答

尙々庄三郎殿へハ此方ハ心入可申遣候其元ハ書通右ノ段可被申入候

此方少も氣遣ノ事無之候被勞心頭間敷候東嶺寺見舞被申候事第一無用ニ候此段早々可被申

達候禪定寺結制繁昌内外首尾能段大悅之至候 先書ニも申入候通正月十日ノ香典小判壹兩

開山牌前ノ年頭小金一片毎年ノ通ニ貴老持參可然候以上

又申候菓儀一包請取申候祝納申候

考察

右は元祿十四年十二月十九日の書狀なり。書中『十月初より黒門近所に居候へ共、あまりせまく不
宜候故、當月上旬より淺草見付御門より三町目、井筒屋八郎右衛門ニ居候云々』にて明かなり。井筒
屋八郎右衛門は夏目義門居士の事なり。夏目氏は町家の人にして家號を井筒屋といひ、諱は盈親、法
名を義門といふ、佛法の篤信者なり、十三年六月禪師江戸に着し瑠璃光寺に入るや、八郎右衛門訪問
し、禪師の道容を拜して崇敬措かず、爾後しばし禪師の寓居を訪ひしが、遂に懇請して、禪師を自
家に迎へ、更に自家同町内に於てよき宿所を借り受け、之を禪師に提供し、日夕禪師の許に參じて、

禪定寺の
繁昌大悅

おのが渴仰を満したるものなり『宿所ひろく候故一月に二分二朱ヅ、出シ申候下直の屋ちんと申事ニ候』とこの家賃仕拂の事と、夏目氏の義侠的精神と一致せざるに似たるも、此邊は禪師が獨立獨歩の地位を明らかにせんため、又萬一にも夏目氏に累の及ばんことを避くるがため、生活的環境を明瞭にせらるゝ故なるべし。奚ぞ知らむ禪師が江戸滞在中の費用は其多くを中田静家居士と夏目義門居士が寄贈支出し居りしことを。些細ながらもこゝ義理名分を正すに大切なる事ぞかし。さるにても、宿料の仕拂まで要する事なれば、有力なる歸依者の援助ありといひ條、禪師もなかゝ苦勞の事なりけり。

白龍師が留守居なれば十分安心を要すべき事ながら、時には源光庵へ歸山すべき必要にかられしことも有り得べき事にて『來四月立歸候事云々』以下の文字、及『庫裡の事も何分にも了簡可然候、其内來四月庄三被參候ハ、何分にも了簡可達之と存候』にて推察し得べく、而して『庄三郎殿より達而無用と被申越候、其上此方の願之義、少々宜きわけ心頭にのり候故、四月の頃は、いづ方へも參候事成申間敷と存候』とあるにて歸山を見合されしことも一は中田氏(静家居士)の配慮忠告に従はれしものゝ如し。

尙白龍師に於ても、江戸に下りて禪師の計畫を援助したく、心のはやるは、さもあるべき事なれど白龍師が源光庵にあればこそ、禪師も江戸に奔走し得べきなり、『貴老(白龍師の事)隨行(東嶺寺に隨

行のこと、東嶺寺とは、能登東嶺寺の乾光師なり)被申度心入成程尤ニ而候へ共、貴老其庵あけ候ては、庵はつぶれ申候間、是又其元に留守被申候事第一の孝徳と存候』ととゞめらる『庵中來年中のつゝき苦勞之由尤に候何とぞ取つゝき可被申候』と禪師と白龍師共に法の爲めに苦勞せらるゝこと推察するだに涙の種ならざるはなし。

『先書ニも申入候通、正月十日ノ香典小判壹兩、開山牌前ノ年頭小金一片毎年ノ通ニ貴老持參可然候』とあるは、一月十日は月舟和尚の忌日なれば、毎年の通り、禪定寺へ、献香料を持參せよとの注意なり、心遣ひせらるゝこと周到なりといふべし。

【源光菴文書】

◎又申候加州屋敷へ御成ニ付而庄三郎殿々大分金子御用ニ御立候半と笑止ニ存候、其元ノ義近年石碑ノ事、那波屋敷ノ事、庫下建立ノ事此度法事ノ事彼は大分ノ義庵中へ引請ケ候事さて、おそろしき程ノ義ニ候、庫下普請ノ事四貫二百目ノ入料と積り遣候由隱之書中ニ見へ申候 餘り大分ノ事如何ニ存候つよミ一種ニ而かろく出來候様に有之度事ニ候何とぞ三二十兩ニ而出來候様ニと存候ニ大分ノ積り拙僧心底ニハ難心得様ニ存候此度庄三郎殿庵中へ見舞ニ付而方々よき様ニいたし度心入などハ中々不宜わけニ候此段一等老へも申談候而只今ノ義殊外過キ申たる道理能々了簡可有之候。施主家ノ心入ニ而自然ニ出來候事とおさへ申事も如

中田庄三
耶出金
源光庵庫
下普請費
用四貫二
三百々

中田庄三郎
財少
耶なご
實も残
資は此
に出資
しから
ず

何と存事ニ候此方色々申候事必々遠慮可有之候只今ハ諸國一等ニ其國居候而財寶有之ものハ皆々守護ノ方へ取上ケ被申様子ニ候。加州なども此度ノ御成大分ノ物入ニ候故此後庄三殿など財寶も残りハ有之間敷様ニ笑止ニ存候。然ニ其元などへ大分物入候事ハ不宜わけと存候一等老へも此段よく可被申候別ニ書狀不遣候以上

考察

右の斷簡は元祿十五年五月頃のものなり、將軍徳川綱吉が加賀侯前田綱紀の江戸の邸に來遊したるは元祿十五年四月二十六日なるは史上に明かなればなり。

『加州屋敷へ御成ニ付而庄三郎殿より、大分金子御用ニ御立候半と笑止に存候』とは徳川將軍が加賀侯前田家の江戸の邸へ來遊ありしにより、中田靜家居士が其費用を出金したるを以て、『中田も氣の毒なり』との意なり。又『加州なども此度ノ御成、大分ノ物入ニ候故、此後庄三殿など財寶も残りハ有之間敷様ニ笑止ニ存候』と中田庄三郎も近頃は物入り續きなれば、同人に對して重ねて迷惑を掛けぬやうにせよ、源光庵も種々金子入用の事項あれども、出來得る限り質素にして、檀徒より成るべく金を出させぬやうにせよとの諭しなり。禪師のなさけ深き精神躍如たり。

源光菴文書

尙々何事もよき様ニいたし度心入ニ而ハ色々ニいたし度様ニも成り申ものニ候

其元ノ義只今迄ノ事□ニ過タル様子之條何事も何角とこのみなど被申間敷候

考察

右斷簡は分明し難きも、前書の續簡なるべし。

『其元ノ義只今迄ノ事分ニ過タル様子之條何事も何角とこのみなど被申間敷候』と白龍師に對して眞向より打落されたる質素儉約督勵の訓誡なり、此のあたり無限の情味あり。

源光菴文書

◎九月廿八日默香長老へ之賴書狀落手候立花氏其元へ被參候事彼是得其意候 十月十六日之狀

昨日瑠璃光寺ニ而請取申候

一興聖寺披露埒明候ニ付而方々賀禮申來候段得其意候此方書中遣候迄も無之候相見候か又ハ書中にて此方へ通達□候由被相達可然候

一庵中三人ニ而ハ難儀と存候祖忠被留候而一段ニ候庵ニ而養病被申候様ニ拙僧も申候と被申招キ可被申候

一義光長老一等老事無心存候

一立花氏幻住林へ御見舞金子御置候由得其意候先月八日ニ出京十三日ニ出船之由此比ハ無事ニ

歸國可爲休息候

宗繁革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

庵中三人
に於て
儀は存
祖忠留
候に
候り
一段
に

本多彈正忠晴寺社奉行に任ぜらる

瑠璃光寺一人出訴

三僧統驚動 田翁の大志

一〇 寺社奉行ハ本多彈正殿へ被仰付候松平日向守殿御役義御免ノ事願被申候而御免被成候只今ハ三奉行ニ而候

一 丹嶺和尚へ返書越候婦屋ノ届候様ニ可被致候念比ニ一々返禮申遣候

一 法門ノ一義内々ノ通ニ拙僧一人指出候事も難成時節見合申候内ニ先月廿四日瑠璃光寺一人飛

州公へ訴狀持參三ヶ寺相手ニ罷成候間法中ノ邪正對決被仰付被下候様ニ道理分明ニ被申入候

役人衆も快ク取次申候飛州公被仰候ハ是ハ三ヶ寺と出入ノ事ニ候へば添手紙も不入ニ同役中相

談ノ上取上候共又ハ不取上候共案内可被仰遣と御申訴狀ハ役人預り居候様ニ御申候二日ニ

一 回程つゝ瑠璃光寺役人衆迄被參候十二九ハ御取上候ハん哉と存候三ヶ寺も殊外驚動被申由

ニ候來春迄ノ内ニ是非埒明可申候瑠璃光寺大法ノ大志言語道斷ニ候是非共ニ寺などニ居候覺

悟ニ而ハ無之候官邊ニも慥成ル僧思召候哉と存候法運此一働ニ而相決シ申事ニ候來春中ハ歸

庵申ニ而可有之候真成院伊勢寺へ此段便ニ相達シ可被申候様子筆頭ニハ難盡候心事艸々不宣

霜月三日

正山(花押)

答 白 龍 長 老 几 下

尙々御取上ニ成候ハ、拙僧なども出席申ニ而可有之候哉官邊ノ御了簡難計候先以珍重不過之候心經讀誦祈念專要ニ候祖忠へ一同ニ申候

雲盛前回けが被成候へ共よく御成り候由立花氏ハ申來喜悅申候よく心得可給候笠ノ紐満足申候

拙僧氣分一段快ク候以上

考 察

右は元祿十五年十一月三日の書狀なり。『先月二十四日、瑠璃光寺一人飛州公へ、訴狀持參云々』二日に一回程づゝ、瑠璃光寺役人衆迄、被參候』等にて明かなり。此時すでに、禪師の計畫は、殆んど大部分成就したりと言ひて過言にあらず、『十に九は御願上候はん哉と存候、三ヶ寺も殊の外驚動被申由ニ候』と三僧統が最初より誠意を缺き、寧ろ禪師等の訴願の、達成せざらんことを希望し居りしのみならず、成功六ヶ敷と見限り居りしも、事件が意外に展開して、十中九訴願達成すべき形勢に、今更の如く驚駭したるものなり。さりとは迂濶なる三ヶ寺なるかな、禪師が密かに諸權門と握手し、有力者の外護によりて、裏面より幕府部内の大勢を動かし、機運の全く熟しつゝありしことは三ヶ寺の夢想だも及ばざりし所にして、外面よりして更に分明せざりしこと此消息にて知るべし。

田翁和尚の突撃も、禪師、梅峯、田翁三師が協議上、既に十分熟したる機運に火付けしたるに外ならず。即ち表面的形式を整へ、寺社奉行乃至老中をして、行政的行動を取り易からしめたるものなり八百長的の喜劇と見て不可なし。誰か知らむ、これ禪師等の六韜三略の功奏したりしことを。實にこ

れ、禪師の計畫が、圖に當りたると同時に、幕府部内に於ても事件を成るべく平穩の裡に解決せんとする、政治的一成功と見るべきなり。

『法運此一働にて相決し申事に候』との禪師の鐵案、痛快極まるものに非ずや『心經讀經祈念專要ニ候』と事件を無事に斯境に誘ひ出し、破顔一笑の裡に、尙且神明佛陀の冥感に委せんとする所、禪師の襟懐いや高きものにぞある。『笠の紐満足申候、拙僧氣分一段快く候』とは、禪師の閑日月、光風霽月の心境を窺ひ得て餘りあり。本多忠晴の寺社奉行に任せられしは六月十日、松平重榮の罷免は八月十九日なり。今、報せらる、如何にや。

【源光庵文書】

○先月廿四日之書狀立花專大夫殿に此比御届ケ令披見候て其元替事無之珍重ニ存候此方一段無事ニ候

瑠璃光寺
二日に一
回

一瑠璃光寺彌以飛州公へ願ニ二日ニ一回程ツ、ノ役行ニ候一段首尾能候年内御吟味候て來春ハ御取上可被成と存事ニ候壽鶴□□頭も聞可被申候

一盛雲又ハ祖忠ハ卜外居士十七年忌供養料到來相達候念比ニ誦經供養可申候祖忠其元ニ留守居被相勤候由満足申候内々病身ニ候條何事も隨意ニ被致候様ニ可被申候

一薩摩福昌寺長崎皓臺寺只今御當地ニ用事ニ而滯留法門ノ一事感心被申候瑠璃光寺へ見舞候て

官邊を御尋候ハ、何時ニ而も大法ノ證人ニ成リ可申など、被申候一段ノ時節ニ候艸々不宣

十一月十四日

正山(花押)

答 白龍長老 几下

尙々其方見舞之事必ク無用ニ候春ニ成リ様子しれ候ハ、可申遣候以上

考察

右書狀は元祿十五年十一月十四日のものなり。

『瑠璃光寺飛州公へ二日に一回云々』表面的火付のはまり役なり、怪僧なるかな田翁！

前書に源光庵は三人にては困難なれば、祖忠を招けとありしが、祖忠師來庵して同居せり。『病身に候條何事も随意に被致候様ニ可被申候』と情の至りなり。

薩摩の福昌寺とは隆玄和尚、長崎皓臺寺とは重關和尚、『何時にても證人に成リ可申被申候』とて禪師は喜ばしげなるも、最早や證人の必要なかるべし。

【源光庵文書】

○十月廿七日之狀相達候太平寺杖給候事大麟被參候事申來候

○十一月十日ノ狀西來寺事又ハ義光後住迎ニ參候事白峰和尚無事申來候中田氏小病如何候哉

無心元ニ候一等本復珍重ニ存候

宗繁軍正運動中源光庵に寄せられたる禪師の書簡

○十一月十六日ノ状も相違候

○今月五日之状今日相違披見申候其元別事無之珍重ニ候賀銀被指越打寄祝ひ可申候老衲一段無事ニ候阿部豊後守殿を熱海湯を取ニ被遣候三澤吉左衛門殿を其内四樽此方へくれ被申昨日一日ニ四五度程入湯申候四樽ニ而ハ水□□桶ニ兩度入かへ申程有之候條二廻り程入浴可申候一段快ク覺候

○瑠璃光寺首尾彌以宜ク相見へ申候福昌寺其外諸國を大公事四五有之候此事埒明以後御取上と相見へ申候左候ハ、來春も緩々との事と存候御取上候て正法相立可申哉と存事ニ候誰人ニ而も相談申事も無之候條貴老など被參候ても入用ノ事ハ一圓無之候何分ノ來春ノ様子次第と存候
○禪定寺へ返書遣候正月ハ例ノ通ニ開山牌前へ金子一片線香など相添へ可被指越候
賀來順相見之事珍重ニ存候

海音師より忍冬藥

田翁首尾彌以宜し

阿部老中より熱海湯四樽贈らる

○海音を忍冬藥給リ用可申候心事早々申殘候不宣

十二月十四日

出山(花押)

答 白龍 長老 几下

尙々祖忠無事珍重ニ存候此十二日ハト外居士供養申候盛雲ニも頼申候貴老此方へ被參候事來二月などハ勝手次第ニ而ハ候へども入用も無之候物入彼是如何と存候以上

考察

右は元祿十五年十二月十四日、實に赤穂四十七士討入當日の書狀なり。禪師、内藏助、同じく志を齎して江戸にありき。兩者共に其計畫は隱密の裡に成就し、一は十月二十四日以後、田翁和尚の正面攻撃によりて局面の大展開を見、他は十二月十四日夜、正々堂々山鹿流陣太鼓の響によりて宿志を遂ぐ。一は以て一國の士風を振起し得べく、他は以て大宗門の墮落を匡救し得たり。

『賀銀被指越打寄祝ひ可申候』とあるは、局面の佳方に展開したるを白龍師喜びて、禪師が江戸にて豫め祝意を表すべき料として、師一己より送付せられたる銀子ならずんばあらず。

老中阿部豊後守の外護の念、並に豊後守が禪師に對する親切の量は測り知るべからず。『阿部豊後守殿より熱海湯を取りに被遣候、三澤吉左衛門殿より、其内四樽此方へくれ被申、昨日より一日ニ四五度程入湯申候、四樽ニ而ハ水□□桶ニ兩度入かへ申程有之候條、二廻り程入浴申候一段快ク覺候』と禪師は快ク覺候と言はる。尤も湯に入りて身體快からんも、老中のかゝる親切、何よりも嬉しく快かりし事なるべし。『昨日より』とは十二月十三日より、即ち義士討入の前日より、なり。禪師は十三日も豊後守の心盡しの此の湯に浴し、十四日も亦終日浴み勝ちにて、心身共に爽快を覺え、禪師の畫せる事件は順調に進展の折柄とて、嚴冬の寒さに、湯ざめせぬ様、早く床に就かれたるべし。されば十五日の朝は未明に目を醒まさられたるに相違なし、大石内藏助の打ちたりし山鹿流の陣太鼓の響は、禪

師居室の寂寥を破りたりしか、義士の討入り最中、否、上野介の首級を擧ぐる迄の時間中の大部分は、禪師は必ず目をさまし居られしに相違無かるべし。天明けて十五日の晝、討入の報、全市に喧しく成りて、禪師の耳に入りし時、必ずや禪師は清浄なる法體にも多少の感なかるべからざりしならむ。願へば江戸城中松の廊下に於ける工匠頭及傷の、元祿十四年三月頃は、禪師の革弊運動のすでに白熱化したりし時にして、爾來禪師の所願も、ます／＼順調に經過し、大勢定まりて白龍師より、賀銀の到來したる際に於て、禪師の事業と何等の關係なく突然の耳聞なりとはいへ、赤穂の義舉が、かくも神敏に、而かも毫髪違算なく成功したるに、禪師は感心せられたるべし。或人曰く「禪師は法のために一心不亂なり、しかる俗事に心、微動だもせざりしならむ」と、こは、源光庵文書禪師書簡の中に赤穂義士の噂に關する記事、一隻語だに見出す能はざるに徴し、尤も傾聴に値する言なるべけれども、禪師も人間なり、ましてや情深き人なり、感激性の豊かなる人なり、多少の感動は催されしなるべし。赤穂義士の成功は策謀と武力にあり、禪師の成功は畫策と堅忍にあり、いづれも極めて難澁なる事業に對し同時期に於て其必勝貫徹を期したるも亦對照の興味深き事蹟ならずんばあらず。されど大眼以て觀じ來らば、義士の一舉は所謂敵討、亡君の無念を晴らさむ俗事のみ、禪師の事業は護法の一大事なり、世俗に對して良果を齎らすの大小は免もあれ、徹上徹下、無限永劫に宇宙の萬靈を支配する大真理と密接に相抱擁し得べきものは、兩者それいづれぞ。

【源光庵文書】

◎太平寺より金子入ノ書狀相達這回返書遣候道明より鏡餅代被指出候由貧僧ノ心遣一入感心中事ニ候此段便ニ通達可有之候

○瑠璃光寺陳訴之義玆以様子宜ク相見へ申候然共前回申遣候通ニ薩州福昌寺因州景福寺丹州永澤寺上州双林寺其外諸方遠國ノ大寺衆諍論ニ被□指つかへ居申候間左様ノ事當春中ニも相濟候ハ、夏中ニ此方ノ事ハ御吟味可有之哉と存候何程延引ニ成り候ても不苦候様子ハ一段宜ク候條氣遣有之間敷候祖忠常より息災ニて冬中諸事心遣被申候由満足申候其元ノ義いか様ニも兩人相談ニ而留守居可被相勤心事艸々不宣

正月七日

正山(花押)

白龍長老几下

考察

右書狀は元祿十六年一月七日のもの、一部なり。

大阪天王寺の太平寺大休師、又も禪師に金子を送付せられたり。

薩州福昌寺其他面々諍論の爲め云々は革弊以外の事項なるか、時節柄、宗統革正是非の諍論ならば應はしきも、他に何か論争の事項生じての事か。『夏中に此方の事は御吟味可有之哉と存候、何程延

宗弊革正運動中源光庵に寄せられたる禪師の書簡

彌以宜し云々

夏中に此方御吟味あるか

引に成り候ても不苦候、様子は一段宜く候條氣遣有之間敷候』とあれば、革弊事以外の事件なるに似たり。されど、そがために革弊の裁可が事務上稍後るゝが如きも、大勢に何等の變化なきものゝ如し。

【源光菴文書】

成功の曙
光見ッ

◎隠之四五日以前參候て其元ノ様子具に承知申候此方一段無事ニ候

一今日瑠璃光寺を寺社御奉行御寄合へ可召出飛驒守殿被仰渡候ハ梅峰止山願候砌三ヶ寺より取上無之様ニ達て願候故任其意候然ニ去年以來其方義身ノためにも無之爲法ノ心入聞届候間取上吟味被成可被遣候間本望ニ可存候只今迄役人共ハ色々存念申たる由ニ候へ共此後ハ直に可聞候間幾度も罷出可申候永平寺、總持寺三ヶ寺などへ少も遠慮ニ不存傳法ノ心入腹一はいに申候へと御申渡候扱々忝義筆頭ニ不盡候此後御吟味ノ上惡敷ハ成り申間敷候其元皆々安堵可被申候興聖寺、禪寺、伊勢寺へハ眞成院より通達候様ニ申遣候太平寺、興禪寺、成合寺邊へ便ニ通達可然候丹州大陽和尚地藏寺へ便ニ通路可然候心事艸々不宣

二月十八日

止山(花押)

白龍長老 几下

尙々今日之首尾其元打寄祝ひ可被申候以上

考察

右書狀は元祿十六年二月十八日のものなり。禪師の所願成就も、いよ／＼確定的のものとなり了んぬ。幕府は寺社奉行所へ田翁和尚を召喚し、奉行阿部飛驒守正喬より、止山、梅峯の願を聽許する事に確定せりと内意を告達せられたり。田翁師のよろこび、さては止梅兩師の本懐いかばかりなりしぞすでにこれ事實上革弊聽許の辭令なり、只此上は形式を整ふべき必要あるに過ぎざるものなり。寺社奉行の言に曰く『三ヶ寺より取上無之様に達て願候』とあり、三ヶ寺の所存も笑止なるかな。今や三ヶ寺從來の意向も遺憾なく暴露したり、僧統の權威いづこにかある。併し三ヶ寺は、從來腐敗し居たる、宗内大部分の輿論を、代表し居たるものと見るを得べく、いかに曹洞宗内の紊亂し居たるかを知るべき有力なる證左なり。翻思せば、かく迄に腐敗し切つたる宗内の廓清なり、眞に容易ならざる大事業なりしなり。今日までに於ける禪師の苦心想ふべし。

『本望に可存候』とは『喜べよ』との寺社奉行の言なり、眞に人意を強くするに足る。これに引かへ邪道の方は、いかばかり失望すべきや、所謂獅子身中の虫たるもの、いかばかり愕然たるものぞ。『只今迄役人共ハ色々存念申たる由ニ候へ共、此後は直に可聞候間幾度も罷出可申候、永平寺、總持寺、三ヶ寺などへ少も遠慮ニ不存、傳法の心入腹一ばいに申候へ』とこれ寺社奉行の附言したるものなり。其意は『今日迄は幕府の役人も、事情が一向に分りかね居りしも、もはや事件の眞相分明したる事なれば、今後直接聞き届くべきを以て、心易く幕府へ出頭して可なり。大本山の永平寺や總持

寺及び僧統たる三ヶ寺に對しても、遠慮氣がねは無用なり、思ふ存分申立をせよ』との意なり。思ふに幕府も、此事を表面的に傳達したきが故に、關門破りを待ち居たるなり、田翁和尚の突進によりて、見事關門は破れけり。されば關門を入れれば、入口より奥の奥まで、すでに禪師の徳風に靡き、禪師の訴願の正當なるに感じ、願望を聽許すべき内的用意の整ひ居たりしは勿論なり。關門破りは、禪師と幕府との間に以心傳心、不立文字によりて打合濟後に於ける形式上の方法の一に外ならざりしことは吾人之を論斷するに吝かならず。

【源光菴文書】

◎其元替事無之候哉此方無事ニ候

一先月十八日御取上以後、瑠璃光寺御呼出し飛州公直ニ様子御尋其後山三ヶ寺、江戸三ヶ寺、吉祥寺一人つゝ被召出御吟味ノ上即座ニ而口書御取り候福昌寺、永澤寺、双林寺も出府ニ付而是又一々口書御取り御吟味ノ様子一段宜ク相見へ先ハ安堵申候此時節興聖寺、大乘寺も乍見舞下向可然と今日書狀遣候定て兩寺共に下向可有之候頓て梅和尚拙僧をも御呼出し直ニ御聞可有之と存候其後永平寺、總持寺可被召寄候殊外御吟味被入御念候間今年中も御かゝり可被成哉と申事ニ候只今迄ハ此方ノ首尾宜ク候條氣遣有之間敷候心事艸々不宣
祖忠へ同事に申候

三僧統呼
出さる

三月八日

出 山(花押)

白龍長老 几下

右のわけ便ニ眞成院などへ通達可有之候以上

考察

右は元祿十六年三月八日の書狀なり。本書狀に載する全體は、幕府が禪師等の訴願を裁可するため、形式上の順序を整ふる必要上、行政事務上の手續として、重なる寺院を召喚して、査問檢考するものなるを知るべし。

『山』とは永平寺、總持寺の兩本山、『三ヶ寺』とは龍穩寺、總寧寺、大中寺の三僧統、『江戸三ヶ寺』は即ち觸頭にして、淺草の總泉寺、芝の青松寺、同泉岳寺なり。吉祥寺は駒込にあり、亦江戸に於ける有力なる洞門の寺院なり。

【源光菴文書】

◎二月廿八日之書中此比相達令披見候其元替事無之珍重ニ候此方無事ニ居申候

- 一立花氏へ這回書狀遣候五兩金此方へ相届忝由禮謝申遣候
- 一覺澄事先其分ニ候
- 一獅子吼集一本指越可被申候

立花氏よ
り金五兩

宗繁革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

白龍師は
何から何
まで禪師
に相談
九ヶ寺被
召出一人
づゝ御吟
味
江戸三ヶ
寺及吉祥
寺の體度
永平寺總
持寺も可
被召寄
此上は上
の意次第
禪師より
の送金

一 禪定寺□岩寺へ返書遣候
一 大村方へハ此方より返事可遣候
一 成合寺へ金子持參一段ニ候
一 中田氏より門傍小屋ノ事申來候尤貴老心得次第ニ候
一 雪音被歸候御願ノ事御取上ノ義申遣候此比相達可申と存候其後昨今迄ニ山三ヶ寺江戸三ヶ寺、吉祥寺、功運寺、天龍寺右九ヶ寺被召出一人つゝ御吟味即座ニ而口上書被取被成候人々他言不仕様ニ被仰渡候右様子ハしかどしれ不申候へ共江戸三ヶ寺吉祥寺などハ成程筋目ノ通ニ被申候由ニ候瑠璃光寺數度被召出様子御聞被成候只今迄ハ一段宜ク相見へ申此後拙僧など御召様子御聞可被成と存候方々御吟味相極り其後に永平寺、總持寺可被召寄と存候薩州福昌寺、丹波永澤寺、上州双林寺出府ニ而被居候故右三寺へも様子御尋被成候山三ヶ寺、江戸三ヶ寺、吉祥寺などもはや兩三度程被召出候念比ニ御吟味ノ御事ニ候當年中ハ御かゝり候半と申事ニ候此上ハ上ノ意次第ニ而候故何分ニも此度切ニ而相極り申事ニ候興聖寺、大乘寺へも申遣候 來月上旬ノ比ハ兩寺共ニ見舞可被申と存候自然ノ用事も候ハ、□所^(官カ)ニも出し可申候
一金子遣置候納受可有之候心事艸々不宣

三月十三日

出 山(花押)

答 白龍長老 几下

祖忠

尙々禪定寺の這回ノ様子眞成院へ通達候様ニ申遣候禪定寺之狀ハ早ク届ケ可被申候 祖忠

へ一傳申候

考 察

右は元祿十六年三月十三日の書狀なり。幕府の査問は、存外に時日を要す。二百年前、汽車なし、電車なし、自動車なし、自轉車なし、人力車すら之れ無き時代とて、各寺院の出府は容易ならざるを知るべし。査問は一ヶ寺づゝ呼び出し、一々口上書を徴せらる。

【源光庵文書】

◎今月八日之狀相達其元無事之様子承届候此方無爲ニ居申候洞谷寺へ返書遣候便ニ届可被申候 松岩□舞之由得貴意候是ハ書狀遣候而も便有之間敷候間不能其儀候

一 雪音上京以後飛州公へ山三ヶ寺江戸三ヶ寺、吉祥寺、長谷寺、功運寺、天龍寺何れも一人つゝ被召出色々御吟味即座ニ而口書被仰付人々他言不仕わけ故様子しかどハ難知候へ共御吟味ハ此方ノため一段本望と存候何れも兩三度つゝも御吟味ニ候薩州福昌寺、丹波永澤寺、上州双林寺自用ニて出府被申候故右三寺も被召出御吟味口上書被仰付候可睡齋をも被召寄筈と

何れも兩
三度づゝ
御吟味

宗繁奉正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

此上は如何程滞留すとも可也

申候拙僧など于今不被召出候定而一度ハ出て申ニ而可有之候興聖寺大乘寺へハ此方ハ申遣候間兩寺共來月上旬は到着可有之と存候此兩寺ハ此方へ見舞一分ニ而自然被召出候て一段ノ義と存候方々御吟味相極り其以後永平寺總持寺をも可被召出と存候大切ノ事故中々急ニハ埒明申間敷候當年中ニ相定り候へば早キ分と皆々被申候 此上ハいか程滞留申候ても本望之至ニ候 少も氣遣有之間敷候禪定寺此比預見舞候用事も無之候條一兩日中被歸候様ニと申事ニ候 前回立花專大夫殿へ書狀頼□□之節申遣候外□替事無之候急□々々か□るしな無之筈ニ□同□を數度申遣候□□敷候間別事無之候ハ書狀越申間敷候氣遣有之間敷候禪智、祖忠一同ニ申達候不宣

尙々禪定寺一兩日中ニ可被歸候禪定寺便ニハもはや狀越間敷候此方様子宜ク候條喜悅可被申候隠之弟子共に兩人大乗寺ハ十日計以前ニ義圓長老使僧ニ被參直ニ大乘寺を待申候とて滞留旅宿せまく候へ共 成次第ニ候以上 禪智尾州ハ狀被越候返書遣候相達候哉遠方故難計候

考察

可睡齋が幕府の査問を受くるため、江戸に着したるは、元祿十六年四月末なり（次の五月十五日の書狀參看）、興聖寺、大乘寺も、すでに五月初旬江戸に着せり（同上）、本書狀に『可睡齋をも被召寄筈

と申候』といひ、又『興聖寺、大乘寺へは此方より申遣候間、兩寺共來月上旬は到着可有之と存候』とあるが故に、本書狀は元祿十六年四月の書狀にして、而かも同月末迄のものなり。而して本書狀の卷頭に『今月八日の狀相達』とあれば、四月二十日前後のものなり。

波瀾の張本人たる禪師、事件の中心人物たる禪師は、今や所謂高みで見物の姿なり『此上は如何程滞留申候ても本望之至りに候、少も氣遣ある間敷候』無理は聞けたり、御意は善しの有様のごやかなること限りなし。禪智師は東奔西馳今や又源光庵に移り來りたるものゝ如し。

【源光庵文書】

大乘寺着興聖寺出府可有之

◎今月二日之書狀相達一々得其意候 獅子吼集請取申候 上包ミもの收置候由一段ニ候大乘寺

方丈此十日到着觀音ノ寺中ニ寺かり候て置申候興聖寺此廿五六日到着可有之候左候ハ一所

ニ飛州公へ禮ニ出シ申筈ニ候大乘寺ハ其元へ銀子被遣候禮をも申達候 大心和尙新板ノもの

被下候由重而禮謝可被申候 宗光寺ハ梯到來之由禮狀被遣候由一段ニ候 太平寺返書遣候

一儀彌以首尾宜ク候先月廿七日今月十五日兩度飛州公直ニ御逢兩人共ニ身ノ爲ニ而無之法の

ためノ□入御聞届故御吟味被成候と念比ニ被仰聞候先月廿九日今月二日役人衆相見是又念比

ニ被申候廿九日ニハ一時餘居候ニ付而久敷居候とて料理給歸候一段首尾能候此十五日ニ永平

寺、總持寺被出候様ニと越前太守、加州太守屋敷へ被仰遣候來月十日過ニハ兩寺共ニ到着可

願望一儀彌以首尾よく候 廿九日に料理給歸り候 永平寺、總持寺出

府の件越
前太守
加賀太守
より進達
遠州可睡
齋も出府
の筈

有之候遠州可睡齋も頓而被出候筈ニ候上意を以御吟味廣大ノ御事ニ候御吟味被成候程此□仕
合ニ候少も氣遣有之間敷候右ノわけ便々ニ禪定寺太平寺又ハ眞成院伊勢寺へ通達可有之候禪
智、祖忠無事之由被申候由心得可被申候太平寺へ一筆返書遣候取紛不能詳悉候不宣

四月廿日

正山(花押)

一儀少も
氣遣有之
間敷

白龍長老回答

尙々東林寺ハ此所狀參候□居候而困勞と相見へ四月初ハ立花氏へ斷り申候而眞宗寺へ引込
可申と申來候後住ノ義ハ大越次第と被存候由申來候尤ノ事と存候 祖忠へ此段咄可被申候

考察

右書狀は元祿十六年四月二十日のものなり。寺社奉行阿部飛驒守より召されて、禪師と梅峯師は、
飛驒守より、十分に安心を與へられ、且『二十九日ニハ一時餘居候ニ付而、久敷居候とて、料理給歸
り候、一段首尾能候』とは、之を讀むだに恰も禪師のうぬぼれ話の如し。『御吟味廣大の御事ニ候、御
吟味被成候程、此方仕合ニ候、少も氣遣有之間敷候』又しても禪師のうぬぼれ話に似たり。これ禪師
が幕府部内の情誼及公明なる處置を衷心より満足せらるゝ所にして、禪師の眞面目なり。

【源光庵文書】

◎四月十二日之狀並□□到來、今月五日之狀此十二日に到來右書中之様子具ニ領納候彌其元無

源光庵よ

りの書狀
七日間に
て至る

爲珍重ニ候禪定寺、太平寺へ返書遣候 兩所へ只今迄之様子申遣候眞成院へハ禪定寺と通達
候様に申遣候

一宗保院定而長圓寺ニ滞留と相見へ此方へハ不被歸候 立花氏家來被參候由定而伊勢參宮と存
候實性院ハ其元へ尙問之由得其意候

一段首尾
よく候
梅正兩師
飛州公へ
被出候一
く段首尾
よ候

一興聖寺大乘寺當月二日に寺社奉行所へ御取上ノ一禮ニ回リ被申候一段首尾能候良尊太極兩人
をも一禮ニ出シ申候大極ハ仙臺ニ隱居候而被居候 梅和尚弟子分ニ而當地ニ見舞ニ被出候故
一禮ニ被出可然と存候而出し申候是又首尾能候前月十六日にも梅和尚拙老義御尋ノ事候とて
飛州公へ被召出候一段首尾能候

寶圓寺芳
春院

一可睡齋ハ先月末ニ到着永平寺ハ今月十日ニ御着候此廿日過ニ總持寺、寶圓寺、芳春院共ニ參
着之筈ニ而候總持寺着以後御吟味相極り可申候此上ハ何くにも上意次第と申事ニ候秋迄之内
ニハ様子しれ可申候氣遣有之間敷候禪智祖忠無事ニ候半と存候不宣

祖忠無事
に候半

五月十五日

正山(花押)

源光庵 白龍長老 回答

尙筑前ニ而東林寺も前月初ニ興宗寺へ引込申度由實山居士へ願被申候處夏中ハ達而抑留ニ
而解夏以後引込ノ筈と兩所より申來一段ノ様子満足申候定而其段祖忠へ通達可有之と存候

宗繁正運動中源光庵に寄せられたる禪師の書簡

以上

考察

右は元祿十六年五月十五日の書狀なり。

幕府の裁可近きに迫りたるは『興聖寺、大乘寺當月二日に寺社奉行所へ御取上の一禮ニ廻り被申候、一段首尾能候、良尊大極兩人をも一禮に出申候(中略)、一段首尾能候』とあるにて察せらる。禪師の本懐思ふべし、諸方の寺院、入り替り差し替り、江戸に着するも、禪師は暢氣至極なり。

【源光菴文書】

◎今月六日之書狀今日孫兵へ持參披見申候、其元別事無之一段ニ候拙老無恙居申候

一先月十二日ニ瑠璃光寺へも此方へも書狀被越候由是ハ于今届キ不申候享安老々答など給候事も此度之書中にて聞届申候

一今月四日五日之儀隱之方々念比ニ申遣候もはや相達可申候其後永平寺總持寺山□□江戸三寺可睡齋又々被□出被仰渡候ハ傳法ノ義ハ梅峯出山瑠璃光寺願ノ事もやめさせ八ヶ寺申下し候事もやめに被□□上々御吟味ニ候條皆々一同ニ筋目ノ通り申上候様ニ被仰候故此十七日永平總持皆々一同ニ書付被指出候其わけハ嗣法之義ハ正法眼藏本意之通ニ向後一師印證ニ相定何レノ寺へ移代り申候とも最初ノ法脈一生不易ニ所持仕り可然候然共只今迄伽藍相續一圓ニ

六月十二日書狀七月廿五日に至るも未着

願望まづ首尾よくき方に候

捨テ申候而ハ相障り申事共多ク御座候間血脈大事をば其寺々々ニ而重而受ケ申様ニ仕度と被申上候是ハ前□拙僧など願申たる筋目ニ而一段ニ候定而其通ニ可被仰出哉と存候今月末か來月中ニ仰出シ可有之と存候先々首尾よき方ニ候條氣遣有之間敷候心事先書ニ申遣候間不能多筆候不宣

七月廿五日

出山(花押)

答 源光庵 白龍 長老 几下

禪智々狀被越候へ共是ハ他行と存候故返書不遣候祖忠老氣分彌能候哉無心元候以上
尙々先月十七日相通ノ書狀被越候是ハ相届キ申候濟下ノ嗣書など請取申候以上

考察

右は元祿十六年七月二十五日の書狀なり。永平、總持、三僧統、江戸三ヶ寺、其他諸寺の何れも幕府に出頭査問を受けたることは、前書及本書にて明らかにして、幕府は終に正式に出梅兩師の願意正當なることを知悉したるを以て、裁可の方法としては出梅二師並に田翁師の訴願も之れ無きものとし八ヶ寺との交渉も亦之れ無かりしものとし、即ち双方一旦白紙の状態に立かへり、更めて兩本山より願書を提出せしめ、而して後、裁可する方法に出でたるなり。事實に於ては禪師と梅峯師の直訴を聽許する譯なるも、形式上正當の手續を履ましめて後、裁可するものなり。尙ほ附帶事項として諸寺の

祖忠氣分

宗繁革正運動中源光菴に寄せられたる禪師の書簡

申出は『只今迄伽藍相續一圓に捨て申候ては、相障り申事共多く候間、血脈大事をば其寺くにて重ねて受け申様に仕度と被申上候』と、こは極めて穩便の所置にして此場合止むを得ざるなり。禪師が夙に此義をも申立られたる事は『是は前□拙僧など願申たる筋目に而一段に候』とあるによりて明かなり。萬事禪師の方寸通り解決せらるゝものゝ如し。此書狀は七月二十五日なるが、これより僅かに十數日を経て復古條令は發布せられたるなり。

【源光菴文書】

◎道中無事に而十三四日之内歸庵候半と存候定て庵中別事有之間敷と存候祖中老は立花氏歸郷の時節同船歸郷可有之の由一段可然存候久々相見不申殘念に候へ共拙老歸庵以後は又々上京可有之と存事に候愚見長き留守大儀に被勤候禪智彌以留守居頼候よき様に其元の事互に可被相勤候

◎穩牛氣分も此比は十分本復給侍申候洪中請詢無事に給侍申候

◎法門之一義彌以時節見合申事に候様子は立花氏演說可有之候立花氏は八瀬に入浴の筈に候條其元へも一回は御出可有之候八瀬へ寺産の芋子おくり可被申候

◎海音老の書狀給候よく心得可被申候返書の代に短偈贈之候

◎眞成院、伊勢寺東來相見令満足候當月末日來月初に此地發足可有之候眞成院歸庵以後其元へ

立花實山
八瀬に入浴

も見舞可被申候心事草々不宣

後ノ八月廿六日

白 龍 長 老 几下

出 山 (花押)

考 察

禪師、江戸滞在奔走の功空しからず、所願成就し、幕府は元祿十六年八月七日を以て曹洞宗統復古の條例を發布したり。それより十九日の後、いよゝゝ江戸を引はらつて西歸せんとするに際し書き送られたるを右の書狀なりとす。

禪師は八月二十六日より二日を経過したる二十八日、三寺社奉行本多彈正、阿部飛驒守、永井伊賀守の官舎を謝禮の爲め訪問し、尙特に老中阿部豊後守の館をも訪問して謝辭を陳べらる。此日恰も永平高祖道元禪師の忌辰に相當しければ、禪師は今昔を俯仰して、轉た、感慨に堪へざるものありき。右巡謝は記録にある所にして正式に訪問せられたるものなれば、其前後に於て在江戸の外護者阿部豊後守、會津侯、公辨法親王等をはじめ諸眷顧を私交上特訪して懇切なる挨拶を陳べられたるは論を俟たざるべし。かくて禪師は八月末若くは九月月上旬喜びの眉を開きて江戸を出立せられたり。去元祿十三年六月悲壯なる決心裡に江戸入りせられたる時を回顧して亦無量の感慨を催されしと同時に所願達成して無事壯健にて歸還すること歡喜に堪へざりしことなるべく凡俗の情より見ても思ひ遣るだにう

同前』とは願意聞届不相成事は、將軍綱吉公も同様に考へ居らるゝとの義なり。

『無是非義と存候へ共、餘り殘情に候條、春迄滯留様子見合可申と存候何とそよきわけも（可有か）□□□と心掛け申事に候』とは此儘江戸を立去るも殘念なれば、何とか他に良策を講じたきの意なり。此書簡によりて兩本山、及三僧統が不關焉の態度なるを以て幕府も如何ともし難く、訴願を撤回せよと申渡したること分明す。禪師は他の方法によつて今一たび運動を試み、來春まで運動をつづけ、而して不可ならば、いさぎよく、あきらめ、更に後日の、機運到來を待つの外致方なしと、臍を固められしこと『春中、心遣して右の通に候へ者、法運未到と觀念申外は無之候』とあるによりて知るを得べし。状末の『年内に旅宿へ歸り申筈に候』とは集福寺を訪ひたる後、集福寺より瑠璃光寺に歸るの意なるべし。

【伯爵藤堂高詔氏所藏文書】此書簡は資法資夏日義門居士傳中に示したれども再びこゝに載録す

拙僧去年以來一日も煩不申

御家内御無事に御越年可有之と新年の祝詞珍重申納候妙照御内方長右衛門殿へ祝詞申入候御心得頼申候拙僧去年以來一日も煩不申一段息災に春に逢申候官墨一挺新年書通之印遣之候一瑠璃光寺牛込萬昌院へ書狀遣候各六ヶ敷御届ケ頼申候二通共ニ便ニ御届ケ可被成候おそく届き候而も不苦候心事期後音之時艸々不宣

正月二日 正 山（花押）

江戸淺草

夏目八郎右衛門居士

凡下

考 察

右書簡は禪師が所願達成後、鷹峯源光庵に歸りて、其翌年々始に、江戸淺草なる夏目義門居士に贈られたる年賀狀なりと推定す。『去年以來一日も煩不申』とは、去年江戸より、源光庵に歸山後の事にて『江戸淺草』と書かれければ、歸還後、最初の新年に、鷹峯より送られたるものと見るべし。故にこれは寶永元年一月二日の書狀なり。瑠璃光寺及萬昌院への書狀も同時に托したるものにして『おそく届き候而も不苦候』とあるに徴しても明かなり『妙照』は義明居士の母、『御内方』は妻にして『長右衛門』は同居身内のものなるべし。『官墨壹挺』を贈物となしたること注意を要すべし、夏目義門は、井筒屋八郎右衛門のことにして、禪師江戸滞在中、最後の寓居は、同家及同家附近にありしなり。

【大内氏所藏文書】護法第二十六年第九號 正山禪師報恩號所載

一簡□啓候御無事に御越年可有之と珍重に存候拙老一身快然に八十之春に逢申候内方より□□いじ見事なる衣着用わかやぎ申候内方へ和歌二首かきおくり申候御自分へ京墨遣し候萬々期後音之時候草々不宣

正月朔日 正 山（花押）

夏目八郎右衛門殿 几下

夏目氏の室予か八十の春を賀していみじき花衣おくらければ、

八十までかりてかへさぬかりの身に

かすみの衣かすそうれしき

墨そめを花の衣にぬきかへて

わか身の上に春はきにけり

考 察

右は正徳五年一月一日に鷹峯源光庵より、江戸の夏目義門居士に送られし書狀にして、夏目氏の室より、立派なる衣を贈られし喜びを謝し旁のものなり。禪師は又再び墨を贈られけり、墨は道中輕便にもあり、腐敗の虞なきが故に之を贈られしものか、將た、夏目氏夫妻、文雅のたしなみありしを察すべきか。

義門居士は同月十三日禪師の誕辰に江戸より態々來鷹して祝賀したれば、此書狀と行違ひになりたるべし。(嗣法資夏目義門居士參看)

【阿部無佛居士所藏文書】同上、此書簡は嗣法資木村江屋居士傳中に示したるも再びこゝに載録す

今月朔日之貴札昨夜□披見候、其元妙念太兵門其外皆々□無事に、佛法世法一味におこたり

本源自性は今日念々の上に現成分明に候

なくあるべきやうの御勸修行之由珍重に存候、本源自性は今日念々の上に現成分明に候一切時節にしたがひ、水の流様に被心得度由至極の事に候、然共十分に左様には難成候へ共、其心入に而候へば、他岐にわたらず正路の歩行と存候、不臥の事も十方に一人も人無之、自分一己の上へ計也外へわたりし心入無之候へば、眞實の田地に存候、拙老一身無事に居申候、御氣遣有之間敷候貴殿婦おひやく三日町村徳右衛門米丸村宗右衛門より香儀おくり給不淺□受納候、能様に御申頼入候、前回年頭之書狀御赴皆々へ返書遣候へば、此頃は相達し可申と存候、心□□□時□草々不宣

よく／＼惡見に不落様に了簡之事一身尤に存候、無人世界に一己居候而名聞我慢のたよりなき時は惡見には成り不申事に候其外一人□其元の面々心得ちがひ出來候へば如何□問、何事も平常是道と御心得可被下候、妙念太兵へ一傳申度候

三月廿八日

正 山(花押)

木村與兵衛殿 回答

考 察

右書簡は、越中の人木村江屋に寄せられたる書簡なり、木村江屋居士は、寶永三年禪師の七十一歳の時、はじめて鷹峯に來り、禪師に謁したる人なれば、此書狀は、それ以後のものなり。精神修養工

夫の事を禪師に問ひ、禪師より返事せられたるなり。『今月朔日之貴札昨夜披見』とあれば、道中二十七日間も要したるなり。『何事平常是道』といはる、禪師の家風を窺ひ得て餘りあり。

【峯玄光師所藏文書】同上

中秋之日所寄采雲、重陽之日明光主人來落手、並領盛儀一封、道照遠及感荷不罄、抑座下、應總持之輪住、坐傳法之笏室、而再傳法燈、親照玄門者、實如來書所告、祝々不盡、卒打拙偈、聊酬盛意、餘言不既、照亮爲幸頓首々々

瑞現瑞峯也太奇 菊花應節映東籬

一封書信無涯意 千里同風結兩眉

甲午九月九日

出山和南

答 傳法庵 瑞峯和尚 蒲右

考察

右は瑞峯和尚が、能登總持寺の主たらむとする時、禪師に書を寄せられたるに對する、禪師の回答文にして且賀詞なり。『甲午』は正徳四年禪師の七十九歳に相當す。瑞峯和尚は、正徳四年の中秋八月十五日付にて、禪師に書状を送り、禪師は其書状を重陽九月九日に受領し、同日直に賀状を草して、瑞峯師に贈られたるものなり。七十九歳の高齡にてかく迅速の回答これ以て禪師の頭腦の健在を證す

べき一事ならずんばあらず。

一一一 外護及知己

すでに『道交』の章に於て論じたるが如く、禪師は知己甚だ多く交際頗る廣かりき。其『道交』に擧げたりし人は、禪師の先輩及同輩にして、而かも題目に背かざる意味に於て多く同志との關係の大略を記したり。又『嗣法資』は文字の如く即ち禪師の門弟子なれば、僧俗ともに皆禪師の後輩に屬す。

禪師の交際せられし範圍に於て、以上の二章に列したる人々の關係を記するのみにては餘りに物足らざる感あり。何となれば其記述がたゞ莫逆の僧家と、甚深の歸依者に限らるゝものなればなり。よつて本章を草し、上は皇室のやんごとなきより、以下諸侯、官宰、學者まで、即ち禪師に對する外護者及知己の代表的の二三を擧げて、以て禪師の高徳及革弊事業の難澁なりし一端を偲ぶの料たらしめんとす。

1 靈元法皇と禪師

人皇第百十一代靈元天皇御諱は識仁、後水尾天皇の皇子にして、後西院天皇の御弟にまします。寛文三年一月、十歳にして後西院帝の禪を受け、大統を繼がせたまひ、在位二十四年にして、貞享四年

三月位を皇太子(東山天皇)に譲りたまふ。帝は父帝(後水尾帝)の如く佛法を信じたまふこと深く、讓位後剃髮して法皇と稱せらる。

後西院、上皇と禪師
禪師嘗て洛南禪定寺に於て靈芝觀音を拾得せられしに後西院上皇の歡感一方ならず、上皇之を宮中に迎へて供養したまひしことさへありしが、靈元法皇亦禪師の道譽を聞きしめされ、正徳四年禪師を宮中に召し、法事を咨詢したまはんとせり。禪師皇恩の優渥に感涙せられしも、時すでに老病漸く到りければ、恐懼して病を奏し、拜辭せられしに、宮庫の純綿を下賜せらる。禪師鷹峯より南向遙に皇宮を拜し恩を謝せらる。

2 公辦法親王と禪師

日光山門跡
天台座主
法親王
畫道
公辦法親王は後西院天皇の第十六皇子として、寛文九年八月誕生あらせられ、佛道に歸したまひ、元祿三年輪王寺住職(天台宗日光山門跡)となりたまふ。同六年四月、一品に叙せられ、天台座主に任せらる、時に御年二十五。佛教を修せらる、傍ら、狩野常信につきて畫を學び、斯道にも上達あらせらる。抑も徳川氏が、皇子皇孫を日光山門跡として迎へ奉り、江戸に置きて優遇し、皇室尊崇の實を行ひたるは、一は以て皇恩を懐ひ、臣子としての情を満たし、以て天下の忠士及諸侯の心を和らげんとする志なるも、他は以て萬一緩急あるの日、之を擁立して、朝敵たるの汚名を免れんとする北條氏の故

智にならひたる策ならずんばあらず。

親王に對する將軍及幕府の恭敬供奉

されば將軍及幕府の大官は、常に親王に對して恭敬供奉御心を慰め奉り、或は親王を江戸城中に迎へ奉りて歡待饗應し、或は親王を其坊に訪ひて御機嫌を奉伺するなど、情を盡すを以て念としたり。今試みに元祿十三年、同十四年兩年の間に於て、將軍及幕府が公辦法親王に對し、禮を厚うしたる事實を、京都帝國大學國史研究室所藏の、大日本史料綱文より拔萃すれば左の如し。

綱吉の猿樂演伎

二月十二日 綱吉、輪王寺公辦法親王を本城に饗し、親ら猿樂を演ず。

三月十八日 綱吉、輪王寺公辦法親王の坊に詣る。

三月廿八日 幕府、老中阿部正武を以て、大猷院(徳川家光)法會總奉行となし、寺社奉行青山幸督永井直敬及大目付以下數人に命じて其事を掌らしめ、並に日光山に遣す。

四月六日 輪王寺公辦法親王、妙法院堯延法親王、曼珠院良應法親王、大猷院法會に莅むを以て日光山に到る。是日綱吉若年寄稻垣重富を遣し、之を訪問す。

四月十日 綱吉、側衆水野重矩を日光山に遣し、輪王寺公辦法親王の起居を問ふ。

法親王と老中阿部正武

六月二日 幕府老中阿部正武、大猷院法會の奉行畢るを慶し、輪王寺公辦法親王を其第に請じ、之を饗す。

九月三日 幕府、輪王寺公辨法親王の請を以て、日光山東照宮に社田三千八百石を増寄す。
元祿十四年

二月十二日 綱吉、輪王寺公辨法親王を本城に饗す。

二月廿一日 輪王寺公辨法親王の請を以て、興聖寺住持某に紫衣を着するを許す。

三月十一日 綱吉、輪王寺公辨法親王の坊に詣る。

十月廿一日 綱吉、柳澤保明(老中)の第に輪王寺公辨法親王を招請するを以て、側衆青山幸能を遣

法親王と
老中柳澤
吉保

し物を贈る。

十月廿七日 綱吉、輪王寺公辨法親王の坊に詣る。

法親王の
御勢力

以上の事實に鑑み、公辨法親王の所望、特に宗教上に於ける御諭旨が、いかに將軍並に幕府部内に陰然として強き力を齎したるかを察すべし。

法親王禪
師の語録
を歎稱せ
らる

元祿十三年八月禪師、梅峯師と連署して、洞門嗣法革弊の事を幕府に訴ふるや、將軍徳川綱吉は、密に之を法親王に諮る。親王素より虚懐公平にして、正法護持の念あり、尋いで禪師の語録を讀むに及び、歎稱して、其徳風を偲び恩遇荐りに到る。法のために禪師に加擔せられしのみならず、陰に陽に禪師を援助せられしかば、禪師も親王の高義を徳として喜ばれしこと深し。洞門の腐敗言語に絶したりしこと、て裁可を得るに、數年を要したりといへども、法親王が將軍綱吉及幕府の要路に對する

執成の功も亦與つて力ありといふべし。

3 禪師と阿部正武

阿部正武は徳川五代將軍綱吉時代の幕府老中の一人なりき。禪師の奔走盡力にて曹洞宗統復古の業成り、革弊の條令に。

正武と併
せて五老
中

老中 丹後守稻葉正通

同 但馬守秋元喬知

同 佐渡守小笠原長重

同 相模守土屋政重

正武の人
物

の四閣老と共に連署捺印したる士にして、從四位下侍從豊後守なり。正武才智あり、加ふるに剛直清廉にして諸政を裁斷して違戻あることなし。

正武の護
法援助の
精神

禪師が幕府に直訴せられたる事件も、正武よく其理由事情を檢探知悉したる後、將軍の裁可を経て禪師の願望を達せしめざるべからざることを知るも、曹洞宗内の輿論未だ遽に熟さざりしを以て、徐ろに機運の到るを待ちつゝ、會々其子飛驒守正喬が寺社奉行の職にありしこと、て、父子共同して其事業の進捗を助け陰に陽に獻替する所極めて大なり。

外護及知己

正武の禪師との私交

正武禪師に熱海湯を贈る

禪師の江戸に在るの日其私交上に於ても、禪師は一方ならず正武の好意に服し、正武は禪師の高徳を慕うて道を問ひ、親戚も當ならざる水魚の情ありにき。元祿壬午の嚴冬に熱海湯を引き寄せ、其四樽を禪師に贈り老體の加養に捧げたるなど好意の一實例にて、尋常一様の篤志にはあらざりき。尙會津侯松平正容居士が禪師に對して歸依深く、居士は正武の女婿なりしを以て、會津侯の援助亦力ありしなど、到底佛者の所謂現世の因縁のみにあらざるが如き感あり。洞上宗統復古志^①聖主賢臣風雲會の條の一節に『總ジテ此度ノ一義ニ付テ、阿部御父子ノ御心ヲ、ツクサレシコト、承リ及ブニ只大形ノ事ニアラズ、是ニヨリテ二百年ニ及ビシ弊風忽チ治リ、千萬世ニ傳ハレル正法、マサニ興リナント、思ヘバ、有リガタク忝ケナキ、洞宗鎮護ノ白山妙理大菩薩ノ彼ノ阿部公ノ御心ニノソウツリ玉ヘルカト、感涙キハマリナシ』とあるは宜なるかな。

禪師が正武に對する感恩

禪師所願成就して鷹峯に歸るや、護法牌を庵内に設けて將軍並に正武父子及父子兩家の各執事等の名を刻みて永へに其福祉を祈り、其翌寶永元年正武卒去の報到るや、禪師哀悼追慕の情に堪へず、冬期の寒氣を冒し、六十九歳の老體を驅つて百里の山河を踰え、態々江戸に下りて潜かに吊奠したるなども亦、到底尋常一様の情誼にあらず。いかに禪師が正武父子の盡力厚情を徳とせられ居りしかを察すべし。

〔廣録卷十七〕

薦武城故閣老豐州刺史正武居士

正山

當代英雄第一、名柳營幕下、獨分明國家、柱石風加艸、佛法金湯道去、荆顧命聲消、憑几睡、幻緣夢斷、拂衣行、急流勇退、留無住、坐了西方、極樂城

4 禪師と阿部正喬

孝子正喬

正徳元年父在世と同一職に就く

阿部飛驒守正喬は、阿部豊後守正武の子にして、はじめ寺社奉行たり。父に仕へて至孝、朝夕食膳に向ふ毎に、父に侍し其終るを待つて後自ら喫したりといふ。父卒するの後其食封を襲ぎて武藏忍城主となり、從四位下に叙せられ、正徳元年老中に補せられて豊後守と稱し、侍従となる。即ち父在世の職の如し。いかに世々、將軍の信任厚かりしかを想見すべし。

其寺社奉行の職にある時、禪師と梅峯師の革弊訴願を受付けて之を閣僚に謀り、父正武と共に公直至誠陰に陽に禪師を助けて數年の後終に其功を成さしめ、復古條令の發布には、

寺社奉行 彈正少弼本多忠晴

同 伊賀守永井尙敬

正喬と併せて三奉行

と共に三人連署連判し、五老中を併せて八人其責任者の地位にあり。惟ふに禪師は老中に於て正武の如き無二の味方を得、寺社奉行に於ても亦正喬の如き此儔なき外護者を得られし一事が、同宗同門同

外護及知己

志の人意を強くしたる事項ならずんばならず。元祿十六年三月二十九日禪師、梅峯師と共に幕府に出頭し、護法革弊につきて寺社奉行より充分の安心を與へられし際、長坐したりとて料理をすゝめられ喫食して歸られしことなど正喬の執成より出でたるものなるは論なく、これ父正武の熱海湯の贈與と對比すべき親切の一實例にて、正喬が厚意の至極となすべきあり。

〔廣錄卷四十二〕

贈山本賴寛矢田義純兩評事二首

出山

野納壯年以來憂洞門濫嗣之弊造次顛沛雖向羹牆不能忘于懷顧時節如何耳元祿己卯冬初在洛北之艸堂遙聞飛州太守阿部正喬大居士領祠部衙之大任油然而喜謂自非彼大力量人爭得匡大法義奇哉奇哉時節已到雖衰朽老懶不可失此運庚辰夏五從夷梅峰老隱同企東遊六月上旬到在城瑠璃光寺與寺主田翁相議秋八月初四始造大居士之衙捧口詞曲折雖三閱月以三僧司之不肖焉不賜鑒裁然野納等暗察大居士之胸中是非分明不忍空歸舊棲隱身於此市廓之陰因循過年者三焉客冬十月田翁代野納等重訴前事於是乎大居士先命山本氏賴寛矢田氏義純二士令糾正之四閱月而今茲仲春十八日大居士召田翁於其同職之列席親聽所訴季春二十七日召野納等云今聽田翁之所陳審知汝兩老僧從來所願但爲法不爲身宜爲訂

因由以下判手爾來事及于諸閣老竟達于台聽秋八月七日蒙台命新降革正從來之久弊復元祖之家訓日本國中洞門禪林垂二萬寺次第受命信受奉行天回地轉風行艸偃夫本朝有禪以降未聽有如是大義之及于官判又未聽有決如是大義底人嗚呼此年何年實清世休明懿美者也退而考大居士之雄圖則直以其身當靈山付囑者而非是我輩癡吻之容易所讚揚是故置而無論但欲盡此殘庚辰昏誦經祈其福壽無量而少酬大護法之偉勳而已至如二士自去冬至今秋閱月者十一焉經日者二百九十有餘焉屢評此事不舍晝夜其勞之多何以謝之卒賦二偈聊表不忘云爾
其人如玉玉無瑕主意宣傳璨有華照破法門真偽混明明不許正中邪
其人如鏡鏡無私觀面難藏妍與媼主意明時臣意正永平家訓又重興

5 禪師と三澤周信並に石山破夢

三澤吉左衛門周信、並に石山加右衛門破夢の兩士は徳川將軍綱吉時代幕府の閣老阿部豊後守正武の家臣にして同家の執事なり。正武が終始一貫禪師を庇護援助して、所願を達成せしめたるには、禪師と正武靈犀一點相通するものありといへども、また其間を執成する兩執事の盡力誠意亦到底看過すべきものにあらず。兩賢臣が主君の心を心としたるは、即ち禪師の心を心としたる所以なり。主君正武

阿部正武の兩執事の盡力誠意

外護及知己

源光庵内の護法牌に同刻せらる

と同じく護法牌に其名を刻まれて永へに徳とせらるゝも亦當然なり。

6 禪師と山本頼寛並に矢田義純

阿部正喬の兩執事

山本勝右衛門頼寛、矢田源之丞義純の二士は、徳川將軍綱吉時代、阿部家の臣にして、幕府の寺社奉行たりし阿部飛驒守正喬の執事なり。正喬が父正武と共に終始一貫禪師の志を援けて、その願望を達成せしめたるには、禪師と正喬、以心傳心相合致する至情ありたりといへども、其間を執り成せる兩執事の懇懇懇切亦到底看過すべからず。兩賢臣が主君正喬の心を心としたるは、即ち禪師の心を心としたる所以なり。其主と同じく護法牌に名を刻まれて永へに福祉を祈らるゝも亦當然なり。

重贈山本氏

正山

奉主致身無厭勞忠肝義氣與雲高當仁不讓判邪正護教寸心寸鐵牢

重贈矢田氏

正山

參禪雖爲己躬下功德爭如護法多護法圓成非佞佛赤忠奉主絶偏頗

7 禪師と徳川光圀

水戸黄門の名

水戸侯(水戸城主)徳川光圀は『水戸黄門』の名によりて、三歳の稚兒も知れるが如く、不世出の明

一時家光の世子たり

君なりき。小字は千代松、字は子龍、日新齋と號し、又常山人、梅里などの別號あり、其英邁淵達は、すでに幼孩の時より囊中の針の如く穎脱し、寛永十年將軍徳川家光、世子を定めんとして、英俊を物色したる時、抜擢せられて一時、後嗣と定められしことあり。其翌年、一日光圀父頼房に伴はれて斬囚を櫻馬場に觀たりしが、其夜父戯に光圀に命じて晝間の斬首を索め來らしむ、蓋し馬場は邸の西南にありて樹木鬱葱せるが故に、暗黒にして路辨じ難し、光圀直に赴き摸索して其首を得、重きに堪へず、髪を擧げて曳き來つて神色自若たり。父乃ち刀を賜ひて其豪膽を賞す、時に年僅に七歳なりき。長ずるに及び學を好み、修史の志を立て明暦三年はじめて大日本史を撰ぶや、彰考館を設け、大に賢才碩學を登用し、編纂の體裁、史實の檢討、自ら史臣と研究論議し、神功皇后を皇妃に列し、大友皇子を本紀に擧げ、南北朝の正閏を定む。以て其人物識見、抱懷の一端を知るに足るべし。又領内の教化に心を用ひ、大に高僧碩儒を聘し、我國の人才は更なり、明の歸化人朱舜水をさへ、禮を厚くして招聘せり。佛寺の徒に多くして破戒僧の少なからざるを慨し、寺院を毀つこと殆んど千に垂んとし、僧をして歸俗せしむるもの亦數百人に達し、同時に高僧知識を待つことは渴者の水を求むるが如し。

光圀、禪師を請す

延寶七年禪師、武藏王子山觀清寺にあり、光圀、禪師の道器を慕ひ、領内水戸の圓通寺に主たらしめむとし、禮を厚くして招せらる。蓋しこれ禪師の先輩たる交易連山の、光圀に聘せられて、大雄院に入りしより後、十六年にして、同輩梅峯師が亦同じく光圀の爲めに耕山に請せられしに先だつこと

禪師辭して應ぜず

八年なり。時に光圀は五十二歳人物大成の域に達し、禪師は四十四歳にして、實に月舟師より嗣法したる翌年なれば、聲名遐邇に聞達す、禪師は辭して之に應ぜず、蓋し禪師は洞門の爲めに大に爲すあらむとする志を抱けるが故なるは論を俟たず。

8 禪師と伊達綱村

仙臺侯、青山と號す

奥州仙臺の城主伊達綱村は、伊達政宗の曾孫にして、綱宗の子なり、小字は龜千代、また總次郎といひ、初め綱基、後綱村と改む、東門又は青山の號あり。父綱宗萬治三年將軍徳川家綱の命により江戸淺草筋違橋より牛込土橋に至るの濠渠を穿鑿中工事を督して江戸にあり、奢侈度なく、吉原遊廓に遊びて名妓高尾の容色に耽溺し、流連荒怠、社稷將に危からんとし、國老伊達安藝、片倉景家等相議して江戸に上り、連署して主君の隠退を幕府に稟申し、同年七月蟄居を命せられたるを以て、綱村嗣立して封を受く、時に綱村年僅かに二歳、忠臣協力して以て國政に當り、社稷爲めに泰かりき。綱村長するに及び精勵治を圖り、儒術を貴び、佛法を重んじ、大に賢才高德を召し、文武諸藝の道場を興し、神社佛閣を修補し、大年、萬壽の巨利を開き、名勝舊跡を保存し、祖先の遺風を傳記するなど、水戸侯徳川光圀の爲政所作に於けるが如く、治績大に擧る。従四位上左近衛中將に進み、功成り名遂げて後退隠して江戸麻布の邸にあり、世呼びて麻布老公といふ。

父綱宗の奢侈荒怠

綱村二歳にて嗣封

綱村の人

麻布老公

綱村、禪師を慕ふ

公常に禪師の道譽を聞きて高德を慕ひ、時々請益す。正徳二年態々使を鷹峯に遣はして、禪師に僧伽黎一領を贈らる。今尙ほ源光菴に珍襲せらる。

〔廣録卷四十四〕

酬仙臺青山居士

正山

東道主人老淨名定中、一念及山僧、爲他寄語輪王室、護法長挑無盡燈

爲他寄語輪王室

右偈中『爲他寄語輪王室、護法長挑無盡燈』の句によりて、綱村も亦禪師の爲めに、公辦法親王と共に革弊につき援助せられしことあるを知るべきなり。

〔廣録卷四十三〕

酬故仙臺太守青山居士見寄三首

正山

吸盡西江自有源、卷收東極別無坤、親將心畫心聲信、寫出山毫海墨痕、法喜優遊五派源、武威踏轉六爻坤、眼高覷破扶桑影、呵氣暫留鏡上痕、曹源一滴是曹源、分做濟乾做洞坤、誰道清波無透路、中通秋意洗蟾痕

9 禪師と柳澤吉保

吉保の立身出世

柳澤吉保本名は彌太郎、資性敏捷にして才智あり、はじめ低級の身分なりしも、徳川五代將軍綱吉

外護及知己

元祿十一年老中なる
柳澤出羽守保明、松平美濃守吉保
寶永元年甲府城主
吉保の人物と名士の集門
皇室陵墓の修築

の寵遇を受け、累りに秩祿を増せられ、元祿七年武州河越城主に封せられ、同十一年老中となり、左近衛權少將に任ぜらる。將軍の寵遇益々加はり、威權赫々幕府の内外を傾く、同十四年には松平の稱號と將軍の一字名を賜はり、柳澤出羽守保明を改めて松平美濃守吉保と稱し、同十五年三月、更に増祿せられて十一萬二千石を食めり。初め吉保内を好み、妾十數人を蓄へ多く子女を生む、綱吉其第に過るに吉保其女を出して側侍せしむ、因て綱吉しきりに其第に遊び、寵遇こゝに到れりといふ。寶永元年甲府甲府城主に轉封しすべて十五萬石を領するに至れり。吉保專横なりといへども才幹縱横よく人を威服せしめ、一時の名士其門に集まる者多く、細井廣澤、荻生徂徠など前後に於て其最たるものなり。細井廣澤の進言を用ひて、將軍にはかり、我國歴代皇室の陵墓を修築したるは民人の尊敬を博したる事績なりき。

禪師の宗弊革正のために江戸に奔走するや、老中に阿部正武、寺社奉行に阿部正喬等の明吏ありてよく革弊の事情を知悉し、禪師の味方となりて、陰に陽に其畫策を助くること大なりしといへども、禪師は吉保に對しても亦密かに運動を試むべき必要を感じられたれば、同家に入出入する『三貞』、『雲巖』(雲巖は臨濟宗妙心寺派江戸小日向龍興寺の住職にして、吉保の歸依厚かりし和尚なり)等の人々を介して、吉保の裁量を求むべき手段を講じ、尙場合によりては、丹州石像寺よりの紹介に従ひ、同家の儒者津田惣助に依托する計畫をもせられたることなど源光庵文書に散見せり。禪師が江戸滯在中

吉保、禪師の革弊事業を匡扶せり

下谷黒門附近への轉居は一は吉保に對する運動の便宜上より同所を選ばれたるものゝ如し。五老中の意見一致したる上にて大老格たる吉保の處斷をも氣遣はれたるにあるべく、終には吉保も亦よく了解し允許の要を認め五老中の意見に同意したるに外なし。宗統復古に關する條令を見るに、三奉行、五老中の連署連判あるも吉保の署名なし。洞上宗統復古志、護法篤志者の連名中にも吉保の名は之れ無きも、同書中『從四位下行左近衛少將兼美濃守源吉保武州河越城侯松平氏此朝臣コトニ此度ノ一義ヲ子細ニ聞キ玉ヒテ内評ヲ上奏シタマフト承ル』とあるに徴しても、吉保の裁斷ありて而して後將軍綱吉も之を決裁すべかりしを知るべきなり。前述の事情は禪師の内面的計畫がいかに周密なりしかを窺ふべき一事なりとす。

10 禪師と細井廣澤

細井廣澤名は知愼、字は公謹、洛西嵯峨の人、廣澤ヒロサワの池に因みて號して廣澤ヒロサワといふ。はじめ父玄佐遠州掛川侯に仕へしことありて廣澤を其地に生む、故に亦廣澤を掛川の人となすもあり。十歳にして江戸に出で、儒學を坂井漸軒に、書道を北島雪山に學ぶ。長じて將軍徳川綱吉の寵士柳澤吉保に擢用せられ、儒を以て仕ふ。後讒に遇ひ罷仕して江戸青山に間居す。廣澤節を持って變せず、閑に乗じて諸學を涉獵し、また大に文徵明の書法を究め、觀慧百譚其他諸種の著述をなす、博覽多識、加ふるに

廣澤の節義

多藝一世の仰慕を恣にす。

儒を以て
柳澤家と
水戸徳川
家に仕ふ

苦節七年を経て後、水戸侯徳川光圀の知る所となりて、任に赴かんとし、柳澤家に對して赴任の許否を問ふ、吉保快く之を許すのみならず、金三百兩を贈りて出仕の用に充てしむ。是に於て光圀に仕へて、蘊蓄を披瀝し又大に重用せられ、或時は水戸に往き或時は江戸にあり。

廣澤禪師
に參禪し
業を授く

禪師の江戸にありし時、時々參じて道を問ひ、大に得る處あり、因て陰に陽に禪師の革弊事業を援け、常に禪師の僑居を訪ひて、古後善太夫等と共に、參畫助成したり。禪師廣澤に與ふるの偈二首あり。

示細井知慎處士二首 出山

佛乘幻化爲觀身、聖史始終由感麟、褒貶併歸芳艸、夢死生同作落花塵、一朝疊嶂雲烟變、萬古長空風月新、畢竟何論儒釋迹、竺墳魯誥總宜入。

空華無蒂夢中身、不許觀爲緣、覺麟向大回心、介石和光舒化、化同塵、靈源長湛古今、潔支派常流、日夜新本末歸宗、宗有語尊卑齊用、屬當人。

廣澤元來
熱血の人
赤穂義士
と廣澤

廣澤元來節義熱血の人、赤穂義士中、與に交はる者多し、就中堀部安兵衛と最も親し、安兵衛ひそかに廣澤に語つて曰く、「討入の夜もしも上野介の首級を得ずんば其邸に火を放たんのみ」と依つて廣澤は義士討入の夜ひそかに屋上に登り、本所方面の空を注視し、火焰の擧るや否やを眺め、火の擧らざるを見て竊に會心の笑を漏したりといふ。心情此の如し。其水戸侯に出仕せんとする時、廣澤書を

禪師、廣
澤に教ゆ

寄せて禪師に報す、禪師時に宿痾發し筆硯を廢して専ら療養中なりしも、疾をつとめて賀書を作し、文中玉耶經中の佛言を陳べ、忠孝の道を論して曰く「前程の資糧に充つ」と懇切なりといふべし。

〔廣錄卷三十四〕

寄細井知慎居士 出山

辱手書方審應水戸源侯之佳招、忻慰無量居士前仕柳澤濃州史君寵遇異于諸士、一旦因事罷其祿仕、困于酒食、困于石而養素、喫艱者非但三歲不覿實、七年于茲、然未嘗忘舊恩、恍如侍左右、既而慕水戸侯之能養賢士、而侯亦聞其志節、及將召時、遣使於柳澤家、問有所碍不、柳澤家毫無所碍、却有隨喜讚譽之答、且贖白金三百兩、蓋助出仕用也、孟秋始謁于水戸、邸恩遇可知、乃徐有說之時、到也居士遠祖某昔仕大將軍信長公、冕隨世變、有不忠迹、居士處遠孫、地畏之愧之、如己爲其事、常依釋氏法、自代遠祖、瀝肝修懺、每月大將軍忌日、飯僧誦經、獻微供、於尊靈前、而用心者如是、至矣、玉耶經中佛言、人誰無過、過能改者善莫大焉、是與孔聖言一音、演說其善、不可誣、而於遠祖事、所爲如是、則況於一身、雖一毫不可忘、君主之忠誠、蠶蠶然也、而今置身官地者、是又盡孝於祖、禰之要道也、豈敢怠哉、即時老衲舊痾爲祟、雖不親于筆硯、力疾修答、之次、裁賀偈一章、自艸以充前程、資糧、請居士莫言不充他人、喫

11 禪師と前田綱紀

加賀侯（金澤城主）前田綱紀は前田利家の曾孫にして光高の子なり。從三位參議左近權中將に任せらる、年甫めて三歳封を襲ぎ外舅徳川光圀の愛撫訓育を受け寛文元年十九歳にして封に就き大に制度憲章を釐革し、勤儉の風を興す。

洞上宗統復古志護法篤志者連名中に『加越能三州侯宰相菅原利常大居士』の名を載せたるも、こは前田綱紀の誤なるべし。前田利常（菅原氏）は利家の子にして初代利家、二代利長（利家の長子）、三代利常（利家の第四子）にて、すなはち利常は一旦金澤城主たりしも寛永十六年隠退して小松城主となり長子光高をして金澤城主第四代を繼がしめ萬治元年薨去せば護法者の一人と見るは當らず。

光高の母は徳川二代將軍秀忠の第二女天徳源夫人にして、妻は水戸城主徳川光圀の女なれば、徳川氏との關係甚だ濃密なり、されば徳川家光は『光』の諱字を光高に與へ徳川家綱は光高の子に『綱』字を與へて綱紀と名づけしめたりとさへ傳ふ。

前田綱紀は將軍家とかくの如く親しき間柄なるのみならず大藩なりければ幕府部内に於ても、羽振りの尋常ならざりしを察すべし。

禪師は延寶八年（四十五歳）より元祿四年（五十六歳）まで、加賀金澤大乘寺に住持として前田家藩内

加賀藩との關係

將軍家の間柄

前田家の「光」字「綱」字

に教化を布き、加賀藩の重臣元卿本多安房守政敏（俸祿五萬石）、同家老玉井道常（世祿五千石）兩名共に禪師の法資にて、同法資、中田靜家此三人の禪師に對する甚深なる歸依は、其主君にも禪師の爲めに一臂の力を輸することを執成せずして止むべきにあらざるのみならず。禪師は、

金府菅侯家産長男志喜

建巳鈍陽月屬乾 天降英物壯山川

豊圖將此北溟水 坐見黄河五百年

の賀偈を前田侯に贈られしことさへあるに徴し、親懇の間柄なりしは明らかく、禪師の革弊運動につきて江戸入りの元祿十三年は加賀侯前田綱紀は五十八歳の分別盛にて元祿十五年には將軍綱吉が前田家の江戸邸に臺臨ありしなど禪師と綱紀共に同じく在府中に屬せば綱紀が禪師の事業を陰に援助したりしことは極めて見易き理なり。

綱紀も亦禪師の事業を援助せり

一三 禪師の人物

1 圓滿にして瑕瑾なき人格

如何なる方面より觀察するも完璧にして瑕瑾なく、殆んど聖者に近きものは、禪師の品性人格なり

とす。凡そ史乗の人にして、瑕瑾なきを得たりと見らるゝ者は極めて稀なり、就中僧侶中には其人少なからざるに似たるも、而かも禪師の如く完璧なるは、これが比倫を求むるに苦む。世に所謂善人、これ天質瑕瑾なきが如きも、善人と稱せらるゝことが抑も一大瑕瑾ならざるべからず。善人はいづれの世にも多からむ、されど其事蹟の後代に傳はる如きものは極めて稀なり、否善人なるものゝ多くは當世に知らるゝが如き目覺ましき行動を取り得ざるもの多し、況んや後代に知らるゝものをや。

されど禪師の如きは、正しく天性伶俐なる善人にして、抜群の修養を積み、知情意圓滿の人格を大成し、偉大の功業を樹てたる人と言はざるべからず。或人曰く『我國古來名僧其人に乏しからず、益世濟民、行狀の完璧に近きもの亦擧げて數ふべからず、之を一々表彰せんか、日も足らず』と、これ素より鐵案なり至言なり、されど禪師の如く昭々乎たる偉業を定めたる人にして、而かも其品格のしかく完璧無瑕瑾なるは、僧家中に於てさへ比類極めて稀なるを如何せん。今や史乗名僧知識の事蹟及人格、亦やうやく研究せられて、其傳の益々詳かなるものを得んとす、因つて茲に亦禪師の完璧なる人格の大梗を叙せむと欲す。

了、知的方面の觀察

(い) 天性の伶俐と勤勉

衆目の視て以て神童となしたる禪師は、十三歳にして母誠を奉じて師訓に遵ひ、分陰を惜みて孜々

勉強、十五歳尾張に行き、十六歳關東に出で、奮勵一路、十八歳近藤侯の扶護を峻拒し勇往邁進す。獨立自主、自ら選び、自ら扶け、自ら重んず。

(ろ) 選 師

受業師一線和尚に従うて、毫も其命に忒はず、終に加賀大乘寺月舟師の偉器を慕ひ遙かに之を訪ぬ而して機氣相投す、月舟師喜んで曰く、『古より法門人を得るに難し、今我汝を見る釋尊の迦葉を得、青原の石頭を得るが如くなり』と。儒熊澤了介凡ならずといへども、藤樹に遭はずんば焉んぞよく治世の大本を會得せむ、志士吉田松陰賢なりといへども、象山に師事せずんば奚ぞ經國の道を捷知せむ。月師と禪師、おのづから一身同體となりて、諸利に前後同住、尙ほ後進誘掖の協力、眞に一代の好遇といふべし、これ禪師がよく師を選ばれたる賜に外ならず。

(は) 宗弊の洞觀と革弊の志

禪師夙に宗統の紊れたるを知り、而して之を革正せむと志願の決する迄には、迫がの禪師も頗る煩惱の色ありき、曰く『他派に投せむか、將た古に復さむか』と。他派に奔らずして一願望を起されたるは、偉なるかな、これ正に修養あり、智慮あるものゝ迷はざるべからざる所にして、勇氣あり、慈悲心あるものゝ進まざるべからざる所なり。

(に) 使命の自覺と使命貫徹の方略

衆生濟度、後進誘導、これ素より、禪師の使命なり。而して此二大要綱をして意義あらしめむとするには、須らく宗弊革正の一大事を遂げざるべからずとは、これ禪師が當然の徑程歸趨となしたるものなれば、革弊の一事は禪師が使命中の最大要務と自覺したるは疑ふの餘地なし。是に於てか諸種の手段方法を盡し、終に策なく直訴の快舉に出でたりしは、蓋し已むを得ざるの勢のみ。直訴は正道にあらすして險道なり、正道を選びしも道を得る能はざりしが故に、險道を取るの已むを得ざるものありしなり。險道を辿りつゝ、之を正道に變せしめたるは、蓋し禪師の徳器の然らしむると共に、亦豈に一面些の曇りなき外交的方略の、效を奏したるものならずとせむや。禪師の智、よく時勢を濟ふに足りしか。

(ほ) 嘉 遜

鷹峯源光菴は、禪師が最後の栖遲の地とせられし所なるも、禪師にして宗弊革正の志を遂げずして何ぞ悠悠自適し得るものぞ。即ち六十五歳の老軀を呵し、源光菴を出で、江戸に奔走したる所以なり功成り名遂げたる後、身退くは天の道と悟得して、老勞を鷹峯に養ひし禪師の高風や欽慕するに堪へたるかな。

(へ) 後住の選定

家、其相續宜しきを得ざれば、祖先の遺風地に墜ちん、寺院其後住宜しきを得ざれば、祖道おのづ

から廢れむ、禪師三ヶ年に餘る長日月、江戸に住居して、後願の憂なきを得たりしは、弟子白龍源光菴に留守たりしが故のみ。歸菴後白龍師を後住と定む、白龍師謙徳あり、師家に厚し、禪師の遺風を顯彰して遺憾なきを得たり、禪師はよく後住を定めたりといふべし。

イ、情的方面の觀察

(と) 禪師の忠君愛國の情

禪師、延寶庚申の秋、加賀大乘寺に進山し、法座に上り拈香し、以て芳を揚げて曰く、

祝延^{シヒル} 今上皇帝大寶萬歲陛下恭願仁徳直與大地齊大 聖運方兼長^{カラシユナ}天共長

と。元祿丁丑の秋筑前東林寺に到り祝聖の語に曰く、

新起祇園古法城 東林結果自然成 今朝資始祝皇運 瑞鳳三呼萬歲聲

と。元祿戊寅の春筑前興宗寺に入る、法座に上り、拈香し聖壽を祝して曰く、

開國以來無異姓 一王神統照玄黃 乾坤交泰太平象 曉雨澆花暗吐芳

と。正徳甲午の秋、摩峯にあり、靈元法皇 勅して宮庫の純綿を賜ふ、禪師齋戒、南に向ひ、京都を拜し、聖恩を謝して曰く、

純白純綿束作雙 和雲簇簇自天降 重於百斛龍文鼎 鳴謝爭勝筆力扛

と。明正帝の靈柩を拜して曰く、

姑射神人隱洞天、夜寒赤子不成眠、偶聞雙鶴唳橋下、似語神堯殂落年、
法資、瑞藤尼師、後水尾法皇の用ひたまひし所の筐枕を禪師に贈る、禪師恐懼欣抃、之れが記を作りて曰く、

法皇筐枕記

桐木筐枕者後水尾法皇茶亭安寢之具而筐中設雙架而施三器者貯藥用也上面貼片絹而藏少續者安頭處也其所莊嚴或銅或鐵不鏽金銀夫此物之爲樣粗相而不精自然而不凡蓋位處天下尊榮領海內美而自所御如此則以樸示世誠華奢者隱在目中不亦貴乎後賜之勘解由局者聖恩之忝也既而局寄之松壽院宗長君者姉妹之好也今宗長君臨終與之藤尼禪師者母子之親也而禪師今書前緣贈之老衲者非君臣之恩非兄弟之好非母子之親但是法緣之所感道義之所應而已矣然聖天子御愛底而老衲不得容易爲枕或禪或誦時時分心感念聖德單單注眼追慕岳素以自誠誠他長鎮丈室也

天照大神を尊信して曰く、

割混沌秘現太素真

戴天蹈地立國生民

瓊矛在手梅花分身

扶桑大祖倬此尊神

伊勢大廟を拜して曰く、

内外兩宮陵 神光日月昇 天原時聽樂

巖戸晝桃燈 洗手裳川淨 照心鈴水激

巍々華表影 長作具瞻徵

忠臣楠正成の墓を吊して曰く、

嗚呼楠子是忠臣 重勒偉勳上粹珉

假使天衣消劫石 長餘七字不應磷

又或年 聖上十三新年御製『柳色辨香』の和歌を拜誦し、謹んで偈を作りて曰く、

雨灑龍池添鴨綠 煙籠御苑染鸞黃

先花鼻鼻漏春意 勾引遊絲繫日長

と。皆以て禪師の皇室に對する忠情を觀るべく、國家を重しとせらるゝを窺ふに足るなり。

(ち) 父母及師家を慕ふ

禪師七歳にして兩親の膝下を離れて出家したりしが、其年父の喪に遭ひ、後六年十三歳にして又母を喪ひければ、兩親に撫養せられて其慈愛に浴せしは、唯僅に幼孩の期間のみ、然るに禪師長ずるに隨ひ、慕親の念益厚く、晩年いよく甚しく、其忌日必ず齋戒之を祭り、おのが誕辰に會はゞこれ父

母苦勞の日なりと亡親を追憶して恫々の誠を盡すを以て樂みとなす。其誕日二親を祭るの偈に曰く、

蚤喪二親恨未灰 每逢誕日更添哀

袈裟自擬老萊彩 啼向靈前學小孩

と、誰か同情斷腸の感なきを得るものぞ。又その雙親に薦むるの偈に曰く、

父母哀々生我勞 難將海岳比深高

忘身聊擬報恩句 爲法未曾惜一毛

と、起承の二句は以て亡親に對する感謝の心を見るべく、轉結の二句は以て其報恩道の大綱を知るべし。そもく禪師が父母に對して風樹の歎ありしは、これ正に禪師終生の恨事なりき、此一大恨事は禪師をして父の遺風と、母の庭訓を奉じて、自愛修養父母の遺體をして、長壽有終の美をなさしめたる一大動力たりしやも亦測り知るべからざるなり。

〔廣祿卷三十〕

續孝感編序

正山

佛之所謂至道之法儒之所謂至德要道皆謂孝也大哉孝也佛儒之至道至德而天地之大本也本立道生焉德生焉又能順其所生之本是孝之至者也而有出世孝有世間孝能雖分淺深別小大齊是順於本而已矣獨菴光和尚存日涉獵羣書逢有孝跡者則

援筆自抄輯爲七卷名曰孝感編梓行于世也久矣今此三卷續而出之者其順于孝道之意衰衰而不止也可觀矣洞上之言云臣奉於君子順於父不順非孝不奉非輔潛行密用如愚若魯但能相續名主中主由此而推之此編之相續者誰言不本于五位法門中所謂君臣父子之所奉順乎哉是爲序

〔廣祿卷十六〕

先考月海玄秋居士五十年忌

正山

聞父春喪五十季秋風吹老白頭前胸中毒氣今猶在吐作返魂一炷烟

〔廣祿卷二十九〕

先考月海玄秋居士五十年忌道明呈偈次韻寫懷

正山

鶴林春半示枯榮先考秋高脫死生海月山雲傷意色風松雨竹斷腸聲黃金易朽冢中骨白日猶存碑上名五十諱辰霜露冷桂枝重綴舊時英

〔廣祿卷〕

掃父母墓有感

正山

行盡天涯歸古鄉 谿流照影鬢霜霜

到家先喜弟昆健 掃墓猶悲父母亡

禪師の人物

未爛有柯王質斧

己消無彩老萊裳

平生自許空門子

此日多情奈感傷

〔廣祿卷十七〕

薦先妣并序 同

哀哀父母生山僧於備後州河北鄉而劬勞矣山僧年甫七歲父母許爲出家投本州田總之龍興寺執驅烏役其年父母移居於古比里無何父感疴物故實寬永十九年壬午秋八月廿一日也葬于里中大福寺立石誌曰月海玄秋居士之墓慶安元年戊子山僧已十三省母於古比里掃父墓而告辭時母摩山僧頂云我不望汝住於大寺富於財福我只願汝能攻學業成就智慧汝若有智我在冥中可受其餘力汝縱有財福我在冥中豈思汝餘資行哉莫怠莫忘我言既而分手纔閱數月值母長往乃七月廿七日也葬于父墓傍立石誌曰玉室妙金禪尼之墓光陰遷謝逝者不停今元祿丙子山僧已六十一明年正當禪尼半百忌然露電之身不可期明年幸是今年殘喘未盡預贈齋資於大福寺遙致掃墓之思茲修供養於菴中聊伸追遠之忱於是乎回念夫摩頂時則禪尼之顏色娟娟于心自其言猶在耳而財之不足於修福業雖任非其所望但智之不足於助冥中又恐違其所願因傾痛腸而說偈焚心香而通信仰冀淑

靈俯垂昭鑑

噫、禪師は父母に對する孝行は、兩親歿後其亡靈に對して之を盡したるに過ぎざりしも、師家に對する報恩は至れり盡せり、其情の濃なること子の父母に於けるが如く、殆んど天性に出づ。(師承及道業參看)

(り) 門弟を愛し、外護を敬す

禪師、副法の資四十有五人、皆有爲の才にして禪師を敬愛すること親子の情も昔ならざるものありき、法資自ら寺院を開創して禪師を第一世に推したるもの實に九ヶ寺を數ふ、是亦禪師の高徳と師弟親密の間柄を偲ぶに足ると同時に、禪師が弟子に對する情誼の反照と見るを得べし。其宗弊革正の志を齎して江戸に在るの日、源光庵留守居の白龍師以下祖忠堪中兩師等に寄する愛情の濃やかなる、殊に祖忠師の病身を掛念して止まず、祖忠々々と其心を慰められしなどは、これ禪師が一面に於て情の人たりしことを知るに足るなり。

禪師才徳ありしといへども、勦力協心の人なかりせば、いかでか所志の貫徹を見む、同門同志の外、外護者の陰に陽に其事業を扶けたるの功亦少しとせず、これ亦禪師が道徳の反響なるべしといへども、交遊の中、常に敬愛の情を披瀝せられたる賜なり。江戸より庵に歸するや、壽牌を造り、將軍、老中、寺社奉行等特に功勞ありし人々の祿算を祈り、以て護法の徳に酬はれしが、其翌年阿部豊後守

の卒去を聞くや、六十九歳の老體に旅装して態々東下し潜かに往いて吊奠せられしなど、到底尋常理性のよく行ふべき所にあらざるなり。

(ぬ) 衆生を愛し、禽獸、草木、什器に及ぶ

禪師一代の活動は煮じ詰むれば、これ一は同宗のため、一は衆生愛の根本動機の發露したるものに外なし、此の根柢なくしていかでか名僧の位置に達し得む、況んや、宗統復古の大業の成就をや。

弔 鼠

貞享二年五月十一五更早起入室點燈炷香碩鼠老朽斃在佛前安知彼意非待薦拔
相彼有皮我豈無慈誦經授戒而說偈言

非入錢筒伎自竊佛前脫去偷心空請看牛角平生窟直得涅槃一路通

死狗子授法名曰不欺

趙州狗子變成獅 八角磨磬落地馳

不用尾巴書出字 夢回哮吼一聲時

以上の偈は禪師が禽獸に對する慈悲の情を見るべく、草木什器に慈愛を垂るゝの情は其遺文中にあらはる、源光庵什寶として禪師が身邊の遺物整然として保存せらるゝ中にも、玉井勘解由居士の贈りたる白鹿の毛に成る龍柄拂子を見て其記を讀まば禪師在すが如く、鷹司瑞藤尼師の贈りし篋枕を見て

『法皇篋枕記』を閱せば禪師語るが如し。(禪師の人物の章(と)(ぬ)參看)

其他禪師がおのが住する寺院を愛し、居室を愛し、美景を愛せられたる情の厚きも、亦其遺文に偲び得て餘りあり。(遺蹟源光庵參看)

ウ、意的方面の觀察

(る) 勇猛精進

禪師、青年時諸侯の扶養を拒辭して、(承應二年十八歳の時、武藏近藤侯禪師のために養父母となり衣食の資を給せんとしたるを辭す。)慕進修道遂に一代の大事を了す、其勇猛精進、一向三昧、金剛不退轉の行業は、如何なる惡魔も其前に慍伏すべし、たとひ、百千の障碍誘惑ありしとするも、禪師の志は奪ふべからざりしなり。

(を) 道念堅固

たとひ一代の大事を了するも、道念堅固ならざれば、いかでか道器の大成を得む、禪師が念々不離心を以て道を踐み、道を究め、終始一貫たりしは、一農人たる木村三毒齋に與へられたる書簡の一節に、『何事も平常是道と御心得可被下』の一語によりてすら窺知するを得べし。さればこそ禪師の精神は年と共に發達し、老來いよゝ徳器の大を見たと同時に、體軀は終に禪師の所謂『無病の病』に罹ることも、頭腦の明晰は毫も變らざりし所以なれ。

(わ) 使命の遂行

人には各々小使命あり、大使命あり、小使命とは時に臨んで果さざるべからざる使命にして、一生中殆んど限りあるべからず、大使命とは各人其天賦の能力に應じて、一生中に爲さざるべからざる各人特有の使命にして、多くは一に止まる。されど又小使命は大使命の部分にして、大使命は小使命を連結総合したるものとも言ひ得べし。禪師につきて考ふれば、小使命は一線和尚の命によりて、江戸海藏寺の建築工事を統轄して任務を全うしたること、或は永平寺の正法眼藏の烏焉を校定したること、或は月舟和尚の遺命によりて其葬送佛事を修したるが如きものにして、大使命は一言にしていはゞ衆生濟度の一なるも、少しく分つて言はゞ立教と宗弊革正との二つなり。而して禪師は大小の使命、皆完全に之を遂行せられたり。

尙ほ人の意志力の一部乃至全部は、其臨終に於て遺憾なくあらはるゝものなり。禪師の臨終がいか

2 家風及學風

禪師資性寛宏にして寡言、威儀嚴肅、其室にあるや端然晏如たり、毀譽得失少しも心に關せず、忿躁罵詈訕を終ふるまで之を見ず、邊幅を飾らずして、世態の輕薄を匡さむことを期し、人を導くや賢

愚貴賤新舊親疎を別たす、長に事ふるや至誠孝順、情を傾け義を尙ぶ、常に衣鉢の外、餘長を蓄へず、檀越の寄贈も退くる能はざれば之を常住に歸し、或は之を衆に頒つ、自ら奉すること薄くして、世をおもひ法を思ふの念頗高く、偏に祖道の宣揚を圖れり、四方風を望み徳に服する豈偶然ならむや。

察及淵魚察却愆

事存大度事能圓

丁寧損德非虚語

記取郭駝種樹緣

恕人責己口生苦

恕己責人舌轉雷

進步能忘恕責迹

打成一片了平懷

の禪師が人に示すの偈は胸襟の寛宏を教ゆるものなるべく、謹言の偈、

言出見其心

心言要相應

未有言之邪

而能心獨正

支離亂是非

孟浪少忠信

慎發於樞機

固根於德性

白圭尙可磨

其是之爲鏡

慎行の偈、

若無非禮動

所踐自坦平

嶮阻在奔利

艱難爲逐名

達者猶易昧

當人正可明

多忽最初歩

必空千里行

周旋遊戲際

常恐失章程

禪師の人物

安命の偈、

身如不繫舟 泛泛乎任命 處世總相忘 隨緣無所競
可憐奔走人 逐逐觸途進 孤負自家天 瞑眩客塵病
若欲心頭安 在知分所定

及び徒弟に示すの文の一節、

夫侍師長有道容敬而心和言慎而聲柔起居動靜申申天天而已
の如きは、心言一致晏如たる風格を養ふを諭すの語なるべく、

裨販如來貪利僧

營營聚散似機蠅

從生至死求無厭

不耐羞慙不耐憎

の偈、及

慈悲喜捨學時習

是擬韋弦莫去身

惡語惡聲真藥石

可羞世味口生津

の偈によりて得失毀譽の心に關するに足らざるを示せるを察すべし。師が東林寺に置かれし日常規約の第一に曰く、

我輩同是佛祖兒孫若破佛戒違祖範者不許共住

と、何ぞそれ言の峻烈なる。

其第七に曰く、

客僧接待或一羹或二羹縱值大賓來不過三羹乞士家風理當如是

と、何ぞそれ率直にして些の邊幅なき。最後に附記して曰く、

山僧今與十方清衆寓於此中雖一日雖一月佛子之所住不可無規繩已前七條是調
六和報四恩之楷梯也可以升可以踐慎勿違拒

と、以て益々其把持の眞摯を見るべし。其禪定寺に置かれし庫院誠約を見るに、

大凡庫院廚中所育米麪鹽酢菜果柴薪或茶油及一切物子等壹是皆三寶物也常住
物也一一護惜莫存慢易雖粒米莖菜若以私意受用又令他受用如已有則彌天罪犯
造地獄業也切須敬賣生薑漢以不味因果但如二時粥飯哺時藥石隨時豐儉盡心辨
營莫生退屈至切至切

一家常淡薄山院本分縱值大賓枉顧其所供不可過三羹非不思令食三兩金之佛語也

一樹木之在山雖非不多常住常用之外不可漫剪伐存利養計寧可忘葉葉枝枝觸祖
翁之古誠哉

と言切實にして淡薄なるに非ずや。

宗弊革正のため江戸に向つて發せんとする時遺書を認められたる文中に、

拙老落命の時節何方へも飛脚を以案内申入候事必々無用に候有合候徒侶許に而於舟岡山火花相仕舞其以後禪定寺、太平寺、興禪寺へ可申遣候愚白老和尚へ興禪寺より通路願可被申候、慈現庵、大乘寺へ町飛脚にて餘り延行にも候ハハ一僕遣候ても可然候葬禮化儀之粧嚴等一圓禁之也拙老心頭に不相叶候故右之通に候菴中にて中陰の間は平常の供養にて諷經可被相勤候於大乘寺一七日の中陰法事の興行も必々無用に候但訃音相達候以後一日一中の齊にて回向諷經候様に可申遣候無事江戸より歸菴後草せられたる末後規約中に曰く、

瞑目之日沐浴入棺翌日午後下棺撤土勿待外來勿用諸佛事之法語老僧自製撤土偈法子一人唱之而可也

住當菴者年々必詣禪定寺可掃開山塔是代老僧也

當菴向後一切事緣宜承中田長居士父子之指揮居士之於老僧大乘以來之大護

法實非一世緣縱經生々不得忘却也大凡住當菴者可心此心違者非子孫也

嗚呼自ら奉することの薄くして先師に厚く、護法篤志者の恩誼を重んずること、死後の計すらなほ此の如し。『大凡住當菴者、可心此心、違者非子孫也』とは極めて明白なる訓誡に非ずや。尙ほ同規約

中に曰く、

嗣法諸師、剃度諸徒一味存和合萬般存此道不眩於世緣不溺於名聞則老僧雖死年一如生日也

と、何ぞそれ其所信の毅然として諭す所の親切なる。もしそれ禪師が平生の行業及び弟子に求むる修行法に至りては、必ずしも參禪讀書によることなく、日常の行事是れ即ち參禪修行の好道場とせられたるが如し。

借問以何喚作禪 不須檢點汗牛篇

莫將文字問奴僕 使執儂家祖令權

と、又讀書子に示すの偈に曰く、

堂上讀書心未安 幸敲輪扁耐銘肝

古人糟粕何似似 鶯鳥口中吐媚丸

と、又禪師が木村江屋居士に贈られたる書狀の一節(前條道念堅固の條參看)の如きも、平生の行事を以て修道の好料となし、實行を以て修養の眞髓とせられたる一端を窺ふに足るべし。

3 禪師の健康と頭腦

鷹峯源光庵内復古堂に祭れる禪師の木像(禪師五十九歳の時成る)を見るに、體格風貌の魁偉あるを見ず、されども禪師は平生頗る壯健なりしもの、如かりき、尤も禪師の如きは攝生家たりしに由るべきも、一面に其精神が極めて平靜にして、いはゆる安心立命の地の正しきものありしが故に、平生無病にして且八十歳まで長壽せられたるなるべし。禪師四十三歳の時富士山に登り、淺間山をも踏越え六十歳を過ぎて筑前に旅行して彦山に登り、轉じて耶馬溪の奇勝を探り、更に又江戸に行きて奔走痛心三ヶ年の長きにわたり、其間冬期持病のせんきだに起らず、七十歳の時再び筑前に下り、七十一歳加賀に行き、七十二歳又江戸に遊びたるが如きは、禪師の精神が常に張りつめたるが故なるべきも、素より大に健全なりしがためなるべし。

健心は健身に宿るの語にもれず、精神爽快にして頭腦頗る明晰なる、之れ禪師の大成したる所以なり、禪師が永平正法眼藏の序を作られしは寛文四年二十九歳の時なるが、禪定寺修造衆議序を作られしは正徳三年七十八歳、越前吉峰寺略記の成りしは遷化の年實に八十歳なりとす。以て其頭腦、青年時より傑出し、老來少しも衰へざりしことを證するに足る。源光菴に保存せらるゝ禪師臨終遺偈絶筆の健なる、亦これ晩年の鑠鑠をしのぶべき料たるべし。

〔廣録卷四十二〕

登彦山

出山

法俗女神三體山

巍然鼎峙白雲間

眺望著隻九州眼

一合一開擬往還

羅漢寺

同

探奇偶入嵯閣窟

撞著天台五百尊

山下水流來處遠

右橋香刹是靈源

○富士紀行ハ廣録卷四十四ニ載セタリ、登淺間山ノ詩ハ同四十四卷北遊紀行中ニアリ、長文ナレバコ、ニ載セズ。

〔廣録卷二十九〕

永平正法眼藏序

出山(寛文四年二月十九歳ノ作)

昔日杲罵天作正法眼藏發明宗旨中華頼焉其後本朝永平古佛雜糅和漢之文字撰述此書一百卷顯開先佛曩祖之奧蘊流通拈華得髓之正脈者皆前賢之所不及而面授之篇佛道之卷實古今之眼藏獨達之玄論也惜哉年代深遠簡帙散亂八十三卷之後泯滅無所見第三十二卷亦失焉今現存者八十二卷我師一線道老人謄寫裝潢祕之室中白幸得預見不堪歡喜之至終忘僭踰之罪漫附卑言於卷尾云昔寛文甲辰秋八月日書于武州萬頂山

其二

世尊拈華迦葉微笑正法眼藏涅槃妙心一餅，鳩酒從瓶瀉，餅直至今不漏，涓滴昔日大慧畫蛇添足，畫成雖巧，爭奈非蛇，永平高祖頓奪其酒，留胎子孫發揮酒德，舌頭無骨自命其名，為正法眼藏，言言句句醇乎醇也，纔沾唇者，無不心醉，心醉既久，始可與辨真醇味，而此味不是世間味，故非嵇劉醉夫之所知，若是永平直下，兒孫必信予醉語，醉語即當是為序

其三

我門之有正法眼藏實法壽慧命之所係而致其相續不斷者，係書寫流通之人也，佛言正法眼藏涅槃妙心不立文字教外別傳，是故昔永平高祖雖橫譚豎說更無一言于舌頭，今松月印公雖裝潢拜寫亦無一字落筆頭，而一字一點無非涅槃妙心一言一句盡是正法眼藏作麼生是涅槃妙心大地無寸土作麼生是正法眼藏徧界不曾藏若能恁麼信得則不但高祖之面目親現成抑又印公之流通殊不虛也

其四

昔四天王同時來詣佛世尊，所爾時世尊以其四方語次第說法，四王以序皆得解了，是世尊隨機之方言也，我永平高祖嘗以國字國語演此正法眼藏，令人易解了者，亦高祖

隨機之方言也，高祖滅後孤雲禪師雖為結集，未定編次，是故後學信手纂輯，次第雜亂，閱者為嫌，老衲住大乘，日受先師命，逐一按考，焉以年月日時立卷之次第，集諸方古本，正文字之脫誤，新寫兩本，以為大乘室中法寶，及退大乘，攜彼按考點竄之舊本，而至今在左右，只可自看閱，不堪令人寓目，於是乎龍菴主起書寫，功菴務有暇，則必入筆硯，三昧三昧不孤，萬指上座見義助筆，既而全部圓成，莊嚴盛箱，永為菴門不費之大法財，則祖室富貴又猶如佛乘，有華嚴也因係一偈，以祝悠久，空手還鄉，何所為，總持文字撒摩尼兒孫收拾上，瞻頂雨大法財，無了時

〔同〕

禪定寺修造衆議序

同

(正德三年七月十八歲ノ作)

城州宇治田原補陀山禪定寺者，先師舟老人創開演法歸寂鎮坐之道場也，嘗當創開插艸之日，非但老人忌嫌，十成以衣鉢之外財力之乏聊就綿繆上權施棟宇，而不及堅牢悠久之謀者，蓋其年老心孤，而單以興法為先耳，是以至今三十餘年，雖曰法化徧于諸方，諸堂零落，上漏下朽，不耐支撐，勢在革造，若過此時，特地崩倒，而壇上靈像塔中，祖真恐不能免風雨侵凌，老人在日親近聽法，雖至滅後，不忘舊因，荷擔遺法者，處處布化落落而在，或僧或俗，雖無親近聽法之緣，常感老人之有功于法門，卻過於親近聽法者

亦有焉上件，面而若聞予之傷老懷，則豈忍袖其手坐見此傾頽哉！宜隨分納些些以助修造，功是人人箇箇以法為心者見義可為之本分也。且今之山主雪音世緣無福囊無分文，寺無一檀力之不應願無奈之何也。於是乎法緣之輩聚頭相議云：自今茲癸巳至卻後丙申前後四年，山主捨身任此大任，不接待客僧，不蓄養徒侶，唯與奴僕俱。日日取材於山中，時時治地於舊處，以合寺受用來底無盡財之所息。雖一毫不他用，加于諸人之納些些者，併備修造費，則十之八九可以成功。上來所說衆議一決，而山主亦唯唯自今而後修造四年之中，以伐木之丁丁當法器聲，以風樹之殷殷當說法之音。想是壇上靈像塔中，祖真各破顏微笑，齊開歡喜眉。是日何日，正德三年癸巳孟春解冬之後二日，不肖卍山沙門落筆於北山艸堂，度與見住禪定圓鑒音長老令其告有緣真俗者也。

〔同卷二十八〕

越前州吉峯寺略記

同

〔正德五年八月十歲ノ作〕

吉峰之為祖述也，以永平正法眼藏編次按之，則我高祖元古佛應波多野雲州請赴越前州，最初寓吉田縣吉峰寺。仁治四年癸卯，乃寬元元年也。是年於吉峰為衆示洗面卷說心說性卷佛道卷密語卷佛經卷無情說法卷法性卷陀羅尼卷面授卷坐禪儀卷梅華卷諸法實相卷等。二年甲辰示優曇華卷發無上心卷如來全身卷三昧王三昧卷三

十七善提分法卷轉法輪卷自證三昧卷大修行卷等。三年乙巳寓大佛寺示虛空卷盃孟卷安居卷他心通卷王索仙陀婆卷等。四年丙午在永平寺示出家功德卷等也。依右編次則寓吉峰二年次寓大佛一年而住永平也。距吉峰三百餘弓荒川有天滿宮廟高祖自吉峰詣神廟和神詩者，載見廣錄第十卷。而今正德五年乙未中春松岡天龍寺主雄峯英公與瑞方長老相攜探吉峰，距松岡三里半計遺迹荒涼，滿目蕭條，柱礎之址叢杉之綠，餘高祖幽棲之趣，油然發懷古之情。有志于再造，而此地幸係于天龍大護法松平中書居士所領，分內英公告居士云：願得吉峰靈跡，插一莖艸，興高祖舊供養。我受業覺海禪師於其中，以為大居士植福之場也。居士感其緒言，乃喜捨焉。於是乎英公特省老衲具說前緣，雖未施插艸之功績，先乞記古蹤重興之由來。老衲隨喜前言若干聊應來意。蓋自仁治四年癸卯至今乙未四百七十三年也。

〔東林後錄序〕寶永二年立花實山居士選

東林開祖卍老和尚行年七十，雖曰古稀，齡月夜行事矍鑠壯健，想當不讓七百甲子於老趙州，而平常家風易見難識者，又足見古人於今日也。〔下略〕

一四 文藻及卍山廣錄

遺文の總括編纂
寶永六年廣錄序文成る
元文五年八月十九日完了
語錄遺文は四十九卷中の四十八卷也
字數四十五萬五千字

卍山廣錄は、禪師の語錄及遺文を蒐集、總括編纂したるものにして、主として弟子白龍師（源光菴二世）の盡力に成り、序文はすでに寶永六年九月（禪師示寂前六年）、白龍師の四十一歳の時、臨濟宗南禪寺劉室禪師（八十五歳の選にかゝり、大方の喜捨を募りて、元文年間刊刻せられ、刊刻の業を了へたるは、禪師示寂後二十五年、白龍師七十二歳の元文五年八月十九日なり。全篇四十九卷より成り第四十九卷は、清國閩中鄭任鑰の選にかゝる卍山和尚塔銘、大僧正安井道恕師の選に成る卍山和尚碑陰文、大納言庭田重孝朝臣選卍山和尚道行碑、及び白龍師自選の鷹峯和尚年譜及同師作跋文を載せられたれば、禪師の語錄遺文は即ち四十八卷なり、全篇を通じて漢文にして、四十八卷中に收められたる字數實に四十萬五千字を數ふ。而して本書の跋文に曰く、

刻廣錄跋

問居錄
遼白集

東海一滴

先師卍老人平生語言隨時應機宛轉縱橫自寶鏡三昧流出而激揚此道故不涉思惟。千言立就毋論巧拙萬偈揮毫山林臺閣不可以品藻竿瑟篋。勿須以鼓吹方便善巧爲物作則其爲志也只在衛宗護法而已矣。所以門弟子收錄盈帙大乘語也。問居錄也。遼白集也。凡八十餘卷。巨福東堂劉室禪師嘗爲之題辭也。噫先師唱滅。廿載于茲。欲再見先師安可得哉。又其遺教湮沒弗傳。後昆奚賴。於是謀諸同門。昆季汲汲焉刊而布之矣。龍以住持暇。同二三子再番較閱。略定品彙。若其東林前後錄東海一滴等。先已雖梓

今重統之釐爲四十九卷。蓋欲教先師遺身舍利流傳于來際。大業不朽也。雖然如是。若道先師有此語。則便謗先師。若道無此語。也是七八成。更要十成云何。佛眼亦覷不著。丙辰元文仲秋日 奉

敕前任永平小師比丘白龍拜

書于加州大乘之碧巖室

今茲に其總目次及諸文諸偈を擧ぐれば略ぼ左の如し。

廣錄目次及材量

〔鷹峯卍山和尚廣錄總目次〕

卷首

序 南禪劉室禪師選

卷一より三まで

大乘語

卷之四

興禪語

卷之五

禪定語

文藻及、卍山廣錄

卷之六

東福語

卷之七

東林語

卷之八

源光語

對機

卷之九

拈古〔初祖辨珠〕以下二十六首

頌古〔世尊陞座〕以下百十二首

頌古百十二首

法語〔示不缺禪人〕以下四十八題

卷十二より十三まで

警誠〔三十七文〕

卷之十四

警誠三十七文

小佛事 開光〔釋迦如來〕以下五十六題

卷之十五

小佛事 慶讚〔慶讚靈芝觀音大士瑞像〕以下四十四題

卷之十六

小佛事 拈香〔世尊誕生〕以下百四十五首

卷之十七

小佛事 薦拔〔薦心光石傳上座〕以下百九十一首

薦拔百九十一首

卷之十八

小佛事 秉炬〔一元春長老〕以下百〇五題

卷之十九

小佛事 舉饗 附喪會諸法語〔先考月海玄秋居士〕以下六十題

卷之二十

佛祖贊〔釋迦以來〕以下百九十九首

佛祖贊百九十九首

卷之二十一

自贊

『禪山長老請』以下百五十五首

諸 贊

卷之二十二

塔 銘 (三章)

碑 銘 (四章)

卷二十三より二十四まで

鐘銘九十

鐘 銘 『德城寺鐘銘』以下九十章

諸 銘 『書寫法華經銘』以下二十八章

卷二十五より二十八まで

記 『普陀落山觀音妙智院禪定寺記』以下七十五章

卷二十九より三十一まで

序百〇四

序 『永平正法眼藏序』以下百〇四章

卷之三十二

跋題四十

跋 題 『跋永平廣錄』以下四十章

卷之三十三より三十四まで

書 『寄心越禪師』以下五十六章

卷之三十五

□ 『賀天寧寺營禪堂』以下八章

說 『禪徒護衣並稱老說』以下二章

考 『片岡飢人考』以下六章

雜 著 (開門儀以下六章)

卷之三十六

傳 『最勝院吾寶禪師傳』以下二傳

疏 『懷奘和尚忌疏』以下十二疏

祭 文 『祭本師老和尚文』以下五文

上 梁 文 『寶樹林上梁文』以下四章

卷之三十七

字說三十

字 說 『隨時字說』以下三十八章

卷之三十八

號 偈 (『靈源』以下百五十四首)

文藻、及卍山廣錄

卷三十九より四十四まで

詩 偈 五七言長篇 (『謹言』以下三十二首)

五言律 (『示源侍者』以下七十四首)

七言律 (『題入天眼目』以下四百三十四首)

七言絶 (『讀如淨録』以下九百五十四首)

五言絶 (『警道明行者』以下四十七首)

雜 偈 (億長慶家風以下五十四首)

紀 行 (富士紀行内詩偈十七首アリ北遊紀行内詩偈三十七首アリ)

七言絶九
百五十四

卷之四十五

寶林聯珠 (『達磨大師』以下詩偈四十七首)

卷之四十六

祖系考略

卷之四十七

禪 戒 訣 (三題)

卷之四十八

答 客 議 (八件)

卷之四十九

塔 銘 大清鄭學士選

碑 陰 安井恕僧正題

道 行 廣田大納言製

年 譜

跋

〔鷹峰出山和尚廣録總目次〕 終

以上の如く禪師鐘銘を選すること九十、序文を選すること百〇四を數ふ、これ以て禪師が學德聲望當寺宗内に冠絶したりしを知るべき料とも成し得べし。其法語警誡に至りては、穩健剴切醇乎として玉の如く、宏徳知見脈々として一閱人を感化せずんば止まざるの概あり。而して禪師が頗る筆まめなりしことは佛道に關する事項以外、あらゆる事象につきて文雅の趣味を満たされたるによりて其一斑を知ることを得、げに禪師は行住坐臥見る所、聞く所、嗅ぐ所、觸るゝ所、意ふ所、皆詩化せざるはなく文章化せざるはなし、されば佛、神、儒、道、天地妖怪、東西南北、春夏秋冬、過去現在、人事風景、歴史地理、禽獸虫魚、花卉草木、骨董器物に對する所感、さては慈悲懷抱、及信念の存する所、足跡の及ぶ所、皆悉く遺文中に存せざるはなし、もしそれ、廣録卷四十一に載せられたる山居雜詠七

言律六十九首、北遊紀行中の詠詩三十七首の多きに互るが如きに至りては、禪師が常に綽々餘裕の閑日月を偲ぶに足らむ。卍山廣録は即ち以て禪師の學徳を窺ひ得べく蘊蓄を見るべく精力を偲ぶべく、文藻を視知すべし。今こゝに數篇を摘出して、唯其文藻の一端を知るの料たらしめむ。
〔卍山廣録〕

世尊成道

塵劫來來事若何

今朝又下雪山阿

奇哉佛海忽生海

成道同時不動波

達磨大師

廓然不識任人疑、面壁九年何所爲、一口不吞三世佛、雙眉蓋覆五須彌、脚頭烏有龜毛、線腰下也無羊角、錐和髓總分皮肉、骨半身重現欲瞞誰。

永平高祖忌

法輪東轉永平年

轉到永平有正傳

高祖完全推輓手

後人合轍一同前

日蓮上人眞像

天縱孤步 地涌一尊

發十如秘 據三昧門

和南日國

蓮經祖教

眼圓明照法源

菅神

暗踐東請南詢跡

龍淵相見實奇哉

陰陽不測信衣外

空手把將混沌梅

老子

青牛老仙 坐壺中天

谷神不死 混沌未穿

常無常有 是妙是玄

恍兮惚兮 誰測帝先

彭祖愛菊

道骨仙風不老人

生香活色菊花神

壺中天地丹青影

物外秋光涉劫塵

柳下惠

聖之和者 柳馬回春

憐未婚女 空染情塵

司馬溫公

皇宋賢相 長有遺風

養擊甕智 存補袞忠 萬家生佛 獨樂主翁 人參

人麻呂神

甘艸 藥中溫公 山作毛錐 海爲硯池 了地一瞬 片心不移

楠公覽未來記圖

人心無骨日分離 舉步明々虎尾危 珍重廟謀開識記 一時神策決群疑

放生池記

越中州石動驛永傳寺天澤等公常興慈濟行教化諸檀信檀信隨化同行其行掘池於寺一方時時修放生夫放生者慈心三昧現成也百千三昧從慈心生慈心者佛心也菩提心也而全此慈心者莫大於放生也是故放生之爲功德諸功德之王也三世如來同口稱歷代祖師一舌讚及至近世雲棲永覺二大師共作勸放生文以示世人委曲縷陳無復遺餘今此池水不聞涸轍之呼不待象囊之救而直從檀信一片慈心流出衰衰仁脈溶溶恩波轉殺機爲生機變極苦成極樂嗚呼池雖小水雖淺慈心廣深實無量功德之淵府而見聞隨喜亦非筆所盡也雖然如是所謂一片慈心畢竟從何處流出敢請檀信各自思念之是爲記

龍柄拂記

山僧住大乘三年秋七月解制後三日率徒侶二十餘員登白山天嶺踏飛雲攀絕壁過世所謂九里八町雀之三躍者始達絕頂去天尺五二宮在焉神之所都也孔子之登小

天下杜陵之望決皆豈獨泰山云乎哉放目四望一覽徧界飄飄乎忘身所據恍恍乎任氣所乘少選招魂收視修法供於二宮前則天色昏黃微雨如霧雲濕風腥凜然不可留回頭將下忽得一物蜿蜒如龍乃陳木蟠根皮膚脫落真實獨存者也輪囷然離奇如彫琢如刻鏤神巧之妙非人工所及此山之頂天風常拂不留纖塵而此物忽現被我得焉不亦異乎安之掌上合目祝曰欲登隨雲登欲飛隨風飛若是神賜勿敢動搖祝了開目寂然在掌乃袖盛而歸製爲拂柄名龍柄拂二股合處金線縛之令鞏固者多賀惟一也拂毛者塵鹿白尾施之者玉井勘解由也山僧素雖無似握此拂臨廣衆起風轟雷涌雲傾雨以了法化始終是豈謂非神威冥應乎因緣不可忘作記以告後

度量權衡書序

至大無外至小無內無內者無形無外者無相無相無形可以譚道且一塵起而現乾坤大地一黍生而分度量權衡自小而大自然而然佃氏道說嘗在洛陽日得度量權衡一書其爲書也用國字雜漢文令人易見而尺寸之長短圭撮之多少錙銖之輕重古今之沿革和漢之差殊考之合之了然明白考合之事道說用力甚多矣見者寶之皆云世諦路上不可無此書一日道說撰予序予謂度量也權衡也本自一粒黍出而世諦路上應用無窮然彼一粒畢竟自何處出若能辨得出處了知不墮長短輕重底本際則世諦

真諦終無二相長短輕重無非道用不知道說以為何如道說唯唯而去於是乎書前言以塞求云

太虛字說

昔者南泉點發趙州曰道不屬知不屬不知知是妄覺不知是無記若真達不疑之道猶如太虛廓然洞豁豈可強是非也不啻南泉如此靈山一字不說少林九年面壁淨名之不二仲尼之一貫無知不知離是非是默識心通寂照圓融大道之體也太虛之狀也默道禪人字曰太虛蓋趙州之後欲知南泉者乎不然何以名之字之及此邪若但有空名而無實義有矯號而無德義則魯儒之假服乎南郭之濫竿也子豈然乎子豈然乎

隨時字說

隨時予之小字也別號也或問其義予云舍利弗問經佛言如我言者是名隨時在此時中應行此語在彼時中應行彼語以利行故皆應奉持是故予之用隨時流行坎止亦時也用捨行藏亦時也三玄三墮亦時也一顰一笑亦時也隨時而言隨時而行則一言一行皆有出身路若違時失候則縱言佛之所言行祖之所行亦不免有凝滯迹大易三百八十四爻爻皆時而但如一晝未晝時又且如何冥知此時節是一切時時之中庸也我今隨時蓋欲令遊身心於那時者也

村學圖

先生眼老兔園冊

助博芝麻通鑑中

應是都都平丈我

杏花村裏訓兒童

孤舟獨座

借問孰賢不言不眠舟駕一葉浪踵九淵坐瑤璃地戴碧落天心友今古眼對陳編

明石須磨圖

明石烟波 入幾人歌 松風吐韻 霧中舟過

須磨風光 慰遷客腸 櫻花含笑 雲外履香

松竹梅

雪下豪英山中老成持千歲操為萬木兄聖之清者叢中伯夷虛心高節歲寒自持入羅浮夢回混沌春孤山面目造化精神

歲朝祝聖

萬歲萬歲萬歲歲長雞繼唱太平歌陶陶鼓腹張三老啞啞破顏李四婆紫鳳雲橫山吐日青巒風穩海收波乾元漏泄陽春澤先自人心資始和

蚤

不知蚤爾胡爲者，吾怪弊魔化作蟲。蠅豈可齊宵最出蚊，何得比日猶攻定心惱亂蒲團，底幽夢驚回昏帳，中毒皆難藏痕印處，炎天梅藥滿身紅。

獨 體

阿堵雖然具眼睛，裏頭不敢弄精靈。鬼鞭天拜兩何管，原上春風任艸青。身心脫落脫落身心，獨體眼活枯木龍吟。雲間孤月草裏，獨體鎔銜無主萬念自休。

善惡無相

商那石兼趙公，豆數去數來。伎倆窳黑底久，空黃白盡。龜毛難縛，筌籬風

迷悟不二

有諸佛故有衆生，無罪暗時無覺明。東是木威南，橄欖二株名自獨根成。

萬法無差

從刀改味如何，樹應物現形。真法身樹已無心，身亦爾請看隨色未尼珍。

落 齒 偈

山僧行年六十，新正六日粥後無故一齒自落。然非無其漸，數年已來或浮或搖，以至此極。古人所謂一片華飛，滅卻春者，蓋見其一華飛，知全春從此而盡。今見一齒落，豈

不思全身從此而朽乎

齒虧豈有再生時，譬似落花不上枝。老作兒童無復慧，空開狗竇愧玄之。

雪夜客至

風絮霏霏當夜頻，山河一望曝瓊塵。灞橋更有探詩客，剡曲猶看乘興人。聲散蓮華殘漏，水情長。槽榼滿爐，春主賓相得交歡。密雪亦不孤月作鄰。

大 風 歌

雲狂風伯突其噴，草木飄搖如醉人。何處寂然不動地，四禪天上欲投身。是猶器界非常住，爭似自家方寸親。利海衆生諸佛海，包含總在一微塵。

灸 背

手燃翳華爲艾炷，幻人切齒灸浮雲。燈籠默默吞聲忍，露柱啾啾取痛分。法界腹中腸宛轉，虛空背上氣氤氳。火輪三昧醫王化，退散囚秦二豎軍。

憂 早

流金赫日赤條條，歷歷生埃行雨飄。誰躍龍淵呼業畜，徧降一尺活枯焦。

喜 雨

蘋末風生動柳條，雷邊電激灑天瓢。若非地種渾蘇息，不許江河向海焦。

悼火災

舞馬變生知幾度東西奔走不安塔焉將胸國水晶瓶吸取火災成樂土

再詣嚴島宮

三十年前曾詣神再來今日續先因相攜洛北三徒侶共仰海西一美人照正照邪高揭鏡和光和影妙同塵足酸百八回廊上目想蜿蜒布大身

有馬溫泉偶作

不做玄沙破脚尖浴時重步履如黏染巾明見黃金汁觸杓暗知白玉鹽盎盎氣溫霞遠砌寥寥夜靜月懸檐前山飽對紅楓色錦上無塵花更添

登立山

位占北方三越中古今獨立脈恒嵩聞名未見鳥頭鳥扶步始乘羊角風日下一望千世界雲間長嘯太虛空偶凌絕頂宿巖室夢入釋天初利宮

詣太宰府天滿宮

獻法供於廟前見管神所帶寶刀聽勾當坊讀緣起三卷了出宿華表門外某氏宅夢誦薩天錫觀音寺裏一聲鐘詩覺而有感作此

寂然不動感能通儒雅風流梅映松此夜無雲天吐月夢魂卻入句中鏡

鷹峯感興

鷹峯雲鎖隱晨風鳴響憂然孤頂石時復冲天翔舞久冥冥不許弋人尋

高雄紅楓

山楓彌布赤龍鱗風度蜿蜒動大身拾葉谿邊盛袖去恐將紅雨灑遊人

對雪

天上曼陀粉碎輕和雲飄散落英英珊瑚團出南天燭頃刻變成白水晶

警世

甕算未終卵算來算來算去傲癡默甕摧卵破無多子始覺枉馳早計懷

飄

一自箕山見棄捐更來陋巷待顏淵如今零落成何事祇向江湖待失船

瀟湘八景

洞庭秋月 乘晴吟月洞庭舟櫂撥空明泛素流望中三萬六千頃不許人間別有秋

江天暮雪

千里同雲滿地粘長江飛雪暮天添漁家相對論何事柳絮才高不及鹽

文藻及卍山廣錄

山市晴嵐

連雲比屋折西東有象太平酒旆風素瑟重攜來可寫松聲吹入市聲中

漁村夕照

白沙翠竹自江村蘆葉荻花映海門夕日西春殘照好漁舟歸盡又黃昏

煙寺晚鐘

鐘報夕陽搗客情杖追殘照問前程上方樓閣知何處一片雲煙數杵聲

瀟湘夜雨

帝幸蒼梧竟不還煙波浩渺泣嬋娟猶將遺恨託湘瑟二十五聲夜雨絃

平沙落雁

平沙一望浩無限如字如碁雁作班借問有書傳去否白雲其下是鄉關

遠浦歸帆

有無帆影小於葉風棹衝煙望裏飛白鳥去邊蘆葦曲誰家稚子待舟歸

〔源光庵文書〕

神祇釋教孔子老子戀無常新體の和歌十五首

一々夢の浮橋を言葉のたねとしてよみ侍る

千はやふるいすゝの川のなかれより

かけわたしたる夢の浮橋

六の舟三の車も彼岸に

いたれば同じ夢の浮橋

三のつな五の常を一すしに

夢の浮橋ふみわたるなり

みちも名も常ならぬこそ常そとも

夢の浮橋わたりてぞしる

忍契戀

待もうしわかれもおなしあふことも

うき世にかゝる夢の浮橋

百年も難波のあしのふしのまの

一よをわたる夢の浮橋

かりの世にかりねの夢の浮橋を

ふみまかふなとつけてこそゆけ

おもへ世の夢の浮橋わたる身の

いつまでとてかさめであるべき

よしやよし夢の浮橋なかれつゝ

水はそのまゝすみわたるなり

渡り来てわたりてかへる昨日今日

おくれさきたつ夢の浮橋

神佛たけき武士文人の

ぬるもさむるも夢の浮橋

雲の上あめか下までわたりゆく

岸は一つの夢の浮橋

あめつちのひらけし中にしなくの

かはりかはらぬ夢の浮橋

月光の光かほりにめてしまに

夢の浮橋はやすぎにけり

さめて見る岸はいつこと人とはゝ

鎮西師

よそとおもふも夢の浮橋

極樂ははるけきそらと聞しかと

つとめば到るところなりけり

右夢之浮橋之詠者開山卍祖法齡八十歳之春所自詠自筆也

一五 禪師の筆蹟

禪師が宗弊革正の一擧は正にこれ我が佛教史上の一大霹靂なりき、而かもこれ青天の霹靂にあらずして、黒雲天を蔽ひ、暗霧空に漲りて永へに消えざらむとしたる時、沛然たる驟雨と共に爆然落下し怪雲妖霧を一掃したる一大霹靂なりき、そも此の活劇を演ずることを得るは、天にまれ、人にまれ、英雄的行動にあらずして何ぞ。

然りこの英雄的行動を演じたる禪師の舉措態度や如何なりしぞ、一たび是に想到せば、其事業の餘りに難澁なると、禪師の舉措の餘りに平靜なりしとの軒輊の甚しきに驚かすんばあらず、げに禪師は徹頭徹尾、穩健着實従容不迫なりき、否少しも平生とかはらざりき。

然らば禪師の平生や如何、禪師の平生を知らざる者が、唯禪師の革弊事業の概要を聽いて而して禪

師の風貌を假想せば、必ずや身體魁偉風貌奇峭、凡夫凡婦の近づき易からざるを思はん、又其心情性格の直截に表はるゝ筆蹟や、見るからに血湧き肉躍るの感を催すべきものあるを思はん、事實は意外にも風貌平凡にして和靜、筆蹟流麗にして溫雅なりき。禪師の平和にして自からなる徳量を藏せる風貌は、すでに卷首に其遺像の寫眞を掲げたれば、茲には唯禪師の筆蹟につきて、いさゝか所見を陳べ兼ねて禪師の平生を偲ぶの一助たらしめむ。

禪師の筆蹟には剛快なく奇峭なく、飾體なく街氣なし、故に謹慎にして、溫和なり眞率にして實際的なり、思ふに禪師は筆道を大觀したる上に於て、書は心影とも稱せらるべきものなれば、之れが上手をもとむるの必要を或る程度まで感じたりしならむも、これが研鑽に多少の日月を費さんよりは讀書に於て知識をもとむるの優りたるに若かざるを感じられたるによるべし、禪師の如きは素より知識の人にして、技藝の人にあらざるは、其文藻と筆道とを對照すれば何人も首肯し得べき所なるも、其知識慾の餘りに旺盛にして、文章詩作の趣味の餘りに深厚なりしが故に、書道的趣味はむしろ末技として比較的に閑却されたるものなるべし。源光菴に保存せらるゝ禪師が七歳の時に揮毫せられたりといふ筆蹟を見るに成績常人の上に出づること萬々なるも、篤信好學の父母の膝下に童となり、五雲山の童行として衆人の呼びて以て神童となしたる天才的の禪師の筆蹟としては、さほど異彩を放てるものにもあらず。さはいへ若し禪師にして能書家たらんと欲せば、大成せずとも限らざるほどの健腕な

りしにも拘らず、知識文章及徳力又は事業の上に、大成せられたる程の進境を認むる能はざるは、前述の所見に基くものならむ。

禪師の筆蹟はごこ迄も實用的なりき、故に禪師の筆蹟は細字に長じ大字に對しては『立派』の評語を用ゆるに苦しむ。展紙たちごころに文を成し、執筆忽ち章を成したりし滾々滔々として間斷なき詞艸を綴るに、萬事に浮華を嫌ひ、儉素を旨とせし禪師は、用紙の徒らに費えざらんことを期し、細字の揮毫が大字よりも時間の上に經濟的なれば、細字が禪師に愛用せられたるは當然なり。

文章詩作に堪能なりし禪師は、日夕の實用的寫字揮毫におのづから筆道の練習を遂げ、交際頗る廣かりし禪師には手束を認むる機會も亦甚だ多かりし事とて、そが爲めに筆道の圓熟を見たることも自然の歸趨ならずんばあらず、されば楷書よりも行書、行書よりも草書が禪師に愛用せられたるなるべく、随つて禪師の書簡など甚だ自然的實際的にて、内容に重大なる用件を含めるものといへども、平安無爲の中に快暢自在の趣あり、されば用紙も詩作の原稿紙と手束の用紙とに論なく、亦極めて質素にして、徹底的に禪師の儉素を表はせり、故に禪師の筆札を一瞥するものは、禪師が極めて筆まめにして、質素儉約を實踐し日常の冗費を省き、日夕の飲食も之を藥餌視して天壽を全うしつゝ徐ろに報效の道を策せられたりし心掛けの正にして直なりしに想到せざる能はざるなり。

以上は禪師の筆蹟に關する評論なると同時に、禪師の平靜和易自然的悟道的性格の半面と見るを得

べきなり。

一六 示 寂

正徳五年
六月微恙
八月再發

無病の病

正徳五年六月禪師源光菴にあり、微恙を示す、日ならずして癒ゆ、八月再び發し、衰弱日に甚しくして食餌阮を通過せず、されど精神は健爽にして行道怠ることなし、醫師診察して曰く、『老師疾病なし調薬すべからず』と、禪師笑つて左右を顧みて曰く、『老衲無病の病、豈薬餌の救ふ所ならんや』と、僧家及縉紳病を訪うて到る者引きも切らず、禪師一々應答して倦むことなく、而かもみな鞭撻教誨を垂る、法語贊偈を請ふものあれば、乃ち筆を揮つて已まず、一日衆、禪師の最後の法話を聴かむことを請ふ、依つて略々梗概を敘し、衆に示して曰く、『老衲夙に線師の激勵を蒙り、本分の事あるを知る、嘗て十七歳の時より鼻孔を打失して獨り大法を了して佛祖を瞞せず、月師に見ゆるの後といへども、既往行跡の恥づる所あるを知らず、今や命旦夕に迫るも時事に遺失あるを感せず、これ一片鐵石の心を以て佛恩に答へ、法幢を護持せんと欲するがためのみ、汝等宜しく老衲の心を心とし宗祖の家訓を忘るゝ勿れ、先師の遺風をして、永く絶えざらしむることを努めば、則ち我が願足れり、又老衲滅後訃を發し、龕を留め、葬送人を待ち、吊祭衆を勞するが如きこと勿れ、唯眼前の徒衆、大悲神咒一遍を誦せば可なり、忌辰の齋供一汁二羹に過ぐべからず』と、反復囑望す、十五日東福の密山來り侍す、

寂後葬祭の法

最後の垂示

師ために禪戒の由る所を陳べ、親切叮嚀、侍する者啓發奮起せざるはなし、其夜満月に對して和歌を詠じて曰く、

露の身の消ゆる待つ間に思ひきや

今宵の月に照らされんとは

十八日清頂拭浴手づから書を認めて、會津中將、瑞藤尼師及び菴の功德主に遺る、又源光菴當主、白龍師に示すの偈に曰く、

不起不住不去不來心外無法満月崔嵬

と、夕刻衣を更めて椅子に靠る、更に筆を呼びて遺偈を書す。

超師超佛 滿八十年 秋風捲地 孤月遊天

無幻幻兮無病病 全身入塔石中蓮

遺偈

正徳五年
八月十九日
月示寂、
世壽八十
全骸
爪髮齒牙
の分葬

書し了つて寢に就く、十九日味爽起つて跣踏し、三たび胸を撫して衆を顧みて曰く、『吾今逝かむ、汝等珍重自愛せよ』と、辰の上刻恬然として化す。壽八十、叢林哀動し、雲衆悲慟す、曰く、『法幢それ倒るゝか、吾安くにか歸せむ』と、遂に全骸を芙蓉臨の石室に藏む、名づけて復古塔といふ、又其爪髮齒牙を收めて、大乘、禪定、及び八所開創の地に分葬す。

禪師の遺書に末後規約なるあり、後事を遺訓するの狀態健削切末而かも血湧き肉躍るの感あり、又

示 寂

以て禪師が平生の正見覺悟と安心立命の地の正しきを知るに足る。

〔源光菴文書〕正山禪師手書
末後規約の一部

- 一 老僧老衰有病有死、是尋常事、見病之革而告急於外、及瞑目之後即時發訃、二俱不許之、違者不孝、但葬了漸々告之者、人世之常非所妨也
- 一 七々之供毎日薄奠一盤、菴中之徒、可誦大悲咒並心經也
- 一 嗣法之面々若設供養、則不可過三羹、過則非孝也
- 一 若衣鉢之餘財有之、則欲助菴中數月之費、縱雖分文不許、領之於徒類也
- 一 老僧無事之日、求禪海十珍數十卷、手書自己名字於卷尾、以印章而印之者、可贈之於嗣法諸師、剃度諸徒、及真俗親交之諸位、若染絹或布之故衣裳、而製挂子衣、嗣法諸師剃度諸徒等、各得一領、則幸也、然不能辨之、則非所恨也、以上は末後規約の一部なり、他の大部は開祖に推されたる寺院、「嗣法資松平無着居士」以下、家風及學風等に、載せたり、就て見らるべし

一七 遺跡源光菴

禪師隨一の遺蹟

洛北鷹峯源光庵は、禪師隨一の遺蹟にして、一に復古禪林の名あり、又寶樹林といひ、芙蓉隴とい

禪師終焉の地にして墳墓あり
復古塔
復古堂

禪師の木像

正山廣録版藏
曹洞宗護法の碑

禪師入滅の地點

靈芝觀音
復古禪林の扁額
源光普照

ふも、皆禪師の自適好愛の地たりし所以なり。此地たゞに禪師終焉の地たるのみならず、禪師の墳墓ありて、復古塔といひ、又其塔上に建てられたる堂宇を復古堂と稱す、復古堂は、もと禪師存生の日湛然靜坐せられし庵内の一小堂にして、宗統復古を紀念するため、禪師自ら復古と扁せられしを以てしか呼びたりしが、禪師示寂後荒廢し終には其墓上の堂宇を又しか稱ふるに至れり、此處堂下に前述の如く、禪師の遺骸を納めたるが、堂上には禪師の木像を安置せり、今、當寺本堂の北部にある土藏建の堂宇即ち是れなり。正山廣録版藏は復古堂の東北、書院の正北にあり、正山廣録版の外、東林語錄及、宗統復古志版(宗統復古志は源光庵第三世正海宗瑠師の編したるものなり)を藏む。曹洞宗護法之碑(大石の碑)(禪師が宗統復古に功勞ありし阿部豊後守、同飛驒守等の福祉を祈るために設けられし護法牌とは別物なり)は、版藏の西部にあり、護法碑の南、復古堂の東、老松の樹下は禪師入滅の地點にして、古來標石を建てたり。本堂に安置せる觀音像は、禪師存生中、洛南にて得られたる所謂、靈芝觀音にして、當寺が唯一の靈寶として崇敬する所なり。本堂の額『大寶莊嚴』は白龍師の揮毫にかゝり、樓門上に掲げたる扁額『復古禪林』は清國、福州府董愛山の筆蹟、總門の扁額『源光普照』は清國熊有隣(當時長崎唐館大通詞)の筆蹟、其附近に建てられたる源光精舍碑銘は開祖正山禪師の撰なりとす。當寺は大本山永平寺に屬する一小本山にして現に左の八個の末寺を有す。

埼玉縣北葛飾郡 櫻田村 迦葉院

遺蹟源光庵

京都市上京區御前通 導 故 寺 (禪師の門資隱之道顯師の)

下立賣上ル 兵庫縣氷上郡 西 光 菴

幸世村 京都府愛宕郡 正 圓 寺 (禪師の門資大機行休師の)

大原村 埼玉縣北葛飾郡 瑞 光 寺 (隱之道顯師の開創にかゝる)

高野村 山梨縣東山梨郡 文 珠 院 (禪師生前開祖に推され)

奥野田村 兵庫縣川邊郡 地 藏 寺 (明治初年源光庵の)

長尾村 京都府愛宕郡 清 泰 菴 (同 上)

大宮村

卍山廣錄、東林語錄、鷹峯聯芳系譜、洞上宗統復古志の外、禪師の遺文、遺功に關する書物、及遺物の當寺に保存せらるゝもの亦少なからず、洛西物集部抄玄菴は白龍師(當寺第二世)の開創にかゝる寺なりしも、師示寂後廢寺して源光菴に合併せられたり、これ白龍師の遺言に基けるものなり。以て白龍師が禪師に對する高誼を窺ひ得ると同時に、さすがに禪師の高弟として、遠大の知見學徳の一端を偲び得るなり。物集部抄玄菴を廢したる以來、其寺領收入は即ち源光菴の所有に歸し、物集部の田地は當寺唯一の財産として當寺維持の基をなせり、源光菴が曹洞の靈蹟として、推稱せらるゝ所以のものは、もとより禪師の遺跡たるに外ならずといへども白龍師の偉大なる功績と中田靜家居士の當寺創建寄進とは、亦共に永く傳稱せざるべからざるなり。(住持職たりし寺院寶樹林源光庵參看)

寶樹林につきて

住樹鬱密 禪師、源光菴寺域内外、佳樹鬱密したるを喜び、しかく稱せられたるものゝ如し、源光菴の一名となす。

〔廣錄鷹峯和尚年譜〕元祿七年の條

加州中田氏靜家居士創鷹峯源光精舍請師爲開山其地山林鬱密名曰寶樹林丈室之側爲芙蓉臨皆有其所慕也(下略)

芙蓉臨につきて

芙蓉の道 階禪師の高風を慕ふの餘りに出づ、後弟子紅白二株の芙蓉を植う、禪師依つて『芙蓉臨種芙蓉記』を作らる。

〔卍山廣錄卷二十五〕

芙蓉臨種芙蓉記

卍 山

山僧住菴初見菴後臨名芙蓉臨而臨素非有芙蓉山僧亦不種見者以爲空名矣今茲之冬徒侶得芙蓉紅白二種于洛陽種之臨陰(中略)予素不好芙蓉花只慕芙蓉菴也是故雖空臨時非好無芙蓉之芙蓉雖種紅白非好有芙蓉之芙蓉今之種之亦非予也徒

侶也予之意無亦非無有亦非有有任其有無任其無而非玩物者只用物名而寓心於所慕耳所慕爲誰東京天寧芙蓉道楷禪師(下略)

復古堂につきて

中田靜家居士の建立

復古堂も亦加賀の篤信家、中田氏の寄附創建にかゝりしものなり、これが命名の謂、及び現今の復古堂はすでに本條のはじめに陳べたれば、こゝに贅せず。

〔同卷二十七〕

復古堂記

卍山

昔者臨川饒君孟持名軒爲復古者取諸其五世祖某府君之琴名也而今中田長主爲老衲造此堂老衲名堂爲復古者取諸洞上法曲復古調也(中略)今已法曲復古調則滿耳之所聞盡是太古正音而無非家傳妙操老衲常在此堂中湛然默然不知喜慰如何堂之立名蓋志喜也

療枯厨につきて

菴内の食堂

禪師、菴内の食堂を療枯厨と名づく、飲食を以て藥石となし、饑瘡を寒き、枯疾を療するの意より撰名せられたるなり。

〔同〕

療枯厨記

卍山

(上略)若此身枯悴不堪修道於是以致飯食爲藥石塞饑瘡療枯疾或精粗或甘苦不敢食不敢曠齊以醫療爲念而爲成佛道受此食者始可與踐佛弟子之常法也因扁我飲食處揭爲療枯厨只願我同倫應作如是觀

陽喬軒につきて

客間

源光菴内の客間なりき、陽喬は魚の名、釣らふして來る、客人招かざるに來りしによれり。

〔同〕

陽喬軒記

卍山

鷹峯在洛北我菴在峰北以弗茨蓋焉是故人或喚爲北山草堂然非學周顛之隱也菴左素造小齋厨名爲療枯今營一小軒於菴右扁曰陽喬以備來客安頓處也陽喬魚名不釣而來譬士之不招而至也(下略)

化城窩につきて

門側の休息所

禪師、源光菴の門側に一小弗軒を築きて、訪客の休息所に充てらる、蓋し鷹峯の地高燥にして道路險惡なり、遠く京都の方より喘ぎ來りし客人をして、しばし門側に休憩せしめ、而して後入室せしめむとの慈悲に出づ。

遺蹟源光庵

〔同〕

化城窩記

卍山

從京師到鷹峯雖非特地峻步步高踏一步高於一步而恰如地中有山殊我寶林門前數百弓地石頭路滑往來嘗酸是故來訪寶林者必到門頭小立休勞而後入也因結一把弗於門側名化城窩蓋擬中路止息所也(下略)

處陰室につきて

居間兼書齋

禪師、六十九歳の時一夜莊子漁父篇を繙き、孔子六十九歳の時、漁父より一喝を受けしことを記せる中に『不知處陰以休影、處靜以息迹、愚亦甚矣』の一節ありしを見て、居間兼書齋の別號とせらる。

〔同〕

處陰室記

卍山

寶永甲申臘月小盡除夕不打夜狐默坐于處陰室中傍有六子全書信手把一卷映燈遮眼則莊子漁父篇也篇中所謂孔子再拜而起曰丘少而修學以至於今六十九歲矣無所得聞至教敢不虚心漁父曰人有畏影惡迹而去之走者舉足愈數而迹逾多走愈疾而影不離身自以爲尙遲疾走不休絕力而死不知處陰以休影處靜以息迹愚亦甚矣今老耄亦六十九歲矣幸處陰中休奔走影處靜中息鬧熱迹萬一不獲已而涉於影

迹亦非敢勞心頭底事是故區區中有不區區者而存也嗚呼此夕何夕六十九年之間絡索一時成昨非無復一事之可把捉於是乎獨笑獨語衝口偈成授筆疾書併以爲記云仲尼昔日拜漁人今我同庚休影辰四百一旬餘甲子燈前斷送總成塵
以上の軒室は今多くはすでに荒廢し其舊蹟の地點すら分明せず。

〔同〕

源光庵靈芝觀音大士記

卍山

天和初年辛酉春余發自大乘省先師於住吉興禪寺因遊城州補陀洛山禪定寺勝蹟感得觀音大士靈芝自然瑞像越明年中田氏長主夫婦偕來告志於余嚴持瑞像遠住京師命工造寶座并寶龕龕座已成託之田上屋主人權安其壇上夫婦同去歷觀諸方靈迹爾時伏見里有一信士一夕夢到京師某處拜瞻靈芝瑞像身心恍恍覺而怪焉次夕又夢感歎不堪居乃走京處處尋覓遂望田上屋喜云嚮所夢之處乃是也尋叩主人告以實主人甚異之懇延信士向壇處令拜之而信士與主人信敬移時而別焉此事往往流布隨喜參禮者不遑屈指終達于皇女林丘寺尼大師聞遣使迎像恭敬感拜以奏于太上皇上皇入宮供養於是尼大師玉手親畫大士影像以賜于余其像爲瑞像貳副長備源光之法鎮尋嵯峨獨照月潭二禪師亦迎像瞻禮潭公裁長文并偈修筆供養者

遺蹟源光庵

後供養彼佛及賢劫中五百如來是時會中有一菩薩名諸法神通自在王即從座起胡跪合掌而作是言世尊我能守護如是供具及此寶坊令不毀壞滅沒損減以待彌勒成正覺已十六年後供養彼佛及賢劫中五百如來爾時衆中有一魔王名曰神通其所住國名四天下語諸法神通自在王菩薩言善男子汝今安置如是供具并及寶坊置何器中而守護之令不毀壞諸法神通自在王菩薩言善男子凡言器者性は無常而我此身常住無變善男子汝今應當諦觀我身爾時魔王聞是語已如教諦觀見其齋中有一世界名水王光有佛世尊號寶優鉢羅其世界中有大寶山如來處中結跏趺坐與諸菩薩宣說正法爾時魔王見是事已心甚奇訝即禮諸法神通自在王菩薩讚言善哉善哉大士我今始知汝有妙器堪護持如是供具及此寶坊令不毀壞今予與居士合齋爲一妙器以藏此地以置此菴且願力之所持非思議之所及予之願與居士之力并源光之名一念萬年萬年一念壞亦一無窮也不壞亦一無窮也夫法華之實相涅槃之常住未始出無窮兩字間若能解此兩字義壞與不壞又何議之有哉議者喜云唯然唯然實如所論乃唱古偈云佛子住此地即是佛受用常在於其中經行若坐臥予戲云低聲低聲此處多是法華教院恐他道被汝犯我法寶議者微笑而退於是乎尾杖步於菴後逍遙流憩指林號寶樹思靈山淨土之寶樹莊嚴也喚鳴名芙蓉慕淄州湖心之芙蓉楷祖也彼

芙蓉菴後賜額曰華嚴禪寺而予慕芙蓉之爲菴不慕華嚴之爲寺寓意有在唯居士知之耳嘯於林吟於塢吟嘯之際得三偈雖是一時之偶成併以志艸創之因緣此菴未詳肇於何代至近世僧智空結把茅修淨業爾來洛之長講堂管領焉既而數年以來地荒菴破無復一僧課念誦者只置老弊一奴守之也而今元貞達于官府革淨門爲禪門不念彌陀佛而念乾屎橛不觀四色蓮而觀二株桂是亦時節之使然也初菴事未定時元貞自補陀赴洛前後八九度往來十里侵暑驅馳雖汗染衣不遑換洗然口無勞言面無難色其在洛也必與寺本氏五郎兵衛宗本相議相謀宗本夫婦始終以菴事爲心不顧家資之費不厭產業之廢周旋奔走其用心之多非言之所盡予今告後之居此菴者不但不忘開基居士之功兼回念元貞并宗本之勤則可謂不忘本本之不忘我菴之壽命也祝祝寓形宇內真如寄休影林下聊取譬七十黃金非爲論勞煩居士買閒地縛爾鷹峰藏一身洛城雖近隔紅塵奇哉我伴善知識珍重長緇香火因齊齊投合水王光斯地斯菴裡許藏共待龍華三會曉同朝彌勒說心腸寶樹林源光菴第一世白出山撰付與開基檀主中田氏靜家居士

〔同卷四十二〕

源光精舍八景

出山

寶樹林

蒼蒼琪樹鬱成林，滿目璨然翡翠深。一段風光春富貴，梅花破玉柳搖金。

止渴園

豆青綴子滿林梅，望見幾人消渴埃。百雜碎時遲八刻，鈍根龐老抱慚回。

曲斜叢

曲曲斜斜多福叢，枝枝葉葉起清風。清風一擊香嚴手，贏得所知當下空。

芙蓉塢

塢中不著看花眼，只認空名意在人。話到楷公湖畔事，菴居風致憶芳塵。

兄弟松

一根分立二株青，維德不孤蔭祖庭。長抱陳家兄弟操，友于交態共亭亭。

雙眼井

雙眼窅然雙井深，長時瞭焉照天心。轆轤回轉翳睛術，纔動波瀾眩不禁。

不測壇

上下神祇祠宇中，陰陽不測氣熊熊。和光靈妙如如體，護法同塵示感通。

無生居

無生國裏無縫塔，無影林中無相身。身世出世間如夢事，淨光寂照不留塵。

〔同卷三十一〕

冬日偶懷偈序

正山

我寶樹林之在鷹峰里也，距帝城里餘直據北山根，以雲松表界，驅煙霞擁門，門前雖有市居蕭蕭破屋，非繁華亂人意，雖有往來區區樵客，非富貴走世塵。實隱淪杜多棲遲之處，而寂寞幽僻塵外之境也。嘗閱雍州府志，所謂大燈國師，上足徹翁，亭禪師在鷹峰坐禪而患水乏時，有仙之騎白馬，龍之化童兒，同入禪居，後溪而沒焉，乃就其處得二池，一曰白馬池，一曰童兒池，雖尤旱時不枯涸矣。二池今現在此，菴後如府志所言也。嗚呼數百年前徹翁肇坐禪於此，中數百年後老衲續坐禪於此，中前後交參，豈無因緣？老衲近來與龍寶派下諸德時時相見，交態無隔者，蓋似不偶然。今茲寶永乙酉菴之檀主寄付大藏經一副，自從是來，每禪餘點四阿舍經，其雜阿舍如來偈云：枝青以白覆，一幅轉之車質多羅長者，解說云：青謂戒也，白覆謂解脫也。一幅者，身念也，轉者，轉出也，車者，止觀也。夫戒與解脫能扶禪思，則可謂有鄰不孤，因偈如來語，託冬景寫懷，頻呵筆硯，展紙落鴉，云處靜徹翁禪坐場，三冬息跡，睡閒房，枝青白覆梅花雪，樵點戒香解脫香。

一八 逸

話 (本章に限り口語體にて記述す)

1 龍興の思ひ出

備後田總の龍興寺は、禪師が七歳から十六歳まで童行として居られた寺であるが、禪師が修行琢磨の功成つて、六十幾歳の時、五十年振りに龍興寺に宿られた時に、昔の事がそれからそれへと思ひ浮んで、感興一入であつた。この間は自分の居間であつた、こゝで讀書をしてゐたが、昔ながらの机もこゝにある。こゝは照山和尚に叱られた場所だ、いやこゝでは褒められた。こゝは一線和尚に『少年易老學難成』を教へられた場所だ。こゝでは寺男と一しよに麥搗きをして居つた。井戸は變らぬが釣瓶は變つてゐる、昔この水を朝から夕まで毎日いくら汲み上げたか分らない。はてな、この樹がこのやうに大きく成つたか……と仰げば頭上で鳥が、かあく

〔廣錄卷三十九〕

寓受業、龍興寺有感

出山

五十年前、癡小兒憶投此寺作沙彌、讀書漂麥、驅鳥日汲水、添餅救蟻、時渾樸不攻、顏似玉琢磨已了、髮如絲、歸來感舊、老松樹西、偃蒼然摩頂枝

2 阿部正武、禪師の法を枉げざるに服す

禪師がまだ集福寺(今、埼玉縣大里郡奈良村)に居られた頃、阿部豊後守が來られた事があつた。其時禪師は正武を饗應するに佛制を枉げずして禪師等日常同様のあしらひをせられた。豊後守の家來達は大に之を訝つたが、豊後守は却つて禪師の正しき行爲に感せられた。禪師と豊後守の合體はすでに此時に端を發したのであらう。

3 玄光師、禪師を賞揚す

禪師、獨山玄光師と革弊につきて意氣相投じ、互に相往來せられたが、或る時禪師、河内の經山に玄光師を訪うての歸途、玄光師が禪師を見送らるゝ途中、禪師の從者雪音師に言はるゝには『今の世世師を措いて誰か革弊の事に力を伸ばすべき人があらう、世師は智あり徳あり其玉の如き人格には、佛神もおのづから來現して力を添へらるゝやうに思はるゝ、眞に頼母敷い方である』と。

4 禪師、即現を庇護す

禪師と玄光師は相謀つて、即現、慧耕の二僧を江戸に遣はし、革弊の事について僧統に對して勸説

を試みられた。二人は關東に行き滿々たる覇氣を以て僧統の説破につとめ、即現の如きは幕府にも傲訴を試みたが、僧統の連中は馬耳東風と聞き捨て、何等反應が無かつたのみならず、即現は官から一時徘徊を停止せられ不遇の身と成つた。けれども其時の即現の努力は大に賞揚すべく且同情すべきであつたので、終に禪師は召し寄せて庇護せられ、大乘寺に寄住させたり、羽州の吉祥寺や總光寺に歴住させたり、種々周旋せられたのである。

5 笑止なるかな僧統の愚

禪師と梅峯師が革弊の事を幕府に直訴せられたところ、幕府と僧統との間に交渉があつた。三僧統は江戸三ヶ寺(總泉、泉岳、青松)をも同伴して寺社奉行所に出頭して曰ふには、

卍山梅峯の訴へは其理ないではありませんけれども、吾が曹洞宗に於きましては、すでに二百年來かくの如く成し來り無事に治つて居ります。それを今更鬼や角申出るものがあると言つて、若しも御取り上げ下さつたならば、一宗の大騒動に成りますから……

と言上に及んだ。これを假りに刑法上の事柄としたら左の通りではあるまいか。

丙丁戊等甲と同黨の者共警察署に出頭して曰く、

乙某が甲某に物を盗まれたと訴へて出たさうで御座ります。眞に其通りで甲某は乙某の物を盗み取

りましたに相違ありません。けれども甲某の悪事は御しらべ無い様御見のがしを願ひます。もしも御しらべ下さると甲某は世間に耻をさらすばかりでなく、我々仲間の平和も破れますから……

6 江戸客舎の九人暮し

江戸客舎の一間に總勢九人暮しとは大變な事だ。交際の廣い禪師の事だから、どうせ出入人が澤山あつた事であらう、二僧一僕位の必要は絶えずあつたに違ひない。時には遠方から特訪する寺院もあつて十人内外の大勢暮しの場合もあつた。随分費用のかゝる事であつた。

[廣録四十二]

客舎、即事 卍山

立三筵、四旅檐、中二僕六僧侍、老翁容膝聚頭、無物隔眉毛、厮結是同風

7 禪師、江戸滞在中の費用の出所

加賀金澤の中田庄三郎靜家居士

江戸淺草の夏目八郎右衛門義門居士

この二人は富豪であつたから禪師に軍資金の調達をした。二人共に稀代の義俠家であつた。無論、

他の人も禪師に金銀を贈つた。就中靜家居士が最たる人だ。

8 阿部豊後守の急使と禪師の泰然自若

革弊是非の論沸騰の真最中、奥州黒石の正法寺の住持定山といふ伽藍相續派の僧が、宋國天童如淨和尚眞筆の切紙だと詐稱し、之を携へて遙に江戸に上り、幕府に出頭して、卍梅兩師の所願を駁撃せんとする情報が江戸に達したので、阿部豊後守は萬一其事が事實と成つた曉、卍梅兩師の旗色が變るやうな事があつては一大事と私に心配して、早速三澤執事を禪師の旅寓に遣して、豫めの心得を達せられた。禪師は笑つて泰然不動『御配慮のほど恐縮に存じますが、御心配は更に御無用で御座りませぬ』と言つて安心のほどを願はれた。

大けいあん坊主

革弊是非論の沸騰するにつれ、江戸市中の大評判となり、町人まで種々の噂を立てたものだ。ある日禪師が僕與四兵衛を連れて、寺社奉行へ出頭せられ、與四兵衛は寺社奉行所の門前に待つて居つたら、近所の青年の者共が、

『こんど上方から二人の大けいあん坊主が、一師印證とやらいふ寶物を持つて来て、日本中の禪寺の法を立てかへるのだと言つて、御かみまで談判に出かけて居るさうで、江戸中の歴々や、おかみの御役人連も、大ぶんこのけいあん坊主にあてられてゐるさうだ。』

など語り合ふて居たといふ。『けいあん』とは寛文年間江戸に慶安といふ醫者が在つて高貴な人々の婚姻の媒介をして、不都合な事が起つて、色々取沙汰されて以來、言ひ初めた言葉である。釋尊といへども異端者と言はれた時代があり、孔子でも拗者のやうに扱はれた時代があつた。口さが無い江戸童が禪師を、けいあん坊主位はいひかねまい事だつたらう。

10 田翁和尚の荷法の壯志に其父泣いて喜ぶ

田翁和尚が寺社奉行所に猪突することは違法であるから、如何なる處罰を加へらるゝか豫想が出来ない。又宗門の醜類共が途中如何なる迫害を加へるかも計り難いので、豫め田翁和尚は、わざ／＼相州の郷里へ歸省して、八十五歳の父翁に事情を打ち明けて暇を乞はれた。父翁ははじめて我が子の壯志を知り、泣いて喜び、幾たびも兩手を合せて和尚を拜み、大に激勵した。道がに和尚の父である。

11 禪師、田翁和尚に護身のため、自書の般若心經一卷を贈る

元祿十五年十月二十四日、田翁和尚が、革弊事件の表門打破りの役を演じた初日、禪師は和尚護身のため、持たせるために贈るべく自筆の般若心經一卷を急使に持たせて瑠璃光寺に遣はされた。淺草から芝まで、未明に、こは禪師の用意と親切である。

12 禪師梅峯師の人間以上の勇猛心

『曹洞の嗣法は宗祖道元の家訓にして、萬代動かすべからざるものなるに、中古以來いつしか嗣續に弊亂を生じ、二百年來殆んど顧るものなきに至れり』の文字を、通り一べんに讀み流したら、禪師や梅峯師の訴願は實に尤なことであると、誰しも思ふやうであらうけれど、これを今日大正年間の出來事として、二百年以前即ち徳川五代將軍時代、元祿時代からの、因襲的慣習を打破する精神的事業と考へて見れば、至難も至難、途方もなき難澁な事業である。何事でも人事界、思想界のことは、時代相應に變轉するものであるといふ見地から見れば、尙更六ヶ敷事柄である。況んや『復古』といふのである。明治維新前後に流行した所謂王政復古ならば、其時代の潮流に棹さして出來も易かつたらうが、洞門の復古ばかりは時代の潮流としては、宗内擧つて復古を厭ふて居つたのである。それを無理から昔に復さうと叫んだのが、禪師と梅峯師である。禪師と梅峯師の計畫は道理には違いないけれども、途方もない思惑だ、言ひ替へれば、正義ではあるけれども、時代に逆行した計畫である。それ

を『どうでもかうでも、成し遂げねば成らぬ……法の爲めに』と奮ひ立つた其勇氣は、人間以上の勇氣と言はねばならぬ。實に壯といふべきである。

13 老中阿部正武、我子の爲めに伊勢大廟

ご秋葉權現に祈願す

曹洞宗弊革正事件の裁判もだん／＼大詰の幕に近寄り、老中阿部豊後守正武の子にして寺社奉行たる正喬は至極の大役であつて、日夜此事件を處理する事務に没頭苦心の體、のみならず、まかり違へば、法亂が生じないとも限らぬ事なので、父正武は我が子が無事此大役を解決し了へるべく心を挫いて、内助しつゝあるは言ふまでもなく、自分は老中でもあり、責任のつながらる譯であるから、尙ほ神明の加護を得しめんものと態々使を遣はして伊勢大廟と秋葉權現へ祈願せしめられた。尊きは親心である。

14 幕府の英斷

二百年來平穩に經過した因襲的弊風を『高僧の道理ある訴願だから』と言つて、『はいそうか』と容易に受けの出來得べき事では無い。幕府に眞面目な良吏が居つて、其良吏が正義に勇み、禪師や梅

峯師の訴願を傾聴するにした所で、二百年來の慣習を改廢する法令を發布するに、一ヶ月や二ヶ月の評議で決定し得らるべきものではない。常識を以て考へて見ても、かゝる問題は武力や金力で解決し得らるべき事で無いから、少くも數年を要すべき事柄である。終には裁可せねばならぬ事件と腹を決めて居つても、政治上の見地から輿論をも察し事局を平穩に治めるために相當の年月を要すべきは當然である。この容易ならぬ精神的改革事件の裁判を三ヶ年と三ヶ月で解決し、而かも文字通り復古させたことは幕府の英斷と言はねばならぬ。

赤穂四十六士の處分は、數ヶ月經ずして解決した。あれは學者や政治家の意見の一致點を見付けて『切腹仰せ付けろ』といったつて『助けろ』と言つたつて、政治上大局に何の變動も起らぬが、曹洞宗の事件は、さう簡單には參らぬ。幕府の老中、寺社奉行など、なか／＼以て慎重の態度を取つたものであつた。が、併し、洞門革弊の裁斷も、赤穂義士の處分も風教上から見ても、行政上の處置として見ても、いふ迄もなく幕府の成功である。

15 徳川麾下の士大井新右衛門

禪師を饗應して成功を賀す

徳川麾下の英士に大井新右衛門といふ人があつて、祿壹千石を食み、年すでに九十歳を越えて居つ

たが、禪師に御味方の一人であつた。新右衛門、禪師の宿願達成したのを見て歡喜に堪へず、禪師と田翁師を自邸に招いて饗應をした。宴酣の頃新右衛門家族に扶けられて席の中央に出で、祝詞を陳べた。

『市和尚の大業を成就したまひしには、天も亦大によろこびたまふ、所謂大功は宰せずといふべき格である。又田翁和尚今回の御手柄も眞に同慶に堪へません。恰も名將の主のために身を忘れ、凶暴を誅して國家を興すと同様であります。けれども古今の英雄多くは其功を以て功を忘れることが出来ず、終に身を傷うて其功を失ふ者がある。其功に居て功を誇らず、退いてます／＼徳を養ふたならば、天下後世皆その徳を仰慕するであります。拙者はすでに老耄して、命旦夕に迫つて居りま

するけれども、眞心は一言せねばなりません。どうか御心に御留め下さい。』
と跪坐して懇望をした。禪師は殊の外喜ばれて『居士にあらすば此言を聴くことは出来ぬ、之れ無上の仕合せである』と言はれ、田翁師は襟を正して『老先生の言は眞に金玉である、我等のために賀する人は多いけれども、未だかくの如き言を聴かない、有り難い言葉である』と謝せられたら、大井新右衛門感涙を流して喜んだ。

傑僧記山附錄

傑僧 卍山 附録

甲 『洞上宗統復古志』につきて

『洞上宗統復古志』は、卍山禪師の嫡嗣白龍師の口授として、白龍師の弟子卍海宗珊師の筆記したる體裁により、著述せられ卍山禪師寂後二十六年の寛保元年に脱稿したるものと見るべし。

本書は曹洞宗の復古に關する從來唯一の版行物にして、革弊の事實を詳細に記述せられたるのみならず、白龍師並に宗珊師の高人格に鑑み少しも違戾なきものとして、後人が全然之に眞を置かんとするは當然なり。

されど本書の内容は、著者が不世出の徳者たる卍山禪師の謙虚なる心事を付度し、功勞の大部分を卍山禪師に歸せしむることを避け、梅峯、田翁の兩和尚と三人平等に其功を分ち、且外護者の恩をも追慕し得べく苦心せられたるものゝ如し。かくありてこそ徳者の著作といひ得べく卍山禪師の心に通ふべけれど、そはたゞ後の史家が卍山乃至白龍宗珊三師の眞摯なる心懸に感服するに止まるものなるべし。

次に本書に記述せられたる所は、すべて表面的にして裏面の畫策運動は之を知るに由なし。奚ぞ知らむ宗統革弊事業の成功は、其大部分を裏面の畫策運動の奏功に歸せざるべからざること。正面的

の申請によりて成就すべき事項の如くにして、正面的には到底成就せざる事業なり。而して裏面運動の大部分は禪師が人知れず畫策せられたる功多きにあるは否むべからず。此裏面に於ける事情は源光菴文書禪師の書簡ならでは了解し難し、故に宗統復古事業の真相を知らむとせば本書のみにては不可なり、本書と源光菴文書とを併せ讀了せざるべからざるなり。

乙 禪定寺往訪録

曹洞宗補陀山禪定寺は、京都府山城國綴喜郡宇治田原村字禪定寺にあり。延寶八年月舟禪師が往昔奈良東大寺平崇上人の開基にかゝる同寺を、全く荒廢の儘に委せらるゝを慨き、復興して禪刹とせられ、元祿四年には卍山禪師も其二世として住せられ、三世に滴水曹源師繼ぎて住せらる。月舟禪師は卍山禪師の本師にして、曹源師は卍山禪師の嗣資なれば、當寺は卍山禪師と因縁の淺からざるものあり。依つて卍山禪師傳記資料探査のため、且は月卍兩禪師の昔を偲ぶため、豫め源光菴住職應峯透關師の紹介を求め置きて、大正十四年六月二十一日往訪して現住職上林眞學師に謁し、珍藏の古文書、什寶の閱覽を請ひたり。就中月舟卍山兩禪師に關係ある史料左の如し。

一、月舟和尚遺録○全一册 版本

○本書は月舟禪師の法語及詩偈を輯めたるものにして、卍山禪師に嗣法したる滴水曹源師の編纂

にかゝり、元祿十二年(月舟禪師寂後三年)五月十一日卍山禪師之れが序文を撰せられ、同年七月愚白師(月舟禪師法資にして卍山禪師の法兄)跋文を撰せらる。其序跋左の如し。

序

先師老和尚平日、語言三昧轉入文字輪者皆應一時緣不許留其稿然左右隨聞而竊記之者或有得一卷或有得數卷頃日禪定源長老出嘗所記者一卷將上棗梓以壽其慧命夫黃面老子一字不說碧眼胡僧九年面壁如錢湯無冷處似鐵壁絕縫罅是我老和尚單持此道不涉他岐但及爲物作則雖復有此吐演不墮文彩不屬染汚譬如攪著錢湯容些涼迸開鐵壁通線路而欲令人逐此些涼投全身於錢湯裏面泐其線路進澗步於鐵壁上頭則今此流通實此道現成而老和尚猶在也所謂不說宗旨面壁孤風亦豈勞問取他釋迦達磨哉是爲序

元祿歲次己卯五月十日

不肖徒白卍山拜書

跋

通身手眼提乃祖盛時之舊規全體爪牙振澆末絕世之高風承言者喪滯句者迷若向此錄上領會千山萬壑今禪定源公請跋於老朽余云卍山老兄作引殆似就虎添班

又何爲蛇畫足耶

元祿歲次己卯七月僧自恣日

嗣法徒成合白雲山焚香拜題

○本書の印刷發行せられたるは、寶永元年(月舟禪師示寂後八年)八月以後なるもの、如く、本書跋文の次に附載せらるゝ月舟禪師の畧傳の末尾に左の文字あり。

寶永甲申八月十日禪定劣孫曹源稽首拜撰

○本書(月舟和尚遺錄)中、月舟禪師が卍山禪師に與へられし遺文を索めて、左の數首を得たり。

和大乘卍山長老舉雲居孤峯話示衆韻

可惜光陰倏忽過 寸金尺璧不論多

平常酬答太明白 閑却僧堂又若何

喜卍山長老來儀

一條拄杖徹招源 倒用橫拈解脫門

不假陽和些子力 掌中至寶曜乾坤

和卍山長老遊山

松下重栽無數杉 千尋氣勢衝天參

棟梁姿在寸苗裏 暗蓋西東與北南

卍山長老覓得洛北鷹峯之源光菴爲幽棲地以偈陳賀

將他慧遠薰蓮社 變作曹溪新寶林

時節因緣難思議 鷹峯增翠古來今

過源光菴和卍山長老呈偈韻

行藏用捨不曾空 隱顯隨時全始終

來見幽棲無一物 情知自有古人風

卍山長老赴西海鄉後逢鄉人歸寄書並偈問訊旅況

別後神馳西海頭 行程無恙到鄉不

憑人傳語問消息 此日投問何處休

○上林真學師曰く『本書の原版は今東京の某寺にあり』と。

二、月舟禪師遺偈壹軸

出息入息 前步後步 生死生來 箭鋒相拄

無中有路通 是我真歸處

月舟老衲書

○右は元祿九年丙子一月十日、月舟禪師七十九歳にて示寂の際に於ける絶筆なり。

三、月舟禪師眞筆和歌一首一軸

曉宜二老返歌

あきはて、世を宇治山の我庵は

みやこのたつみしかぞすみけり

月舟叟 八月廿八日

○右は喜撰法師の歌に擬して、作られたるものなり。

四、月舟禪師筆蹟三幅對函入

○各軸に揮毫せられたる文字左の如し。

1 達磨圓覺大師 月舟拜書

2 不立文字教外別傳 月舟書

3 直指人心見性成佛 月舟書

○右は大字の行草體にて、見るからに血湧き肉躍るが如き筆蹟にして、圓轉滑脱の妙あり。遠慮なく評すれば月舟禪師は文章に於て卍山禪師に及ばざること遠きも、筆蹟に於て卍山禪師よりも熟達せらる。尙ほ右三幅を納めたる函の蓋には其裏に左の文字を記したる紙の貼付しありき。

月舟眞筆三幅對法孫攝之池田邑大廣寺中興甫堂和尚畫丹誠求來寄附當山主護念他時勿違失

天保七丙申三月 十五世玄道誌之

○上林眞學師の談によれば、禪定寺の『圓通閣』三字の扁額は月舟禪師の揮毫に成り、京都清水寺山門の『普門閣』の三字も亦月舟禪師の揮毫にかゝるものなりと。

五、月舟禪師畫像卍山禪師贊壹軸

○像は神采奕々生けるが如し。贊語は左の如し。

肥前州高傳前住絶學爲公命工

寫舟老和尚道影精裝爲軸寄

禪定寺不肖隨喜爲之贊云

眞身假影々々眞身

卽身卽假阿魏水銀

忽後瞻前祗這是青山

滿目爲誰新

寶永丁亥冬日

不肖

卍山拜題

六、禪定寺庫院誠約扁額壹面

○扁額の文字左の如し。

庫院誠約

大凡庫院厨中所有米麵鹽酢菜果柴薪或茶或油及一切物子等壹是皆三寶物也常住物也一々護惜莫存容易縱雖粒米莖菜若以私意受用如已有則彌天罪犯造地獄業也切須做賣主盡漢以莫味因果如如二時粥飯晡時藥石盡心誦營莫生退屈念主切々々

元錄六年孟春

方丈卍山記

○卍山禪師は元錄四年秋、大乘寺より轉じて禪定寺に來住せられ、元錄七年秋まで滿三ヶ年同寺に住持たりしかば、其在任中に書かれたるものなり。

七、卍山禪師禪定寺鼎建賀偈一通

正德乙未鼎建禪定寺消取孟夏十六吉辰上梁老納歡喜代丈室音公遙唱一頌以充上下四方之六頂云

梁上下兮梁四方吉辰頌出吉祥章無量福聚海深廣一顆摩尼放寶光

○右は正德五年四月十六日の禪定寺本堂落成式に卍山禪師の贈られたる賀詞なり。禪師源光菴よ

り禪定寺に向向して此詞を誦せられしか、代參を遣はして代讀せしめられしかは不明に屬す、惟ふに正德五年は禪師の寂年にして、その前年靈元法皇の寵命をすら拜辭せられたれば、恐らく代參を差遣せられしならむ。されど禪師の發病はこれよりして二ヶ月の後即ち同年六月なれば、落成式が病氣迄に屬せば或は籠に乗じて行き、參賀せられしやも計り難し。

八、禪定寺卍山代新添帳一冊

○こは卍山禪師が禪定寺に住持たりし其期間に、禪定寺に於て、増加したる什物及財産を記載せられたる帳なり、(月舟禪師及曹源師時代の新添帳もあり)要點を摘記すれば左の如し。

卍山代新添什物覺

一、大權像 壹軀

○右之外十三點あるも略す。

卍山新添日牌月牌料覺

日牌料

一、銀貳百目 卍山施入

爲一線播道和尚

日牌料

附 錄

一、銀貳百目
金三兩

卍山施入

爲 月海玄秋居士
玉室妙金禪尼

○此外ニ卍山施入の物件三點、其他の人の施入七點あり。

右祠堂供養料

惣合 銀 六百十五文目
金 十一兩二分

右之内

(銀 四兩百目
金 四兩貳分)

前代買得の山林代銀
不足の分に償之者也

(銀 貳百拾五文目
金 貳兩貳分)

卍山代田地買得之
代銀に遺之者也

遣方二口合 銀 六百十五文目
金 七兩

指引殘テ現金四兩貳分有之

外

日牌料

一、山林一所

下司源四郎施入

爲本譽德源信士

元祿八年乙亥二月十一日 白卍山記

○卍山禪師は禪定寺に住持中、受業師一線和尚の爲めに日牌料を寄附せられ、父玄秋居士、母妙金禪尼のためにも亦、日牌料を寄進せらる。而して住持期間中に、月舟禪師住持中の山林買得代銀の不足金も之を返辨し、田地を買得し、尙ほ四兩貳分の剩餘ありしのみならず、下司源四郎より更に山林一ヶ所寄進したりければ、寺基も益々堅固となれり。

元祿八年二月十一日に記述せらるゝ事、如何の故か。禪師は元祿七年秋禪定寺より源光菴に轉住せられしこと、年譜にも見えたり。殘務のため時々禪定寺へ行かれしものか、將た源光菴艸創の折柄ゆへ、八年の春には尙ほ禪定寺に居勝ちの事なりしが故か、此邊明瞭ならず。

九、月舟禪師木像壹軀 ○本堂の後堂に安置す

○右は卍山禪師禪定寺に在職中の元祿六年夏月舟禪師の壽像を刻して同寺に安置せられたるものなり。等身より稍小にして榻に倚られたる像なり。儼然たる風貌さながら生けるが如し。

一〇、卍山禪師木像

○是亦榻に倚られたる形にして、身高一尺ばかりなり。こは曹源師の代に刻成せられたるものならむ。圓滿なる相裡に毅然として犯すべからざる風見ゆ。

右の外曹源師木像、及び宗祖大師(道元禪師)の像など數軀並列せるが、大さは皆卍山禪師の像に同じ。